



佐々木 屬

嚴  
祕

特高外事月報

昭和十一年五月分

内務省警保局保安課



凡 例

- 一、本資料は各月中に於ける社會運動其の他に關し特高外事警察事務上參考となるべき情勢の概要及重要なる關係出版物を輯録するものとす。
- 二、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 三、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府縣の情報に據りて記述す。
- 四、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

特 高 關 係

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 一、共產主義運動     | 一、朝鮮人運動   |
| 一、國家(農本)主義運動 | 一、宗教運動    |
| 一、政黨運動       | 一、無政府主義運動 |
| 一、労働運動       | 一、其の他の運動  |
| 一、農民運動       | 一、消費組合運動  |
| 一、商工運動       | 一、借家人運動   |
| 一、水平運動       | 一、其の他     |
- 
- 外 事 關 係
- |              |                |
|--------------|----------------|
| 一、入國、居住、送還關係 | 一、社會運動の國際的連絡關係 |
| 一、外謀取締關係     | 一、情報其の他        |



特高關係

(運動狀況)

- 一、概説……………一
- 二、共産主義運動の狀況……………七
- 一、日本勞農救済會準備會の運動狀況……………七
- 二、日本無産者醫療同盟の運動狀況……………八
- 三、左翼學生運動の狀況……………九
- 四、プロレタリア文化運動の狀況……………一〇
- 一、國家(農本)主義運動の狀況……………一三
- 一、叛亂事件審理狀況(其の二)……………一三
- 二、相澤中佐死刑判決と其反響(其の五)……………一四
- 三、特別議會に於ける諸問題……………一九
- 四、國家主義團體の戦線統一運動……………二二
- 五、大日本護國軍の動靜……………二九
- 一、政黨運動の狀況……………三〇
- 一、大日本國家社會黨の情勢……………三〇
- 二、大日本生産黨の情勢……………三〇
- 三、愛國政治同盟の情勢……………三二
- 四、立憲修正會の動靜……………三四
- 五、大日本國民同志會の結成狀況……………三五

- 六、社會大衆黨の動靜……………三八
- 一、勞働運動の狀況……………四三
- 一、メーデー當日に於ける各勞働團體の動靜……………四三
- 二、退職積立金制度に對する勞働團體等の態度……………四六
- 三、勞農無産協議會の動靜……………五三
- 四、勞働團體の對特別議會闘争……………五五
- 五、日本海員組合年度大會等の狀況……………五八
- 六、新日本海員組合年度大會等の狀況……………六一
- 七、東京市電氣局勞働争議解決後の情勢……………六三
- 一、農民運動の狀況……………六七
- 一、全國農民組合の飯米獲得運動狀況……………六七
- 二、農民組合のメーデー舉行狀況……………六九
- 三、農村關係諸團體の運動……………七一
- 一、商工運動の狀況……………七六
- 一、全日本商權擁護聯盟の商權擁護運動……………七六
- 二、全國米穀商組合聯合會の米穀自治管理法案反對運動……………七六
- 三、ガソリン値上反對運動の狀況……………八一
- 一、水平運動の狀況……………八九
- 一、全國水平社の運動狀況……………八九

(雜 錄)

- 一、特高關係主要機關紙發行狀況……………一四三
- 一、運動日誌……………一四四
- (研究資料)
- 一、國家(農本)主義運動……………一四九
- 一、昭和維新と財政改革私見……………一四九
- 一、政黨運動……………一五三
- 一、勞働組合法(社會大衆黨案)……………一五三
- 二、母子扶助法案(片山哲提出及説明)……………一五四
- 三、「議會制度及行政機構改革に關する決議案」……………一五四
- 四、國民生活安定に關する決議案……………一五五
- 五、農村窮乏打破に關する決議案……………一五五

外事關係

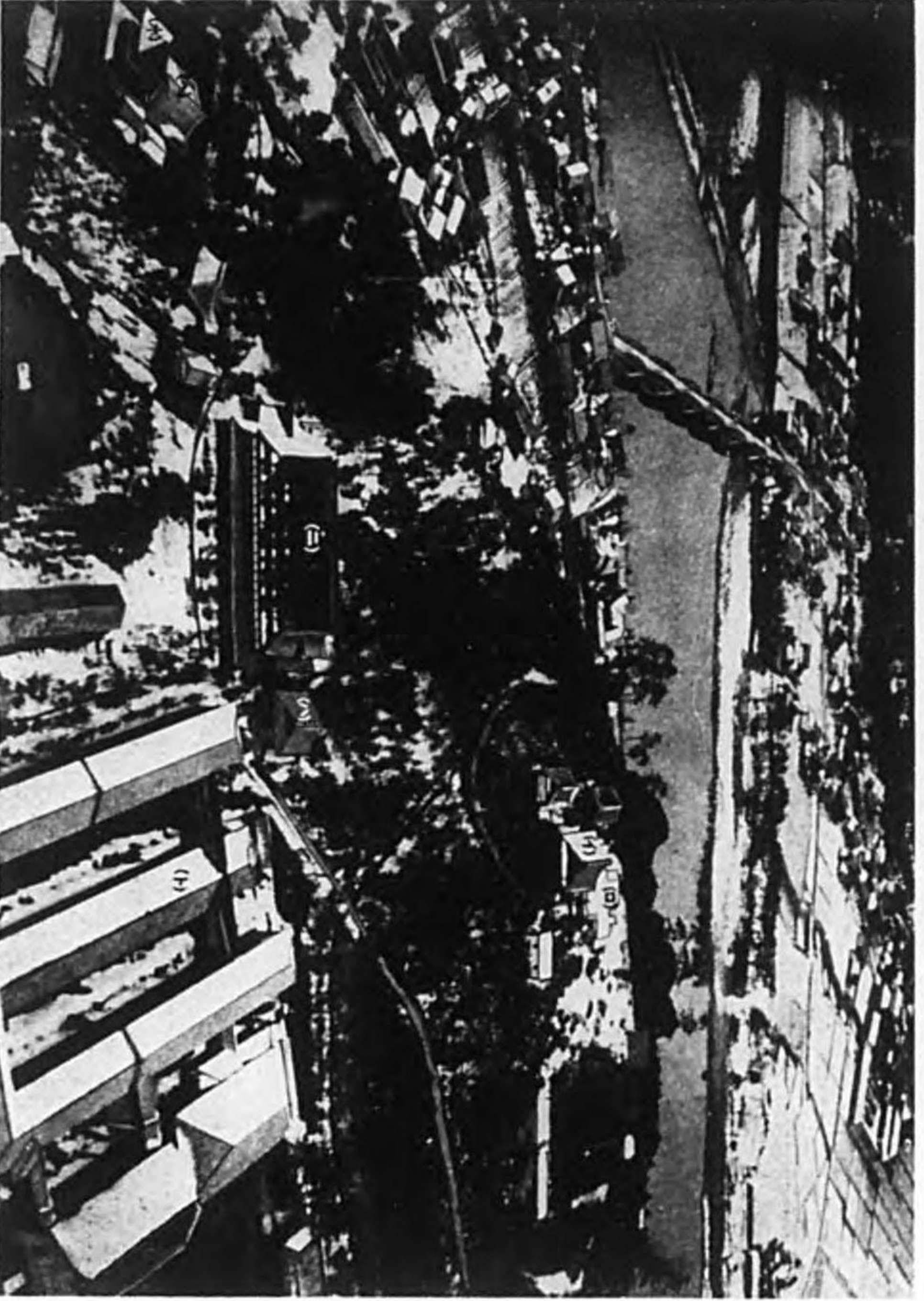
- 一、概説……………一五七
- 一、入國、居住、送還關係……………一五八
- 一、護照所持舊露國人の視察取締……………一五八
- 二、中國人(滿洲國人)入國禁止調……………一五八
- 三、中國人(滿洲國人)送還調……………一六一
- 一、外謀取締關係……………一六六
- 一、ソ聯邦大使館一等書記官の要塞地帯法違反事件……………一六六

- 二、外謀容疑舊露國人の行動……………一六六
- 三、外國人の重要箇所視察事例……………一六七
- 四、國情調査容疑照會調……………一六八
- 一、社會運動の國際的連絡關係……………一六八
- 一、情報其の他……………一七〇
- 一、ソ聯邦政府の白系露人開放大赦令並之に關する露國勸誘方訓令……………一七〇



大正二十九年

大本事関係写真  
(宗教運動の参照)



本部本部の全景  
(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)  
野天閣 至聖殿 長生殿敷地  
黄金閣 教祖殿 しろく殿  
本部町立小學校(大木上關係ナシ)



黄金閣及教祖殿



倒壊直後の黄金閣  
教祖殿は既に破却完了して其の姿を見せず



彌勒殿  
右手に千木を叉へ鰹木を置きたるは至聖殿にして  
山上に建つは穹天閣



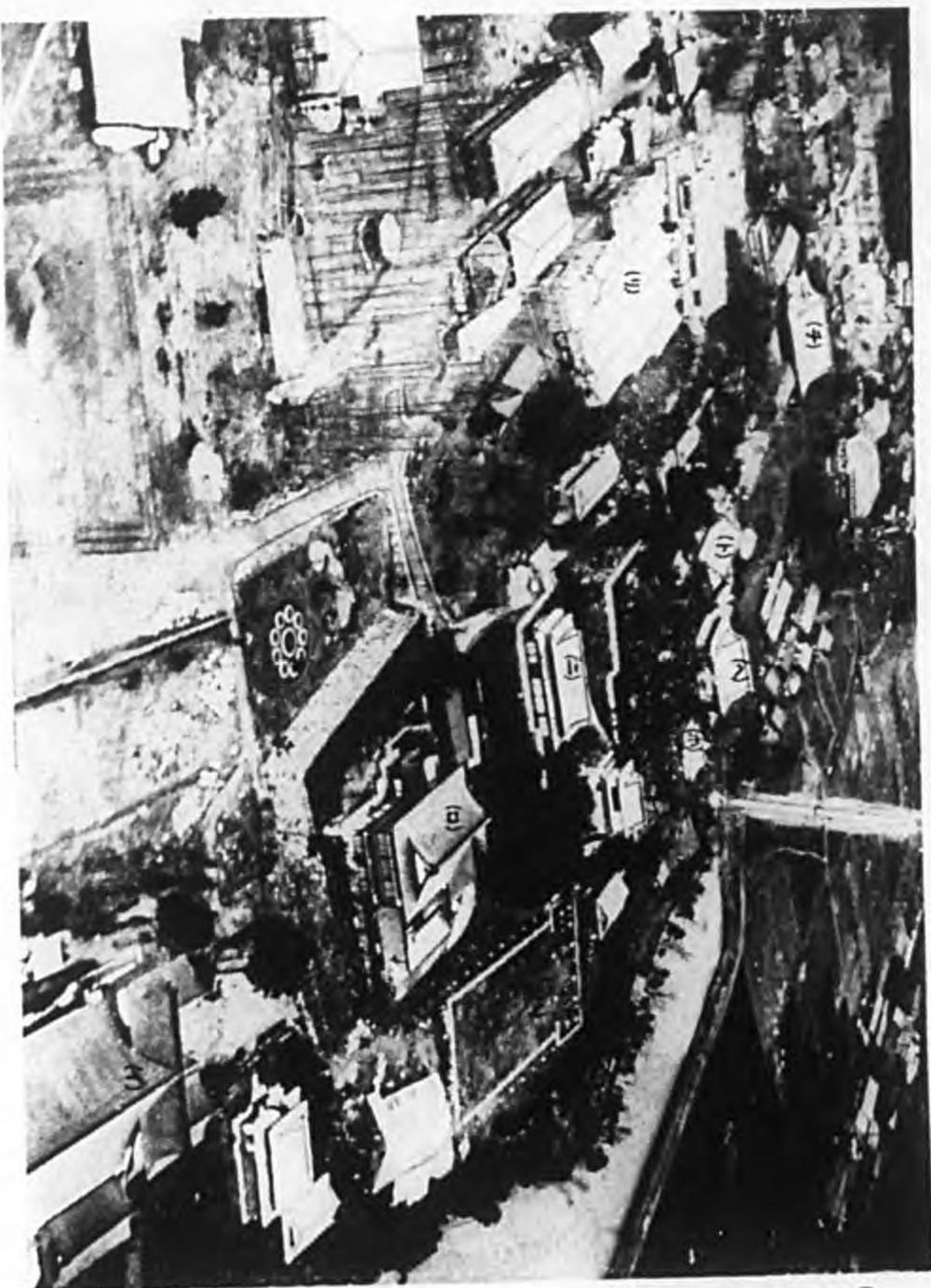
破却直後の彌勒殿の一部及至聖殿を示す



月宮殿正面



破却工事中の月宮殿の一部  
鐵骨鐵筋を酸素瓦斯にて切断しつゝあるを示す



總圖本部の全景  
 (イ) 更生館  
 (ロ) 萬善殿敷地  
 (ハ) 月宮殿  
 (ニ) 光明社殿  
 (ホ) 高天原殿  
 (ヘ) 天照殿  
 (ト) 天聲社(印刷工場)  
 (チ) 透明殿





高天閣正面  
王仁三郎の居殿



倒壊したる透明殿

## 特高關係

### 運動狀況

#### 概説

五月中に於て特高警察上最も留意を要したる事象は帝都叛亂事件及相澤中佐事件の公判經過に基因する人心の動向及戒嚴令下に開かれる第六十九回帝國議會に對する特高關係派の動靜なりとす。

而して叛亂事件の取調竝に審理狀況を見るに、關係者に對する東京憲兵隊を中心とする摘發檢舉は軍内上級者に及び居ると雖も未だ民間關係者と共に裁判に附するに至らず、一方叛亂參加者に對する公判は五月十日及二十八日の兩日に夫々求刑ありたるも極秘裡に開廷されたるを以て、一般民心には表面格別なる反響なきが如きも國民中の有識者層竝に軍部、右翼方面に於ては異常の關心を以て審理の經過を注意し居り。他面相澤中佐の公判は公開禁止新聞記事差止の儘五月一日辯護人の辯論行はれ七日死刑の判決言渡あり、翌八日相澤は上告したるやにて事件は高等軍法會議に繫屬し陸軍省より九日附にて公判經過及批判的當局談の發表ありたるが、之れに對する一般的の意向を綜合すれば概ね公判は適切なるものとなしつゝありて、殊に上告をなしたることに對しては相澤の信念としたる尊皇絶對に背馳するものなりとなし、或は武人の恥辱なりと批判しつゝある實情にあり。右翼分子にありても現在戒嚴令下にあるを以て積極的の表面行動は認められず靜觀の狀態を續け居ると雖も、其一部には尙かに當局の措置を難じつゝあるもの亦尠からず極めて不氣味なる氣運を孕みつゝありと言ふを得べ



く、斯る現状より推し今後の情勢の推移と之等分子の動向とは深甚なる留意を要すと認めらる。

第六十九回帝國議會は五月二日召集同日開院式舉行せられ長くも異例の 勅語を賜り朝野共に恐懼感激したる所に於て、議員の態度及言論應酬等も從來に比し概ね眞摯なるものあり輿論の大勢は之を賞讃しつつあり。本議會に對する特高關係諸派の動靜を擧ぐれば

(一) 社會大衆黨にありては支持労働組合幹部をも含めて特別議會對策委員會を設置し、黨提出法案の限定集中主義を採り政府提出法案に對しては社會立法的法案の修正成立に努め言論の自由、國民生活の安定、産業労働の統制等の決議案を提出し、院内外呼應して其の實現の爲めに闘争を展開することとし、議會内に於ては五月一日地方無産派選出議員を合し二十二名を以て交渉團體を結成し第一控室名儀を以て届出をなし、無産各派共同戦線の下に同日午後代議士會の決議により政府に對し反對黨の立場に於て勇往邁進労働大衆の期待に應へんことを期する旨の聲明書を發し、政府の豫算案に對しては河上代議士をして全面的反對演説をなさせしめ、一般施政に對する質問は麻生久をして國民生活の安定と資本主義の改革、國防及肅軍、對支外交、議會改革、メーデー禁止等の各項目に互り質問をなさせしめ、又退職積立金及退職手当法案に對しては全産聯の硬化傾向に對し反對聲明書及修正案、原案撤回要求聲明書を發し、米穀、産繭、肥料の三法案に對しても希望條項を發表する所ありたり。

(二) 大日本生産黨にありては五月十二日、貴族院に貴革建議案上程せらるゝ旨報導せらるゝや代表者は近衛議長を訪問し建白書を提出したり。

(三) 農村關係諸團體及商工團體の動靜は農村關係の米穀、産繭、肥料の三重要法案に對する通過促進及阻止の相対的運動を

豫想されたるが、産繭、肥料に關する二法案は政府提出案に對し通過阻止側に立つ商工團體に於て積極的運動なかりしも、米穀關係三法案に對しては全米聯に於て五月一日大阪に大會を開催し法案の根本精神並に特別議會上程反對の決議及宣言を可決し府縣代表委員をして關係各省大臣貴院各派各政黨兩院議員等に對し法案阻止の陳情運動を行ふと共に、地方に於ても地方大會を開き反對の宣言決議を可決し陳情書を送附し或は法案通過阻止祈願を爲す等熾烈なる反對運動を展開せるが、五月廿四日法案は兩院共通通過可決せられたる爲め一先づ運動を打ち切りたり。

之れに對し帝國農會にありては五月十日道府縣農會長協議會を開催し、「米穀、産業、肥料の各法案の成立は現下農村の實情に鑑み萬難を排し一路通過に邁進する旨」の聲明書を發表することに決し、實行方法として各黨各派及兩院議員に對し通過盡力方の陳情を爲す所あり、又各道府縣農會長は其の道府縣選出兩院議員其他各方面に陳情運動を續行し、系統農會亦中央と呼應して各地に大會、地方協議會等を開き通過促進に關する決議をなし各方面に陳情書を發する等運動する所ありたり。

(四) 全國水平社執行委員長松本代議士は五月十六日第二分科會に於て水平運動の取締及部落改善費の支出に關する質問をなし、又五月二日附にて華族制度改廢に關する質問書を提出する所ありたり。

(五) 其他東北六縣耕地協會聯合會は五月八日東京に代表者會議を開き東北地方國營開墾事業による農村振興の基礎確立、自作農創成施設の徹底に關し、又近畿地方同協議會は五月十五日東京に於て代表者會議を開催し耕地雪害復舊事業の徹底的助成、恆久的災害防止施設、不良農耕地の改善、過少農經營面積補給、集團農耕地開發等要望の決議をなし、九州沖繩同協議會、東海四縣同協議會にありても耕地事業關係豫算の増額旱水害の救助等を決議し政府並に議會に建議陳情せり。

以上の外今期議會に於ける議員の態度及言論の顯著なるものを掲ぐれば、齋藤代議士の質問演説、麻生、風見兩代議士の政



黨自省演説、津村議員の軍人誹謗演説、小山亮代議士の不起立問題、不穩文書臨時取締法を繞る問題等にして、之等を繞つて所謂保守的現状維持的諸勢力と所謂革新的勢力との對蹠的氣分明瞭に現はれ今後の政治的情勢を洞察する上に一の示唆を與へたりと謂ふを得べし。

更に本月中に於ける社會運動の一般を概観するに、最近日本共產黨の中央部結成せられたりと傳へらるゝも未だ具體的活動は認め得ざるが、外廓團體の活動は漸次活潑ならんとする状況にありて大阪に於ける勞教準備會の運動、新潟縣下に於ける醫藥同盟の運動、警視廳管下のプロレタリア文化運動等は其の顯著なるものなり、更に左翼學生運動も亦漸次組織化の方向に進み東京所在大學専門各學校の學生新劇俱樂部は組織擴大の策動に出で、關東雄辯聯盟亦再建を策し、京都帝大内左翼分子は學友會改革運動の舉に出づる等具體的活動を開始するに至れり。

國家主義團體の戦線統一運動は東京に於ける二月會の維新政黨結成運動に對し、關西に於ては八月會を中心として戦線統一運動行はれつゝありしが、八月會は二月會との合流の可否を繞り貫南派の對立を生じ遂に参加派たる藤岡文六、村田村治等は豫て八月會より撤退せられ居りたる吉田益三、手島剛毅、宮本純一等と相結び二月會の一部と連絡を採り關西地方の右翼團體幹部に呼びかけ右翼戦線の統一を提議し五月會を結成したるが、其後不取敢五月二十九日全愛國團體統一聯盟を組織するに至れり。一方八月會にありては飽迄勞働者農民其他一般國民大衆を基礎とする健實なる運動方法により純正日本主義の政治團體を結成すべく愛國勞働組合全國懇話會、皇國農民同盟を中心とする農民戦線統一運動等横斷的組織の結集擴大に努めつゝあり。嗣て東京に於ける二月會は内部の複雑なる事情により運動進展せざるものゝ如くなるも愛國政治同盟小池四郎、國民協會赤松、津久井其他宮崎龍介、島中雄三、下中彌三郎等夫々暗躍しつゝあり。之等各派の今後の動靜は注目に價す。

五月一日のメーデーに對しては、時局に鑑み示威運動の舉行を禁止したるを以て各地共概ね靜謐なりしが、北海道、長野(鮮人)、岡山縣下に於ける一部左翼分子は秘に非合法メーデーを敢行せんと策動し居りたるも、各當局の事前阻止により目的を畫餅に歸せしめたる外警視廳以下十九廳府縣下に於て演説會、座談會、觀櫻會、ピクニック等を催し或は聲明書を發表する等のものありたるも何れも平穩裡に終了せり。又昨年末來懸案となり居りたる東京市電氣局従業員に對する特別手当年額四十萬圓の支給方法に關し五月七日勞資間に細目協定成立し東交組合内部も一應平靜に歸したり。

農村關係商王關係團體の現政府並に時局に對する運動としては、全國町村會は五月十三、四日富山市に於て大會を開き國民精神の作興、公民教育の徹底、行財政の根本的整理斷行、地方自治の擴充、地方財政調整交付金の増額交付等を期す旨決議し其の實現を政府に献策することに決し、又北信五縣町村長會にありても五月六、七兩日長野市に於て第十六回大會を開催し雪害冷害救済助成、地方財政交付金制度の實現、農山漁村振興土木事業の繼續施行、小學校教員恩給基金町村納付制の廢止等を政府に建議することを決議したり。

産業組合中央會にありては、現時局に處し産業組合は運動の大成を圖り國民生活の安定に資するは組合當面の任務なりとし、反産運動を排撃したる聲明書を發表せり。又本年四月再燃したるガソリン値上問題は商工省の五錢値上の容認により石油業者側に於て五月七日より實施せんとし、自動車業者の反對運動を惹起したるも兩者共に時局に鑑み専ら交渉戦に終始し、値上實施を六月一日に延期することゝなり紛糾を見ずして解決せり。

大本事件容疑者は五月中更に五十六名を検査し總數六一三名に達し、其取調状況は順調に進展し京都府にありては容疑者百七名に對し五月末までに大體取調を完了し、二十名は釋放、六十四名は送局、現在取調中のもの二十三名のみとなり、檢



事務局にありては三十九名起訴收容(五月中)二名起訴留保、十九名起訴猶豫、目下取調中の者四名となれり。各地の檢舉者中にも自白せるもの八十餘名に達せる状況にあり。一方建物の破却處分も建物五十棟、碑石二十五基に及び、特殊事情にある京都府にありても諸般の手續準備を完了し五月十八日綾部、龜岡其他の建物破却作業に著手の運びとなり、強靱堅牢を極めた該建物も夫々適當なる方法により何等の事故なく大體倒壊せしめ得たり。其他管理者等に於て自發的に破却したる建物十六棟碑石十五基あり。斯くて豪華僭態を誇りたる皇道大本の全國各地の建物施設も五月中に概ね破却し盡し其の形骸的存在を掃拭したり。尙近時世相の推移既成宗團の不振等に伴ひ所謂新興宗教の擡頭を見るに至り、これらのものゝ内には素りに除病攘災等の迷信を流布して人心を誑惑し又は獻金を慫慂し或は宗教の範疇を逸脱して不穩なる思想若は政治運動に出でんとする邪教紛なからず、既に茨城縣下所在天津教、兵庫縣下所在神政龍神會等は當局の剔抉により檢舉せられ、茲に一般世人の關人も漸く淫祠邪教に集注せらるゝ傾向を生じ、現在教宣、神律、神訓、人訓、教育勸諭等を其教典として掲げ全國に百二十余の布教所を設置し信者百萬を擁せりと稱する「人の道教團」の如きも、其の謂ふ所科學的常識を無視し加之低級幼稚なる爲め最近一般より邪教なりとして非難攻撃せらるゝに至り、教團の具體的事實に基き其の缺陷を剔抉せられんとする状況にあり、之れに對する教團の反駁的行動の熾烈化は却て既成宗團、地方醫師會、一部識者等の反感を激成しつゝあり。山形市に於ける佛教各派對本教團の確執の如き其の最も顯著なるものとす。此の種宗教團體の布教實狀、他團體との關係等に就いては周匝なる視察取締を要す。

次に共產主義擡頭後凋落の一途を辿りつゝありたる無政府主義運動も其の主義を盲信する徒輩により曩に無政府共產黨結成の事實あり既に發覺檢舉せられたるが、長野縣に於て關係者を取調中端なくも其の一部分子中に同黨の運動方針を批難し別個の無政府主義革命理論を奉ずる革命的秘密結社「農村青年社」を結成し、自主分散聯合組織により無政府共產社會の實現を企圖して策動し既に全國に三一九名の關係者散在し居ること判明したるを以て、内務省より五月三日附にて是等關係者の運動状況を明にし取締をなすべき旨全國に通牒し、關係濃厚と認められる者に對しては檢舉取調方手配をなし、長野縣よりは中心分子の聴取書及參考資料を各廳府縣に通報し、農村青年社を治安維持法違反結社として五月末日迄に三十五廳府縣に互り關係者二二六名を檢舉し内二二〇名は釋放、三二名は送局其の内一三名は起訴收容、他の七四名は引續き取調中にあり。

## 共產主義運動の狀況

### 一、日本勞農教授會準備會の運動狀況

#### (一) 大阪支部の活動狀況

(1) 勞農大阪支部に在りては、曩報の如く目下組織整備中なるが本月三日同支部事務所に於

て、速見泰明、國松徳市等六名を以て常任委員會を開催し種々協議せしが其の主要事項次の如し。

(イ) 組織擴大の件 當局の彈壓に依り潰滅せる各班の組織再建の爲其の調査を徹底せしめ、連絡の回復を圖り組織の擴大充實に努むる事。



(ロ) 支部常任委員会の件 支部常任委員会は毎月三回開催しつゝあるが、常に其の決議にのみ止まり之を實踐活動に發展せしめたる成果なき實狀にあり、故に爾今實踐活動中心主義に依り常任委員会は毎月一日、十五日の二回となし、本件變更に關しては、六月一日開催の執行委員會に於て事後承諾を求むることに決定せり。

(2) 勞教大阪支部に在りては、プロレタリア經濟學の研究資料として、本月十五日川上貫一著「勞賃と資本」なるパンフレットを複製關係方面に頒布せり。

### 二、日本無産者醫療同盟の運動状況

(一) 新潟縣下醫療組合設立準備會の活動状況 新潟縣中蒲原郡龜田町を中心とする近郷北日本農民組合支部幹部に在りては、豫而日本無産者醫療同盟(五泉醫同)並葛塚醫療同盟の指導に基き、同組合員を基礎とし未組織農民を網羅せる同盟系醫療組合の設立を企圖し居たるが、本月八日午後三時より龜田町大字早通公會堂に於て、五泉醫同書記長齊藤國定、葛塚醫同幹部佐藤藤治等の列席を需め關係支部幹部三十八名出席の上第一回組織準備會を開催し、上早通支部長佐野春治を座長に推し種々協議したる後、右佐野春治を設立準備委員長に推薦し關係組合より十三名の準備委員を選任し之が準備を進める事に決定せるが、時恰も農繁期に際會せる爲、來る六月二十六日龜田町大字城所青年クラブに於て設立準備委員會を開催協議する事とし午後六時散會せり。

而して内偵する處に據れば、所謂老年組にありては本組合設立を希望し居らざるも、小泉常作、井越甲(治安維持法違反起訴猶豫者)其他青年分子に於ては葛塚醫同と連繫を密にし其の指導を受け該組合設立を強調し居りて、其の去就に關する意見の對立を醸成し、五泉醫同の如きは斯る見地より將來の發展性稀薄なる見透の下に比較的消極的態度を持し居る狀況なり。

るが、葛塚醫同は積極的に之を指導援助しつゝありて、目下の處實現可能なるが如く見受けられ新潟縣に於ては注意中にあるり。

### 三、左翼學生運動の状況

(一) 最近に於ける學生運動の動向 從來我國に於ける左翼學生運動は、プロレタリア青年運動の一翼として、日本共産青年同盟の指導を受け來りたる關係上、昭和八年十二月右同盟潰滅後萎微不振の狀況にありたり。

而して左翼學生の多くは、學内に於ける演劇研究會及映畫研究會等の文化團體に潛入し、或は同人雜誌に立籠り、密かに客觀狀勢の到來を待たんとするやの傾向に在りたるが、最近時局に刺戟せられ、漸次組織化の方向に進みつつあり。即ち本年二月都下大學專門各學校の映畫演劇研究會より成る學生新劇俱樂部の結成を初めとし、(二月分月報参照)關東雄辯聯盟再建の策動及東京學生消費組合關係機關紙に現はれたる組織煽動の記事等此の間の事情を窺知するに足るものとす。

學生運動の狀勢以上の如くなるが曾て學生運動が我國左翼運動に最も重要な役割を演じたる過去の事例に徴して右の動向は嚴重注意警戒を要するものとす。

(二) 學友會の演劇會に對する學生新劇俱樂部員の策動 東大文學部學生約五〇〇名は、學友會主催の下に、五月十九日築地小

劇場に上演中の左翼劇「天祐丸」の觀劇會を開催せるが、その裏面的事情を内偵するに、文學部美術科三年、上村齊、同哲學科三年生、生田中庸、同川岸俊雄等の東大演劇研究會(學生新劇俱樂部加盟)員が、その組織擴大を圖る目的を以て、新協劇團經營部二木獨人コト井上豪太郎(元プロット員)と相策應し、文學部學友會委員を動し、學友會觀劇として學校當局の許可を得たる模様なり。



而して前記「天祐丸」の筋は、反戦、反宗教及社會政策的施設の暴露を織込み巧みに反資本主義を宣傳せるものなるが、之等左翼分子は更に「天祐丸」の批判會の名の下に、觀劇者を集合せしめ、主義の宣傳煽動をなすと共に、之が獲得に努めんと計畫し居る模様あるを以て之等の動靜については嚴重注意を要するものとす。

(三) 京大學生會改革問題 去る二月京大學生課に於て、昭和十年度學生會豫算の赤字七百五十圓補填の爲、本年三月卒業見込者父兄五九七名に對し、會費納入督促狀を發送せるが、之を聞知せる學生會代議員水口昌司外二名は「學生は學生會に入會の義務なきものにして右督促狀は不當なり」として、之が反對運動をなし來りたるが、之等一派は更に五月九日付「文化部の自主的組織及學生親睦會の強化と大衆化」を強調せる學生會改革案を發表し、又本月十二日中心學生十二名が極秘裡に對策協議の結果、次の如き運動方針を決定せり。

一、執拗に運動を繼續し、今秋の學生會代議員選舉には自派代議員三十名獲得に努むること。

二、學生評論(瀧川事件退職者の機關紙のもの)を自派學生に購讀方を勧誘すること。

三、學生會殊に教授を味方に引入れる爲實行委員が之を歴訪すること。

而して五月二十六日の瀧川事件の記念日に際しては、學生會改革派の學生を煽動して殊更に波瀾を捲起さしめ、その記念闘争たらしめんと計畫したる模様ありて、之等分子は此の學生會改革運動を左翼運動化せしめんと策動しつゝあるやに認めらるゝを以て、本運動の動向は注意を要するものとす。

#### 四、プロレタリア文化運動の状況

最近左翼文化團體は漸次結成の氣運に向ひつゝありて、五月中に結成せられたるもの五團體、目下結成準備中のもの一

#### 團體あり。の文化運動の状況

而して之等團體の多くは表面的には「親睦と互助を目的とす」と稱しつゝあるも社會客觀狀勢及その中心分子の思想傾向等より觀察するときは相當容疑の點あるやに認めらるゝを以て凡ゆる方面より其の實體の究明に努むるの要あり。殊に詩人俱樂部の如き共產主義系分子と無政府主義系分子とが合體して俱樂部を結成せるが如きは新傾向として特に注意を要する事象なり。

(一) 詩人クラブの結成 客年末以來、「詩精神」、「文學界詩人」等の各種詩文學誌を通じ、共產主義系詩人、無政府主義系詩人間に、詩人團體結成の議起りつゝありたるが、本年二月萩原朝太郎、中野重治、草野心平、秋田雨雀、北川冬彦、金子光晴、遠地輝武、新井徹、深尾須磨子等發起人となり、在京詩人七十餘名に勧誘狀を配付したる結果、六十五名の賛成者ありたる爲四月二十五日之が「詩人クラブ」を組織せり。

而してその規約に於ては「詩の發展普及を計り併せて親睦と互助を目的とす」と規定しつゝあるも、會員の大半は、共產主義、又は無政府主義系人物を網羅しつゝあるのみならず參加勧誘書中には「詩人の協力が必要とするの狀勢と氣運に向つてゐる」と稱し、又「詩人の協力により對社會的に働きかけの要あり」と稱しつゝある點より觀るときは本クラブの動向は相當注意を要するものなり。尙役員、事務所の所在地等次の如し。

(イ) 幹事 新井徹 遠地輝武 壺井繁治 草野心平 小熊秀雄 北川冬彦

(ロ) 事務所の所在地 杉並區高圓寺三ノ二一三 青雲寮内 新井徹方

(二) 創作研究團體「林檎クラブ」の結成 本年三月中旬頃より左翼劇作家陣ノ内鎮、村田修、安達鐵翁等に於て



二、吾々無名作家の原稿を如何に價値付けるか

三、原稿(作品)の賣込に付宣傳を行ひ、互に世話仕合つて高價に賣込むこと

三、作品(脚本)は各新聞雜誌等に掲載及劇團に上演方を團體的交渉を爲す等の研究を行ひ發展に資すること  
等に就き協議中なりしが、四月十日東京市本郷區森川町帝大前喫茶店「三四郎」に於て、右目的の下に「林檎俱樂部」を結成せり。

本俱樂部の表面的設立動機は前述の如くにして尙創立の際の申合せ事項として

一、クラブ員以外の者と雖も向後の會合には自由に傍聴を許すこと

二、クラブ員以外の者の戯曲に對しても批判討論すること

三、月例會を二回とし、十日、二十日前後に開催すること

四、規約趣意書は作らず隨時申合せて行ふこと

等決定し、現在の所必ずしも容疑團體とは断定し得ざるが如き狀況なるも、その會員中には治安維持法違反により處分せられたる者數名あるのみならず、其の他のメンバー中にも左翼的イデオロギーを有し左翼劇團等に關係せる者少からざるを以て、その動向は注意を要するものなり。尙顧問世話役等は次の如し。

一、顧問 村山知義 千田是也 和田勝一 三好十郎

二、世話役 陣ノ内鎮 村田修子 安達鐵翁

(三) 其他の文化團體結成 尙その外、山梨縣下には羽中田誠を中心として山梨文化聯盟が結成せられ、又福岡縣下に於て

は九州醫學專門學校生徒丸山豊なるもの中心となり、地方劇團第三舞臺を結成せるが孰れも前述の意味に於てその動向注意を要す。

(四) 江東新劇後援會結成運動の状況 東京市向島區吾嬭町東一ノ一五所在の、江東讀書俱樂部江東娛樂俱樂部同人雜誌文

藝術社及第一合同消費組合等は、豫て左翼的啓蒙の立場に於て協同し、殊に右讀書俱樂部及娛樂俱樂部は相當容疑の行動あるやに認められ注意中なりしが、過般來前記團體が中心となりて「江東方面の勞働者に一ヶ月一回新劇を觀覽せしめ、以て慰安と親睦の一助たらしむ」と稱し「江東新劇後援會」の結成計畫中なる模様なるが、之が運動は嚴重注意警戒の要あり。

### 國家(農本)主義運動の状況

#### 一、叛亂事件審理狀況(其の二)

叛亂事件關係者に對しては東京憲兵隊を中心として其後鋭意摘發檢舉に努め、軍内一部上級者に對する取調も着々行はれつゝあるが、未だ民間關係者と共に裁判に附せられ居らざるを以て真相明瞭ならざるも斷乎たる決意を以て審理中にあるものゝ如し。他面叛亂部隊參加者に對する公判は之亦内容は詳知し得ざるも左記の如く極秘裡に開廷され、五月十日牧野伯襲撃班を劈頭に漸次求刑行はれたるが、最高求刑懲役十五年が下士官等に於て十名に達せる實狀にして近く行はるべき元將校等に對する求刑も相當重刑なるべきを思はしむるものあり。



身分	班別	公判開廷月日	求刑月日	求刑内容
元將三名	第一班	四、二八	審理中	懲役最高十五年 内 最低五年 六名位
下士七四名	第二班 (四〇名)	五、五		懲役最高十五年 内 最低十年 五名位
	第三班 (三四名)	五、五		懲役最高十五年 内 最低十年 四名位
牧野伯嬰撃組七名	第四班	五、五		懲役最高十五年 内 最低十年 四名位
兵 一九名	第五班	五、一		懲役最高五年 内 最低一年 三名位

二、相澤中佐死刑判決と其反響(其の五)

(一) 判決宣渡 客月二十五日死刑を求刑せられたる相澤中佐に對しては依然裁判の公開禁止、新聞記事差止の儘五月一日角岡、菅原兩辯護人の辯論行はれたるが、其辯護も從來の鶴澤、満井兩辯護人の論旨と異り、「決して檢察官の論告を駁論せんとするに非ざるも被告を辯護する以上は勢ひ反駁するの止むを得ざる場合あるべきに付不惡御諒承を乞ふ」旨の前提の下に、「五・二五事件等に比し實害の尠かりし事」「誠忠無二の衷情に出でたる事」「青年將校の驍起を抑制せん爲に身を挺して此舉に出でたるものなる事」「法の適用に關しては普通殺人罪にして用兵器上官暴行罪を併科せるは違法なること」「新見大佐に對する傷害は過失傷害なり」等を擧げて交々死刑の不當なる所以を力説する所あり、終りて被告は裁判長より最後陳述を

促がさるゝ儘に涕泣嗚咽しつゝ「裁判官辯護人、其他の御厚配を謝する」所ありたり。

斯くて五月七日判決を言渡さるゝこととなりたるが、當日は從來の公判に於て僅かに十名内外に過ぎざりし特別傍聽人五十六名の外に一般傍聽二十二名(二十一名は新聞記者の多數に上り、午後二時〇五分開廷さるゝや裁判長は直ちに判決理由法條の適用等を朗讀し、最後に主文を宣告し次で「上告の期間は三日以内に付上告の意思あれば其期間内に於て爲す様に」と附言し二時十八分閉廷せり。被告は判決に對し格別動ずる所もなく辯護人に挨拶の後傍聽席に一禮したる儘靜かに退廷したり。斯くて相澤中佐は翌八日上告を爲したる爲事件は高等軍法會議に繫屬し六月二十三日公判開廷さるゝ筈なるが、陸軍省に於ては五月九日右公判の經過及批判的の當局談を發表したり、其全文次の如し。

五月九日陸軍省發表

相澤中佐の永田中將殺害事件は豫て第一師團軍法會議において審理中のところ今次の叛亂事件に關聯し一部判士の更迭を要するに至りたる結果審理を更新し四月二十二日以來五回に互り公判を開廷せり、而して裁判長は本辯論は現下の情勢上安寧秩序を書し且つ軍事上の利益を害する虞ありと認め公開を停めて審理し五月七日判決を宣告せり。

尙本判決に對し相澤中佐は五月八日陸軍高等軍法會議に上告を爲したり。

判決

宮城縣仙臺市東六番町一番地 土族戸主  
臺灣歩兵第一聯隊(原所屬)

豫備役陸軍歩兵中佐從五位勳四等 相澤 三郎

明治二十二年九月九日生

國家(農本)主義運動の状況

右の者に對する用兵器上官暴行殺人傷害被告事件に付當軍法會議は檢察官陸軍法務官島田朋三郎干與審理を遂げ判決すること左の如し。

主文

被告人を死刑に處す

押收に係る軍刀一振は之を沒收す

判決理由の要旨

被告人は明治三十六年九月仙臺陸軍地方幼年學校に入校し逐次陸軍中央幼年學校陸軍士官學校の課程を終へ同四十三年十二月陸軍歩兵少尉に任ぜられ爾來各地に勤務し累進して昭和八年八月陸軍歩兵中佐に進級と同時に歩兵第四十一聯隊附に越えて同十年八月一日臺灣歩兵第一聯隊附に補せられ未だ赴任するに至らずして同月二十三日待命仰付けられ次で同年十月十一日豫備役仰付けられたるが、豫てより尊皇の念厚きものなる所昭和



四、五年頃より我國內外の情勢に關心を有し、當時の情勢を以て思想混亂し政治經濟教育外交等萬般の制度機構執れを惡弊甚しく皇國の前途憂慮すべきものありとし之が革正刷新所謂昭和維新の要ありと爲し爾後同志として大岸朝好、大藏榮一、西田現、村中孝次、磯部淺一等と相識るに及び益々其の信念を強め、同八年頃より、昭和維新の達成には先づ皇軍が國體原理に透徹、皇軍一體感々皇運を扶翼し奉ることに邁進せざるべからざるに拘らず陸軍の情勢は之に背反するものありとし、其の革正を斷行せざるべからずと思惟するに至りたるが、同九年三月當時陸軍少將水田鐵山の陸軍省軍務局長に就任後前記同志の言説等に依り同局長を以て其の職務上の地位を利用し名を軍の統制に藉り昭和維新の運動を阻止するものと脅威し居たる折柄、同年十一月當時陸軍歩兵大尉村中孝次及び陸軍一等主計磯部淺一等が叛亂陰謀の嫌疑に因り軍法會議に於て取調を受け、次で同十年四月停職處分に付せらるゝに及び同志の言説及其頃入手せる所謂怪文書の記事等に依り、右は永田局長等が同志將校等を陷害せんとする奸策に外ならずとなし、深く之を憤慨し、更に同年七月十六日任地福山市に於て教育總監真崎大將更迭の新聞記事を見るや、平素崇拜敬慕せる同大將が教育總監の地位を去るに至りたるは是亦永田局長の策動に基くものと推斷し、總監更迭の事情その他陸軍の情勢を確めんと欲し同月十八日上海し翌十九日に至り一應永田局長に面會して辭職勧告を試むることとし同日午後三時過頃陸軍省軍務局長に面接し近時陸軍大臣の處置誤れるもの多く軍務局長は大臣の輔佐官なれば責任を感じ辭職せられたき旨を求めたるが、その辭職の意なきを察知し斯くて同夜東京市遊谷

區千駄ヶ谷における前記西田現方に宿泊し同人及び大藏榮一等より教育總監更迭の経緯を聞き且同月二十一日福山市に立歸りたる後入手したる前記村中孝次送付の教育總監更迭事情要點と題する文書及び作成者發着不明の軍閥重臣間の大逆不道と題する所謂怪文書の記事を閱讀するに及び、教育總監真崎大將の更迭を以て永田局長等の策動に依り同大將の意思に反し敢行せられたるものにして本質に於ても亦手續上においても統帥權干犯なりと痛く之を憤激するに至りたる處、同八年八月一日臺灣歩兵第一聯隊附に轉補せられ翌一日前記村中孝次、磯部淺一兩人の作成に係る書翰に關する意見書と題する文書入手閱讀し一途に永田局長を以て元老重臣財閥新官僚等と款を通じ昭和維新の氣運を彈壓阻止し皇軍を毒害するものなりと思惟し、此の儘臺灣に赴任するに忍び難く此の際自己の執るべき途は永田局長を殲すの一あるのみと信じ遂に同局長を殺害せんことを決意するに至り、同月十日福山市を出發し翌十一日東京に到着したるも、尙永田局長の更迭等情勢の變化に一縷の望を囑し同夜前記西田現方に投宿し同人及び來合せたる大藏榮一と會談したる末自己の期待するが如き情勢の變化なきことを知り、茲に懇々永田局長殺害の最後の決意を固め翌十二日朝西田方を立出で同日午前九時三十分頃陸軍省に到り同省警備局長室に立寄り嘗て自己が士官學校に在勤當時同校生徒隊長たりし同局長山岡中將に面會し、對談中給仕を遣はして永田局長の在室を確めたる上同九時四十五分頃同省軍務局長室に到り直に佩び居たる自己所有の軍刀を抜き同室中央の事務用机を隔て來訪中の東京憲兵隊長陸軍憲兵大佐新見英夫と相對し居たる永田局長の左側身邊に急

鐵無言の儘肉薄したる處、同局長が之に氣付き新見大佐の傍に避けたるより同局長の背部に第一刀を加へ同部に斬付け次で同局長が隣室に通ずる扉迄遁れたるを追躡しその背部を軍刀にて突刺し、更に同局長が應接用圓机の側に到り倒るるやその頭部に斬付け、因つて同局長の背部に長さ九・五センチ、深さ一センチ及び長さ六センチ深さ十三センチ、左額部部に長さ十四・五センチ深さ四・五センチの切創外數個の創傷を負はしめ、右刀創に因る脱血に因り同局長を同日午前十一時三十分死亡するに至らしめ以て殺害の目的を達し、尙前記の如く永田局長の背部に第一刀を加へんとしたる際新見大佐が之を阻止せんとし被告人の腰部に抱き付かんとしたるより、右第一刀を以て永田局長の背部を斬ると同時に新見大佐の上官たることを認識せずして同大佐の左上腕部に斬付け因つて同部に長さ約十五センチ幅約四センチ深さ骨に達する切創を負はしめたるものなり。(證據說明略)

法律に照すに被告人の判示所爲中永田少將に對し兵器を用ひて暴行を爲したる點は陸軍刑法第六十二條第二號に、同人を殺したる點は刑法第九十九條に、新見大佐の上官たることを認識せずして同人の身體を傷害したる點は同法第二百四條に各該當する處右用兵器上官暴行殺人及び傷害は一個の行爲にして數個の罪名に觸るゝものなるを以て同法第五十四條第一項前段第十條に依り其最も重き殺人罪の刑に從ひ其の所定刑中死刑を選擇して處斷すべく押收に係る軍刀一振は本件犯行に供したる物にして被告人以外の者に屬せざるを以て同法第十九條第一項第二號、第二項に依り之を沒收すべきものとす仍つて主文の如く

判決す。

陸軍當局

一、相澤中佐の永田中將殺害事件に關して最も遺憾とする所は軍紀の破壞である、抑軍紀は軍の命脈であつて相澤中佐が上官たる永田中將を殺害した事はその動機、原因の如何に拘らず軍の命脈たる軍紀を紊亂したるものであつてその罪責の重大なる所も亦こゝに存するのである。

二、犯行の原因、動機は裁判の審理に徴するに概ね次の如きものである。

原因の主要なるものは相澤中佐の人物、性格、國法に對する觀念、怪文書の横行等である。

而して同中佐の性格は純情朴直にして尊皇の念厚きものがあつたが、稍々單純の嫌あり、事象の認識的確ならず往々思慮の周密を缺き、感傷性に富み時に矯激にして常軌を逸するの處があるのであつて、冷靜に事實を判斷することなく怪文書等に刺戟せられ憤激の極遂に軍紀を紊り國法を犯し直接行動を敢てするに至つたのである。



なし、その具體的事例として (一)維新運動の彈壓 (二)昭和九年十一月村中、磯部等に關する叛亂陰謀被疑事件に對する策動 (三)教育總監更迭問題に於ける策謀 (四)國體明徴の不徹底等を擧げて居るのである。而して之等の諸件は公正なる審理の結果に徴するに何等事實の認むべきものなく安りに同志の言説及び所謂怪文書等の巷説を信じ、全く我執の偏見に基く獨斷的推斷に基けるものに外ならないのである。この種純情の士が怪文書等の乘する所となつて次々に去就を誤つて行つた過去の事實は眞に痛恨にたへない所で、之に對し陸軍としては軍紀の緊縮によ

りかくの如き行爲の絶滅を期してある次第であるが尙其因つて來る機運を絶つと共にこの種事件の直接原因をなす怪文書の取締については速かに徹底的處置を講ずるの要あるものと痛感してゐるものである。

三、この種公人の暗殺は、往々重大なる所謂背後關係即ち教唆又は從犯關係があるのを普通とするのであつて、世人も亦この點疑惑を持つて居つた向もあつたが審理の結果は全く相澤中佐單獨の行爲であつて、他に共犯者として認むべきものはなかつたのである。

(二) 判決に對する各方面の意圖 叛亂事件發生直前に於ける相澤事件公判の新聞報道等により 一般的には漠然と兩事件に相關々係ありとの認識を持しつゝありしものの如く、右判決に關する發表あるや「五・一五事件等と異り嚴肅なる軍規を素り上官を刺殺せるものにて赦すべからず」「非合法的事犯の累發を抑制する爲にも極刑は當然なり」「相澤中佐は未曾有の不祥事たる叛亂事件の前哨的役割を爲し、同事件を誘發せしめたるものなり」等々概ね該判決を適切なるものとなしつゝありて、殊に上告の事實に關しては痛く相澤中佐に對する同情を失し「既に所期の目的を達したる上は正々堂々處刑されてこそ自らを活かすものなるに今更懸々たる態度を示すは同中佐が屢々口にせる尊皇絶對の信念に背馳する」となし或は「武人の恥辱」「軍人の面汚し」等の批判を爲しつゝあるの實情なり。

然れ共極めて一部の右翼分子に於ては猶本判決を以て「叛亂事件發生による政策的犠牲」「肅軍の犠牲」「維新運動に對する彈壓の前提」なりとなし、「二月下旬の公開審理より一轉して暗黒裁判に終始せるは不合理なり」「五・一五事件に比し苛酷なる刑なり」「上告したるは中佐の信念を明確にする爲ならん」「現役將校の死刑は日露役後之を見ざるに誠忠無二の中佐を死刑

にするは不都合なり」等々當局の措置を難じつゝあるも、現に戒嚴令下なるの故を以て積極的に減刑運動等の對策を爲すもの絶無にして、只管沈潜し雌伏し白眼を以て靜觀の狀態を續け、極めて不氣味なる氣運を孕みつゝありて今後の推移如何によりては相當憂慮すべきものあるを看取さる。

### 三、特別議會に於ける諸問題

五月四日貴族院に於ける第六十九特別議會開院式に於て長くも「今次東京ニ起レル事件ハ朕カ憾トスル所ナリ我カ忠良ナル臣民朝野和協文武一致力ヲ國運ノ進暢ニ效サムコトヲ期セヨ」との異例の勅語を賜りたるは朝野共に恐懼感激したる所にして、議員の態度及言論應酬等も從來に比し概ね眞摯なるものあり、僅に二句餘の會期に於て四十五件の法律案の審議可決を見る等の成果に徴し輿論の大勢は之を賞讃しつゝあり。然れ共其實情を仔細に検討する時は寧ろ既成政黨の依然たる無反省的態度、肅軍方針に對する逆襲的態度は隨所に其の片鱗を示し、單に政黨の無力化の爲に往年の如き醜惡なる所謂泥仕合的暴行を見ざりしに止るものとして、一部にありては相當反感を抱きつゝあるものゝ如し。而して全會期を通じて強く顯れたるは所謂保守的、現狀維持的諸勢力と所謂革新的勢力との對蹠的氣分にして、一例を擧ぐれば齋藤代議士の質問演説に次で行はれたる麻生、風見兩代議士の政黨自省演説は期せずして其の軌を一にする等、標榜する黨派に拘はらず一の革新的勢力としての近似性を示したるは今後の政治的情勢を洞察する上に一の示唆を與へたるものと認めらる。

特に問題となりたる主なるものを擧ぐれば次の如し。

#### (一) 齋藤代議士の質問演説

五月七日衆議院本會議に於て行はれたる民政黨齋藤隆夫代議士の質問演説は軍の政治干與及三月事件十月事件に對する措置の不徹底等を縱横に批判したるものにして寺内陸軍大臣は之に對し卒直に至極同感の旨を答



辯し所謂肅軍の意思を明かにする所ありたり。

右に對し一般的には齋藤代議士の演説は「斯る言論重壓の際克く時弊の根幹を衝き理路盡然國民の總意を大體率直に宣明せるもの」にして且つ「寺内陸相の淡白明朗なる態度亦極めて時宜に適したるものなり」と絶讃しつつありと雖も右翼分子及一部軍人にありては、齋藤代議士に對しては「不祥事件の勃發に重大の責任を有する政黨は先づ自肅自戒すべきなるを忘れず、實同中一言も之に觸れざりしのみならず、肅軍の態度を示しつつある軍に對し徒らに過去を責むるが如きは全く無意味にして價越極まるものなり」と批判し、寺内陸相に對しても「軍人の政治干與の嚴禁を無條件的に容認し事件の根本原因たる資本家、政黨の罪狀を指摘せざりしは軍の威信を失墜せるのみならず眞の憂國的軍人の行動を阻むもの」なりとて深刻なる反感を抱きたるもの如く、其後陸軍大臣は他の機會に於て「軍人と雖も廣義國防の見地より政治の研究は必要なる」旨の意見を開陳する所ありたり。

(二) 津村議員の罷任 五月十四日貴族院本會議に於て研究會津村重合は肅正選舉に落選せる鈴木政友會總裁を勸選に奏請せる政府の責任を問ひ、或は國體明徴問題に關して政治家のみ覺醒し居らずと攻撃したる後轉じて相澤中佐の態度を論難して「軍人は將校よりも兵卒の方が大和魂を多く持つて居りはしないか」等の誹謗的言辭を爲したるが之に對し、列席の永野海相は直ちに「右演説中下士兵卒は大和魂を有し忠誠の觀念が厚く將校に薄いといふが如き言ありたるも軍は上下一致至誠奉公の點に於て少しも遺憾なし」と反駁して津村の反省を求むる所ありたり。而して翌十五日開會劈頭に於て井田盤楠より提出されたる津村議員に對する懲罰動議成立するに至りたるが、此情勢を看取せる同議員は即日自發的に貴族院議員を拜辭するに至りり。

右言論に對しては右翼分子のみならず一般に於ても軍誹謗の非常識極まる言論にして夫れ自體軍民離間を招來するものとして罵々たる批難起らんとしたるが以上の如く疾風の解決を見たる爲「齋藤代議士の名聲に倣はんとしたる愚昧なるもの」として些したる問題化せずして終りたり。

(三) 小山亮代議士の不起立問題 五月二十一日衆議院本會議に於て聖旨奉體、庶政一新に關する決議案上程され、町田民政黨總裁の提案理由説明のありたる後採決に入りたるが、第二控室小山亮代議士(元社會民衆黨系)は議長より注意を促さるるも遂に起立せざりし爲問題化せんとしたるが、小山代議士の不起立理由とする所は「特別議會に於ける政府既成政黨の態度方針は口に庶政一新を稱ふるも行動に於ては毫も自省の色がない。然も全議員の代表者として立つた町田民政黨總裁は二・二六事件を惹起した岡田内閣の閣僚にして自ら責任を顧みず理由の説明を爲し其内容に於ても既成政黨の反省に關して述ぶる所なきが如きは眞に聖旨に御應へするところとはならぬ」と云ふにありたる爲各派代議士會に於ても小山代議士個人に對する問責は之を行はざることとし單に第二控室の統制問題として此の問題を取上げたが、殆んど波瀾を起すことなくして政治的に圓滿解決を見るに至りたり。事の是非は暫く措き清新なる空氣を議場に注入したること、條理の前に多數黨も無下に之を措置し得ざりしこと等は革新派將來の動向を卜するものとして注目すべきものあるべし。

(四) 不穩文書臨時取締法を議する問題 本法は當初不穩文書等取締法案として五月十四日衆議院上程即日委員附託となり會期延長後の二十五日辛ふじて一部修正の上衆議院を通過し、最終日の二十六日遂に成立を見たるものなるが、此間約十日間は衆議院の委員會論議に費され而も其論議は所謂革新派に於て「本法の如き枝葉末節的取締は革新分子の彈壓に止り、根本的庶政一新こそ先決問題なり」との全面的排撃論行はれたる外既成政黨員の一部に於ては之を好機として「本法の如きは警察



官に悪用される虞あり」との口實下に、實は過般の選挙取締に対する警察官への不満を反覆開陳する等の事ありたり。

四、國家主義團體の戦線統一運動

(一) 八月會を中心とする戦線統一運動 關西方面に於ては、皇國農民同盟(吉田賢一)大日本國家社會黨(大橋治房)愛國政治同盟(藤岡文六)兵庫縣愛國者同盟(村田村治)日本労働組合總聯合會(末中勘三郎)新日本海員組合(赤崎寅藏)皇政研究會(西光萬吉)等の諸團體並に郷軍將校中の首腦豫備陸軍少將村井清規、同少將杉村勇次郎、大社教副總監千家尊建、元同志社大學教授野村重臣等の個人有志を以て昭和十年八月二十六日「八月會」なる聯合會を結成し、爾來「皇運扶翼團體完成への實踐として純正なる日本主義者の全國的連絡と結合を圖ること」を目標として、各團體の指導方針の統一、團體觀念の把握等協同研究の外、國體明後問題等に對する共同闘争を通じて漸次戦線統一への道程に導くべく斷續的活動を爲しつゝありたるが、客年中施行せられたる府縣會議員の總選挙及本年施行の衆議院議員總選挙に於て、豫期に反せる惨敗を喫したることに鑑み、益々右翼戦線統一を期すべしとの議起りつゝありたる折柄今回の「二二六事件」の突發に依り愈々急轉的に合同促進の機運を醸成し、各團體中心人物等の間に於ては頻繁なる來往策動行はるゝに至れり。

恰も其前後に於て既報の如く東京を中心とする二月會の右翼團體の大合同に依る維新政黨結成運動開始せらるゝあり。本會に於ては、其の内情を調査の上、之と合流すべきや否やを協議したるところ、俄然參加團體間に合流、非合流の二派を生じたり。即ち「合流すべし」と主張する一派は愛國政治同盟の藤岡文六、兵庫縣愛國者同盟の村田村治等にして、其他は概ね「合流を見合すべし」となすものにして、合流反對の理由として挙げられたる事項は既報(四月分月報所載)の通りなりとす。以上の如き情勢なるを以て、其後、二月會との合流派は自然撤除外せらるゝの結果となりたる爲め、藤岡、村田等は内

心快からず遂に、當初より八月會に敬遠せられ居りたる吉田益三(大日本生産黨)並に手島剛毅(新日本國民同盟)宮本純一(國民協會)等と同志相求めて接近するに至り、後記の如く五月會に據り「全愛國團體統一聯盟」を組織するに至れり。

茲に於て八月會は吉田賢一、大橋治房、赤崎寅藏等を中心として、五月會系分子を除く残留分子に依り純正日本主義の政治團體を結成すべく奔走中なるが、其の組織運動は「吉田益三一派の五月會の如き拙速主義を採らず、飽迄も労働者、農民其他一般國民大衆を基礎とする健實なる運動方法に依るべし」となし、先づ農民労働兩團體の横斷的組織を持ち、其他一般國民の地域的組織を結集したる後、三者を統一して一大日本主義政黨を結成するの方針を以て著々其の準備を進めつゝあり。今其の主なる運動を擧ぐれば次の如きものあり。

(1) 愛國労働組合全國懇話會の結成 右懇話會は既に舊臘來、日本労働組合總聯合會(末中勘三郎)新日本海員組合(赤崎寅藏)日本労働組合協議會(大橋治房)日本労働同盟(小田孝)日本産業労働俱樂部(西山仁三郎)等を中心として右翼労働團體の間に於て劃策せられ居りたるものなるが、今回の帝都叛亂事件の發生に依り急速に關東方面との連絡成り、急轉的に統一運動促進せられ、去る四月十九日東京に於て正式に結成を了し引續き其の擴大強化に努めつゝあり。(本懇話會結成狀況に關しては特高外事月報四月分、労働運動の項参照)

而して本懇話會は、次に記述する皇國農民同盟(吉田賢一)を中心とする農民戦線統一運動とは一脈相通するものありて、各層各團體の陣容整備を俟つて全線統一による日本主義政黨結成の内約あるやに傳へらる。

(2) 皇國農民同盟を中心とする農民戦線統一運動 皇國農民同盟理事長吉田賢一(辯護士)は八月會の指導的人物の一人として活躍し、其眞摯なる態度は右翼團體間には勿論、郷軍將校方面にも相當の信望あり。又其率ゆる皇國農民同盟を中



心とする農民運動にも特に精力的運動を続け殊に五・一五事件以來客觀情勢は都會偏重主義より農村尊重に移行しつつあるに拘はらず、日本主義農民運動者は地方的に割據孤立して徒らに力の分散を來し居るは遺憾なりとして、其の統一強化に専念しつつありし折柄、過般の二・二六事件ありて、更に痛切に全國の農民運動戰線の統一の緊要なるを感じ、此際全國の有力なる同志を糾合せんことを意圖し、本年三月下旬來

皇國農民自治聯盟(千葉縣)石橋彌 立山塾(富山縣)大道重次 勤勞農民同盟(富山縣)荻原貞一 皇國農民組合同

盟(愛知縣)岩内隆平

等を歴訪して提携を約し、更に之等の同志を通じて

皇國農民聯盟(新潟縣)柄澤利清 日本農民協會(長野縣)和合恒男 帝大教授(千葉縣在住)橋爪明男 山形農民同

盟(山形縣)木村武雄

等とも連絡を執り、既に或程度の提携内約を結びたる模様にして、本運動は相當進展性を有するものと認めらる。

(二) 全愛國團體統一聯盟の結成 大日本生産黨關西本部委員長吉田益三は從來關西に於ける右翼分子中の有力者として相當重きを爲したるものなるが、元來其輩下には「博徒」「事件屋」「香具師」「紋附ゴロ」等の存在するあり。八月會よりも之を主たる理由として敬遠せられ關西に於ける右翼政黨結成運動の圈外に置かれんとする状況にありて、吉田益三は既に此の情勢を察知し豫て其不利なる立場を打開轉換すべく、同じく最近同志の信用失墜し勢力不振を挽回すべく焦慮中なりし、在神の藤岡文六(愛國政治同盟)と村田村治(兵庫愛國者同盟)等を語らひ、八月會の右翼政治團體結成に先立ち、自派提唱に依る右翼政黨結成を策し、一方在京の二月會と提携すべく四月上旬來屢々上京して、大先輩たる頭山滿、内田良平の諒解を求むる

と共に、二月會の小池四郎(愛國政治同盟)、池田弘(生産黨)、津久井龍雄、赤松克廣(國民協會)、神田兵三(新日本國民同盟)、島中雄三等と會見して連絡をとりたる模様あり。

斯くて吉田益三は關西に於ける有力者として無視すべからざる吉田賢一、千家尊建、大橋治房、手島剛毅等に對しては飽く迄も自派に引入るゝを有利なりとして、常に好意的態度を以て接しつつありたるが、五月十九日病氣全快祝を名として在阪神右翼團體幹部十名(前記四名の外村田村治、藤岡文六も參會す)を招待し晚餐の席上吉田益三より右翼戰線の統一を提議し共鳴を求むる所あり、參會者は何れも其趣旨に賛成する旨を表明したるを以て、益三は直ちに其の機會を捉へて五月會(後五月クラブと改稱す)なる社交團體を結成したり。

其後五月會は再び吉田益三の提唱に依り、五月二十一日手島剛毅、藤岡文六、大橋治房、村田村治の四名會合して『右翼政黨合同促進懇談會』を開催し世話人を左記六名に決定すると共に、五月二十九日中ノ島公會堂に於て、愛國政黨促進懇談會を開催することを申合せて散會せるが、吉田益三は即日上京して二月會の同志に此の情報を齎し旁々結黨に關する打合せ連絡等を爲す所ありたり。

吉田 益三 (大日本生産黨)

吉田 賢一 (皇國農民同盟)

手島 剛毅 (新日本國民同盟)

藤岡 文六 (愛國政治同盟)

大橋 治房 (大日本國社黨)

國家(農本)主義運動の状況



村田 村治

(兵庫縣愛國社)

然るに其後に至り、當初一應参加するやに見えたる八月會の中心人物たる吉田賢一、大橋治房、今井武吉、赤崎實藏等は五月二十四日前記の懇談會に参加取消の意思表示を爲す等のことあり、豫定の右翼政黨全体的合同に難色を生じたり。然れ共吉田(益)は既に二月會と連絡せる立場もあり敢て此の際一部の反對乃至不参加を度外視して豫定計畫を進むるに如かずとなし、手島、藤岡、村田と共に奔走の結果豫定の如く五月二十九日中ノ島公會堂に於て大阪、京都、兵庫、滋賀、和歌山、高知各府縣下三十六團體代表八十一名參集の下に懇談會を開催し出席各團體を以て「全愛國團體統一聯盟」を結成、次の如く役員を決定せり。

當日の出席者及本聯盟の宣言綱領及規約は別記の通りなるが、出席者中の約三分の一は大日本生産黨員を以て占められ又名も無き團體名を冠せる者あるも之等の多くは有名無實乃至一人一黨的泡沫的團體にして大衆的組織を有せず、有力團體と目せらるゝは數團體に過ぎざる狀況なり。

尙本聯盟の宣言草案中には不穩當と認めらるゝ箇所ありたるを以て大阪府警察當局に於ては、本懇談會開催に先立ち、當日世話人たる村田村治、藤岡文六、小部英男を大阪府廳に招致し、不穩箇所の削除を命ずると共に二・二六事件を批判論議するの言辭其他人心を刺戟するの言動を爲さざる様嚴重なる事前警告を發したるが、懇談會席上に於ては議案の説明に當り言論に對する注意二件ありたる外事故なく散會したり。

記

(イ) 役員(常任幹事)

新日本國民同盟

手島 剛 毅

愛國政治同盟  
兵庫縣愛國社同盟  
國民協會

藤岡 文六  
村田 村治  
宮本 峯三

大阪愛國青年聯盟  
生産黨  
參加團體及代表者氏名  
生産黨

福原 俊彦  
吉田 益三

吉田 益三

外十六名

美ノ華社(生産黨系)

黑龍會(〃)

愛國勤勞青年同盟(〃)

義高社(〃)

東亞青年同志會(〃)

陸軍勞働組合(〃)

生産日本社(〃)

興國青年同盟(〃)

錦旗青年黨(〃)

愛國社(〃)

大東七生義塾(〃)

立正社(〃)

日本産業勞働同盟(〃)

大日本進興俱樂部

帝國赤子會

新日本國民同盟

土佐勤勞同盟

愛國政治同盟

青野 正一

徳田 榮一郎

伊藤 武雄

永島 義高

飯塚 豊一

河村 政次

小部 英男

柴山 滿八

田中正雄

梶原 天明

北田 清雄

住田 徳市

吉川 與七

外三名

宗川 勝

岡政 志

手島 剛毅

外三名

堀池 正亮

藤岡 文六

國家(農本)主義運動の狀況

國民協會  
西大阪借家人組合  
皇魂社  
大阪愛國青年聯盟

皇道會大阪聯合會

日本勞働同盟大阪聯合會

皇民義塾(兵庫縣)

關西皇民勞働組合(〃)

播州漁民擁護同盟

洛北青年同盟(京都)

愛國公正會(〃)

兵庫縣愛國社同盟

神戸愛國青年聯盟

皇風莊(兵庫縣)

滋賀民衆勤勞同盟

鶴鳴莊(東京)

勞務協會

更生會(神戸)

和歌山愛國青年聯盟

重岡 勢

二神 覺市

長井 實秀

福原 俊彦

外一名

杉本 昇治

小田 孝

外一名

毛利力之助

飯尾 要藏

高橋 松次

中川 裕

外一名

津山 敏美

外一名

村田 村治

外五名

田中 精三

外一名

西山 直

矢尾 喜三郎

擧建 克夫

同會々長 某

成味 萬壽

高幣 親正



工場世界

森本英輔

宣旨草案(傍線ハ大阪府當局ニ於テ削除ヲ命セルモノ)  
 皇紀二千五百九十六年二月二十六日、所謂東京事件ノ勃發以來、  
 愛國運動ノ陣營ハ寂トシテ聲無ク、四邊亦戰キテ答アル者ナシ、  
 而モ志ヲ同フシテ終末ヲ異ニセル血盟同志ノ固固ニ在ル將ニ數旬  
 ナリ、時當ニ初夏茲ニ近畿ノ同志相會シ天業ヲ誓フ大旗ヲ翳シテ  
 大會ヲ舉行シ左ノ如ク宣言ス、嵐ノ中ニ大命ヲ拜受セシ廣田内閣  
 ハ再度ニ互リ時局ヲ拾收シ叛亂ヲ安ジ奉リ累積セル諸弊ヲ革新シ  
 テ億兆安土ノ決意アリト宇内ニ聲明セシモ未ダ何等實績ノ觀ルベ  
 キモノ無キハ前途ニ憂慮ニ堪ヘザルモノアリ、此間ニ乘ジ外、國  
 際情勢ハ日ヲ迫ラテ複雑化シ、内ニ財閥、官僚、政黨、自由主義  
 者ノ聯合軍ハ勢力ヲ盛返サント狂奔ス、皇國ノ爲甚ダコレヲ憂フ  
 今夕茲ニ同志會合シ愛國陣營ノ現狀ヲ詳カニ顧ミテ三省ス今昔  
 等ハ厥然起テテ大義ノモトニ結合シ維新勢力ヲ集結シ更ニ全國ニ  
 徹シテ全面的聯合軍ノ結成ヲナスニ有リ、斯クテ躍進スル吾等ノ  
 前ニハ迫害アリ、抑壓アリ、然シテソハ大義ニ殉ズル魂ノ躍イデ  
 アルコトヲ確信ス、吾等ハ昭和維新ノ大號令ヲ耳ニスル迄同憂血  
 盟ノ士ト奮力シ斯クシテ吾等ハ眞ニ救國濟民ノ天業ヲ翼賛スル大  
 旗ヲ死守センコトヲ敢テ宣言ス  
 昭和十一年五月二十九日

全愛國團體統一聯盟

主義綱領

一、吾等は合法的國民運動を以て金權支配を絶滅し帝國の本義に  
 基く皇國本來の使命遂行を期す  
 一、吾等は自由民主、資本主義等の亡國的思想を排撃し然して大

日本主義に基く統制經濟の實現を圖り國民生活の確立を期す  
 一、吾等は皇道世界宣布を期し廣義國防の見地に立脚し以て軍官  
 民一致國體顯現を期す  
 一、吾等は以上三項目を實現し昭和維新の大業斷行の一日も速か  
 ならん事を期す爲小異を捨て大同につき一大愛國政黨合同に  
 向つて勇往邁進せん事を期す

規約

- 一、名稱 全愛國團體統一聯盟ト稱ス
- 一、目的 昭和維新ノ促進ヲ希フ全日本主義陣營ノ和衷協同ヲ  
 計リ政治經濟勞働等諸班ノ運動ニ對シテハ職線ノ統一ヲ作シ主  
 義綱領貫徹ノ爲メニ最善ノ努力ヲナス
- 一、組織 本聯盟ハ主義綱領ニ贊同シタル團體ヲ以テ組織ス  
 但シ個人加盟モ之ヲ認ム
- 一、役員 本聯盟ニ常任幹事若干名ヲ置ク
- 一、會議 常任幹事會ノ決定ニヨリ隨時開催ス  
 但シ加入者ハ其ノ理由ヲ具シテ幹事會又ハ大會ニ會議開催ノ要  
 求ヲナス事ヲ得
- 一、維持費 本聯盟ノ維持費ハ加盟團體、個人又ハ篤志家ノ寄附  
 金ヲ以テ之ニ充ツ
- 一、事務所 大阪市ニ置キ幹事會ニ於テ其ノ庶務ヲ處理ス
- 一、細則等ハ幹事會ニ於テ決定ス
- 一、本規約ハ幹事會又ハ大會ノ決議ニ依リ變更スルコトアルベ  
 シ

以上

五、大日本護國軍の動靜

大日本護國軍は、在京、直心道場、核心社等と提携して、各種時事的社會、政治問題に關し積極的運動を爲しつゝありたるが、本年二月の帝都叛亂事件發生に際しては、熊本軍團の中島進、岡島良平等が一部軍人と連絡する等容疑行動ありて、取調を受けたる外右直心道場、核心社等も本事件に關連して殆ど全員の檢擧等ありて連絡指導の中樞を失ひ運動全く停頓の狀態となれり。

斯くて本軍幹部等に在りては、之等運動の行詰りを打開する新方針を確立すべく、五月二十日小倉市馬借町總本部參謀組織部長、木本榮方に於て參謀會議を開催、木本以下各軍團參謀十名參集、運動方針の確立に關し、從來の思想運動を政治運動に轉換するの可否につき討議したる結果、「將來の日本主義的維新運動は、合法的方策の樹立斷行にあり、其の前提として強力なる團體の組織を必須條件とするを以て先づ九州地方に於ける愛國團體の戦線統一を行ひ強大なる國民運動の主體を結成すべきである、政治運動への方向轉換は、目下の情勢より大衆の信頼を失墜するの虞あるを以て之を撤回すること」に決定し更に全九州愛國團體の戦線統一運動に關する具體的對策は本部事務局に一任して作成することとし散會せるが本軍將來の動向に關しては相當注意の要あるものと認めらる。



### 政黨運動の状況

#### 一、大日本國家社會黨の情勢

最近第一線の運動より一步退却し、専ら内部的充實方針を採りつゝある本黨は、一面現下に於ける愛國團體の合同機運に乗じ、黨の局面轉換を圖らむとし、既報の如く大阪府黨務局は客月十日、其の機關紙を通じ極めて積極的な「黨の態度」を表明する所ありたり。爾來引續き八月會内の一勢力として之が機運醸成に努めつゝあるが、他面同黨務局は、最近大日本生産黨吉田益三を中心とする愛國戰線統一促進運動にも参畫し、五月十九日其の有志懇談會には、局長大橋治房自ら出席し、席上「五月會」の組織成るや之が世話人に擧げられたり。然るに其後前記吉田等の行動は依然賣名的不純なるものありとし、本名は同志數名と共に同月二十九日の五月會主催、「愛國政黨合同促進懇談會」に参加取消の意思表示を爲し、遂に該運動より離脱するに至れり。斯くて本黨は五月會の合同促進懇談會に對しては遂に参加するに至らざりしが彼上の事情に依りて之を観るも今後本黨は「八月會」の中心勢力たる皇國農民同盟の吉田賢一等の提携に依り進退するものと認めらる。

一方愛知縣黨務局にありても大阪府黨務局と相呼應し、「維新政黨大同團結運動」を展開すべく、五月十七日開催の支部全體會議に於て「維新黨の要望並態度に關する件」を中心議題として附議し、満場一致、果敢なる運動を敢行すべきことを決定する所ありたり、又奈良縣黨務局にありても大阪、愛知兩黨務局と連絡の下に積極的運動を開始し、今や本運動は黨の中心運動たらんとする情勢にあり。

#### 二、大日本生産黨の情勢

#### (一) 關東本部合同幹部會の状況

本黨關東本部に在りては、五月五日同本部に於て佐橋尙政外六名出席の下に合同幹部會を開催し、諸事業報告ありたる後議案審議に移り、(一)貴族院改革促進の件(貴院議長並に政府に進言すること、可決) (二)現内閣に對し革新諸政策(既報關西本部擴大協議會に於ける決定項目)實行建白の件(具體案を決定し速かに實行に移すべく建白すること、可決) (三)暴蘇脅威の件(當局の斷乎たる措置を要望すること、可決)外三件を可決して議事を終り、近く吉田委員長の上京を俟つて具體的實行案を協議することとして散會したり。

#### (二) 貴族院改革促進運動

斯くて本部に在りては、前敍合同幹部會に於ける決議に基き委員を擧げて具體的對策考究中なりしが、同月十二日貴族院に貴族院改革建議案上程せらるゝ旨報道あるや、急遽貴族院議長宛之が建白を爲すことに決定し、同日佐橋尙政外三名の代表者は近衛議長を訪問し左記建白書を提出したる上、本問題は單に時流に諛ねんとする體のものに終らしむることなく、本會議に於て法律案を上程する迄努力せられたき旨要望する所ありて辭去したり。

(左記)

建白

貴族院議長公府近衛文麿閣下

曩ニ閣下カ投セラレタル一石ヨリ効ヲ奏シ本日貴族院本會議ニ於テ貴族院改革建議案ノ上程ヲ見ルニ至レルハ國民ノ汎ク欣快トスル處ニシテ閣下ノ英斷ト盡瘁ノ勞ニ對シ茲ニ滿腔ノ敬意ヲ表サスソハアラス

抑モ貴院改革ノ要望ハ實ニ多年ノ輿論タルノミナラス近時世相ノ急迫ハ益々之カ實現ニ拍車ス從ツテ今回上程ノ建議案カ澎湃タ

ル時代思潮ヲ牽制センカ爲メノ手段ニ止マランカ將タ何ヲカ云ハシヤ

若シソレ貴族院議員諸公カ直ニ貴院改革ノ熱意ヲ有セラル、ニ於テハ百尺竿頭ニ一步ヲ進メ宜シク法律案上程ノ猛斷アラソトヲ希フ

右建白ス

大日本生産黨



三、愛國政治同盟の情勢

(一) 本部情勢 本同盟は昭和九年二月改組以來兎角内部的に不統制が禍因となりて、各種の時局問題等に關し相當運動を試みる所ありたるに拘らず悉く迫力を缺くの憾みある狀況なりしが、去る總選舉に於ける總務委員長小池四郎の落選に加へ這般の帝都不祥事件等に刺戟せられ、自黨延ては愛國主義陣營の無力並セクト的對立の不利を痛感せるもの、如く、既報小池四郎は在京二月會結成の主動勢力となりて愛國團體大同團結運動に奔走しつゝある一面、同盟の基礎を大衆的組織に置くの緊要なるものありとして、從來比較的消極的の嫌ひありたる労働、農民並中小商工業者に對する組織運動に全力を傾注することとなり、五月中旬來首脳部は寄々會合し之が具體策の講究に努めたる結果 (一) 先づ支持労働組合たる日本産業軍の組織擴大を圖るを先決要件として、之が爲運動の便宜上同軍事務所を同盟本部事務所より獨立せしむることに決し、五月二十八日麹町區内幸町商興ビルに移轉する所あり、今後は特に關東方面に於ける同軍の擴大運動に努むることとして、尙機關紙の發行計畫を進め居れり (二) 農民運動に對しては同盟支持皇國農民自治聯盟(千葉) 會長石橋彌及同幹部等をして近く千葉、埼玉其他近縣を歴訪せしめ、組織運動を起すべく準備中の模様あり (三) 更に中小商工業者問題に對しては同盟指導下に在る日本中小商工聯盟の運動に一層の鞭撻を加ふるものと認めらる。

(二) 日本中小商工聯盟の百貨店法其他獲得運動 本同盟の指導下に在る標記聯盟は、豫てより同盟本部の支持を得て中小商工業者の窮乏打開策として百貨店法の制定及商業組合法改正運動を續けつゝありたるが、今次特別議會召集せらるゝや同法案の通過を圖るべく請願署名運動を起すこととなり、五月六日左記請願運動に關する指令を發する所ありたるが、其後所屬業者等の積極的行動なかりし爲署名取纏めは不成績に終りたるを以て、遂に特別議會提出を斷念し通常議會に提出すること

に計畫を變更、引續き署名運動を繼續することとなりたり。

請願運動に關する指令

昭和十一年五月五日

日本中小商工聯盟本部

臨時議會も昨日四日成立し、國難打開の爲眞實なる議會が進められると思ひます我々中小商工業者も此の機を逸せず多年の宿望たる

百貨店法案 商業組合法改正法案 の議會通過に全力を注がねばならぬと思ひます。従つて左記に署名運動を起し兩法案議會通過に一大國民運動を展開し議會商工省各代議士に向つて一丸となつて要求せられんことを切望す。

要請書

主旨

都市小賣商人は色々な方面から脅威を受けてゐますがその内最も恐るべきもの、一つは百貨店の攻勢であります、我々小賣商業を立ち行く様にするためにこの百貨店の異常な進出をある程度に喰止めようと云ふのはこれは當然の正當防禦と信じますと同時によき爲政者の親切にとり上ぐべき主要問題でもあります、その爲には政府をして百貨店法を制定せしむる以外にはありません、即ちこの法律によつて百貨店が傍若無人にぞく／＼と新設される様な無統制な現狀を抑へ百貨店が不當な營業振りを遠慮なく發揮して遂に小賣商人を没落さしてしまふ様な亂暴振りを抑壓するのが緊急の必要と思ひます、云ひかへれば小賣商人と一般消費者との要求を基礎として百貨店營業に妥當な國家的基準を與へようと云ふのが百貨店法なのです、

各地方に在る百貨店對小賣商人の紛争が時に流血の慘を見るのはその規程がないためです、政府はこの法律の制定の必要を既に充分知り乍ら未だに逡巡して進んで議會に提出しようとはしてゐません、こゝに急遽我々同業者の力強き要求によつて政府を鞭撻すれば事は必ず成就する時期が來ると思ひます敢て御贊同を求むる次第であります

更に附言致します

小賣商業の更生策、實行には今後は凡て商業組合を相手として行くものと思はれます、従つて我々もなるべく早くそれ／＼商業組合を組織するに努めたいのです然し乍ら組合組織の手續が面倒である組織が仲々出來かねます、

それを簡易にするためには同業でなければ出來ないと規定する商業組合法を改正して組織せしめつゝかりして居れば異種の營業者でも地域的な結合も例へば商店會の形態の如き組合組織が許される様融通ある法律にすることも此の際必要と思ひます、

中央金庫法が制定され商業組合を相手にして金融はするが個人を相手にしては金融しないと云ふ様な事にならうとする現在に於て特にそうした法律改正の必要が痛感されます、

之亦諸君の御贊同を得たい所以であります、

小賣商人は政府並に議會に左記を要請す、

一、政府は今期議會に百貨店法案を提出せられ度し、  
二、政府並に議會は商業組合法中異種の營業者の團體なりとも地域的に團結せるものには(例へば商店會)商業組合を組織し得る



様改正せられたし、  
右要請候也

昭和十一年五月 日

署名運動の心得

- 一、議会は三週間の豫定なるを以て五月十五日迄に署名要請書を本部に集中すること
- 二、署名は階書墨汁を以て書くこと

- 三、署名用紙は各地方毎に多数作製し大家署名運動化せしめる事
- 四、各自の署名は自筆で書入れ捺印し必ず住所、職業、年齢を書き入れる事

日本中小商工聯盟本部

東京市麹町區内幸町一丁目七番地

幸ビル内

(三) 縣會議員選舉對策

本同盟に在りては、來る六月十日施行せらる、神奈川縣會議員選舉に於て、總務委員陶山篤太郎(川崎市)及維新青年隊長佐々木武雄(横濱市)の二候補を擁立し必勝を期しつゝあるが、近く二月會系其他在京有力人物等の推薦狀並來接を得て言論文書戦を展開せんとする模様なり。

四、立憲養正會の動靜

展報の如く本會は、今春本年度運動として會員百二十五萬人基金三十萬圓の獲得指令を發して以來、本部員の地方支部歴訪又は各地に於ける政治講習會の開催或は展次の通達等により極力支部の激動鞭撻に努めつゝあるが、本年運動第一期(六月)の切迫せるに拘らず獲得豫定數二十五萬人に達すること甚だ遠きものあるに鑑み、五月上旬來「會員募集の原理と其秘訣」と題するものゝ外躍起的に指令を頻發し、更に田中總裁は同月十七日東北、北海道地方支部の視察並督勵の爲出發したり。斯くて各地支部に在りては、敍上本部指令に基き政治講習會、演說會の開催及宣傳印刷物の配布は固より、挺身隊組織による戸別訪問、街頭運動等の外、移動事務所の設置果は巡回診療に至る迄凡有手段方策を講じて豫定數の獲得に努めつゝあるが、短期間内に此の龐大なる責任割當數の獲得は、既往の實績に稽へて殆んど至難なるものありと認めらるゝ現況なり。

他面本會は來る六月十日施行せらるゝ東京、神奈川兩府縣會議員選舉には、野々村寬正(東京)船田定吉(神奈川)の二名を立候補せしめ、言論文書戦に主力を注ぎ必勝を期しつゝあり。

五、大日本國民同志會の結成狀況

客年六月、大日本國家社會黨の内紛により同黨を脱退(直接の原因は愛知縣黨務局長伊藤長光との勢力争激化による)したる住徳藏は其後新に純正日本主義政黨の樹立を計劃し、脱黨と同時に名古屋市に「大日本國民同志會準備會」を組織し、兩來之が結成準備運動に狂奔中なりしが、最近漸く其の準備成りたるを以て五月十七日、後記(一)十四團體一八一名出席の下に之が結成式を舉行したり。先づ定刻住徳藏開會を宣し、議長其他各種委員の選任、祝辭、祝電の披露等型の如き順序を経て議案審議に移り、後記(二)盟誓、綱領及會則等を原案通り決定し、次で國民生活安定具體化請願運動に關する件外二件を夫々附議決定し、後記(四)の如く役員の詮衡を行ひ最後に後記(三)基本運動方針大綱を満場一致之を可決して全議事を終了し佐藤三郎の閉會の辭あり一同聖壽萬歳を三唱して無事本結成大會を終了せり。

而して本會は、敍上の如く住徳藏が國社黨愛知縣黨務局長伊藤長光との暗闘により同黨を離脱し之に對立的立場に於て結成したるものなれば今後兩者の關係益々尖鋭化すべく其の動向相當注目の要あるべし。

後記(一)

- 名古屋本部並支部(九〇名)豊橋支部(準)(三名)東春日井郡支部(二五名)大垣支部(準)(二名)西濃支部(準)(一名)益田郡支部(三名)大野郡支部(六名)宮城郡支部(六名)國潮社總合労働組合(一五名)常盤俱樂部(五名)飛騨町村政同志會(二名)高山借地借家人組合(三名)高山砂利採取労働組合(二名)飛田愛國青年聯盟(二名)

後記(二)

- 大日本國民同志會 盟 誓(草案)
- 光輝ある國體の原理に則り金匱無缺の全體主義日本建設を期す
- 綱 領(草案)
- 一、基本綱領
- 一、「天皇」ニヨリ一切カ具現セラレル全體主義、大家族、國家



政黨運動の状況

日本ノ絶對性ヲ主張ス

一、反日本の個人主義政治、經濟、文化ノ打倒絶滅ヲ期ス

二、世界個人主義ノ霸道ヲ克服シ皇道世界ノ建設ヲ期ス

三、社會綱領(略)

三、行動綱領

一、我等ハ神勅ノ絶對性體得ニ依ル信念的行動ヲ要求ス

二、我等ハ全國民ノ協同ト青年勤勞者、學生ノ最前線参加ヲ要求ス

三、我等ハ全體主義日本ノ敵個人主義、階級主義各部内ニ苛責ナキ闘争ヲ敢行ス

イ、自由主義思想ノ殲滅

ロ、民主主義政治ノ撲滅

ハ、資本主義經濟ノ抹殺

ニ、共產主義ノ粉砕

四、同志ハ樂シムニ國家ヲモツテシ憂ウルニ國家ヲモツテ行動シ

只愛國ノ至誠ニ一貫ス可キヲ誓フ

五、同志ハ常ニ本會ノ經綸ニ從ツテ行動シ恣ニ自ラ先驅シ後退セサル事ヲ誓フ

六、盟主ハ本會盟誓ノ體現者タル可キト共ニ同志ハソノ統制ニ絶對服從ス可キヲ誓フ

七、同志的精神ニ則リ相互扶助攻守ヲ共ニ以テ目的ニ邁進ス可キヲ誓フ

以上

後記(三)

基本運動方針大綱

一、國體意識の高揚

皇國維新國民運動は、單に當面せる政治的、經濟的、各種紛争の一時の解決を以つて足れりとするものではない。

その終局的目的は、世界に冠絶せる、我國體の現實的具現を全ふすることにより、東西兩文明の殘滓を清算して第三次世界文化の創造完成を決定するにあるのである。

従つて我等の運動は、先づ第一にかゝる運動推進への基本たる我國體の本義に對する、明確なる認識の把握高揚にあらねばならぬ。

二、本質的實踐行動

組織は文化の具像化である。既に我等の運動が我が國體の現實的開顯による第三次世界文化の創造にある以上、我等の實踐的行動は、その崇高偉大なる、皇國々體の本義が如何に文明的に世界に冠絶せるものであるかを如實に示すべき組織の完成に向つて推進せしめらるべきものであらねばならぬ。

維新日本の社會組織の建設で根本的命題の解決を運動實踐の本質として行動が開顯されなければならぬ。

三、政治運動

皇國日本の國體の本義は一切の民主的強權行使即ち下克上的行爲を認めない。従つて維新國民運動の中央集權的權力掌握のなる政治的行動を絕對に排撃するのである。

勿論 天皇大權の前に國民は斷じて暴力を肯定すべきでない。我等の政治的運動は政黨排撃、金融機關の皇本統制を目標とする。

るものであるが、それは我等の運動の維新的組織への推進の集積としての現代諸々の邪道機構破砕の皇民輿論として行はれるものでなければならぬ。

四、經濟闘争

我等の運動の日常闘争の國體的實踐は、階級闘争への上下の強制下を打倒し、勞資協調の欺瞞行動を剔抉しなければならぬ。而も皇國將來への搖ぎなき國民經濟機構の實地的體系化へ向つ

資本主義經濟組織でふ小邪義に對し絕對非妥協による建設的長期抗争の非暴力的互助の整然たる組織的實踐でなければならぬ。

五、對外態度

皇國日本の世界政策は、皇道光被即ち世界の道徳化にあることは云ふまでもない。

眞の世界調整は各民族が各其の内部社會に於て、政治、經濟、教育邁進に互つて親子兄弟同胞の親愛に基いた道義社會を實現し

道徳國家を實現すれば世界の平和は互の道義的協和によつて自から實現する。皇國日本はその實現を實踐すべく使命を持つ國家である。當面問題は滿洲國の育成に對する問題と、世界經濟恐慌を

基本とする國際的政治産業の廣範に互る葛藤への對處である。皇國の使命確認に立ち正義の實力即ち廣義國防の確立徹底を以て道義世界の建設に勇往邁進すべき一切の行動が具現さるべく努力せなければならぬ。

六、核心組織

皇國維新國民運動の中心運動を推進せしむるのは我等である。今日の如き中心運動の無統一、混沌たる現勢は即刻改められなければならない。この現勢こそ所謂テロ行動へ眞摯な愛國青年が逸脱

政黨運動の状況

する理由である。

七、結論

我等は維新國民運動の本質的指導原理の確立による中心運動の一體組織化を先づ自らの反省に求めて實踐しなければならぬ。

後記(四)

役員

盟主

中央委員長 住 徳 藏

中央事務局局長 山 常 夫

第一技術局長 横 井 宗 良

(資金)局長 横 井 宗 良

第二技術局長 横 井 宗 良

(情報)局長 横 井 宗 良

以上

十一、五、十七大日本國民同志會結黨大會

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上



第三技術	服部善一	政務調査局長	佐藤三郎
中央組織局長	福田一三	労働委員長	福田一三
農村委員長	中村邦明	一般市民委員長	多丸利平
委員	牛島委員	青年委員長	生駒一衛
委員	朴來壽	委員	

學生委員長	矢澤達也	婦人委員長	缺
委員	以上八何レモ中央常任委員ヲ兼任ス	委員	
中央委員	高橋榮作外十六名		

六、社會大衆黨の動靜

(一) 議會對策 今期第六十九回特別議會は戒嚴令施行の下に、五月一日召集せられ、同二十六日を以て、無事終了したり。曩に第四回普選に於て豫想外の進出を見せたる社會大衆黨は、その初舞臺たる本議會に於て、唯一の野黨を以て自任し、劃期的活躍をなすべく、これが對策樹立のため種々畫策中なる旨は前號既載の通りなり。而してその議會對策の内容も一部前號に記載せるが尙その後屢次開催したる特別議會對策委員會に於て、決定したる議會對策は大要次の如し。

(1) 黨提出法案としてはその数を限定し、提出法案集中主義を採り、その成立を期すると同時に、政府提出法案に關しては社會立法的法案のみは修正を加へその成立を期す。

(2) 人權伸張の精神に基き言論集會の自由に關する決議案を上程し、且特に無産派に對する當局の不平等を難詰す。

(3) 國民生活安定を目的とする決議案(研究資料(四)参照)竝に産業労働統制に關する決議案を提出す。

以上の如き方針に基き果敢なる議會活動を展開せんとせり。

(二) 議會開會中に於ける活動 無産政黨の異常なる進出に伴ひ、獨自の立場に立つ 無産議員團の結束如何は甚だ注目されたる所なるが、社大黨は前號既載の如く、代議士會に於て協議の結果、無産派代議士を全部糾合する外、更に無所屬議員及

び國民同盟にまで呼び掛け、交渉團體を結成する意圖の下に同黨議員十八名を基幹に、地方無産派の加藤勘十(全評)黒田壽男(全農)富吉榮二(全會)松本治一郎(全水)に交渉の結果、内諾を得、五月一日右二十二名は結束し、第一控室の名義を以て届出をなし、此處に其の共同戦線を張るに至れり。されば社大黨(無産派を含む)は員數の上より見れば、衆議院議員全體の二十十分の一に過ぎざるも、二十二名(第一控室)に飛躍的に増大せること、非常時意識の下に議會に自肅自戒の氣分横溢せること、政民兩政黨相協定し小會派に對しても亦發言の機會を與へたること等の諸事情より凡ゆる機會をよく捉へて相當活躍せり。左に本議會に於ける本黨の活動状況を概説すべし。

(1) 代議士會狀況 五月一日午後零時五十分より衆議院内第一控室に於て、代議士會を開催、議會冒頭に當り左記の如き聲明書を決定し、午後一時十分散會せり。

聲明書

本日第六十九回特別議會の召集に當り、我等は全國の勤勞大衆に聲明する。

過ぐる二月の總選舉に於て我社會大衆黨はその中心政綱として

- 一、勤勞議會政治の建設
  - 一、大衆的増稅絶對反對
  - 一、國民年金制の制定
  - 一、民衆商工金庫の設置
  - 一、重要産業の國營化
  - 一、農産損失の國家補償
- の六項目を掲げ、これが實現の爲に闘争すべきことを誓ひ、我等は大衆の壓倒的支持を受けて議會に選出され來つたのである。個々

二・二六事件の突發するや我國の支配的政治勢力たる軍部官僚に既成政黨は憤慨として相結んで廣田現内閣を結成し、庶政革新を掲言して立つたのであるが、固より現内閣は今日の社會不安が我國資本主義の内在的矛盾の必然的結果たることを認識せず、また認識することを欲せず、革新を名として實は却つて益々民衆の負擔を過重し、然も民衆の切實なる要望を議會に如實に反映せしめる所の方向を採らず、逆に却つて民衆の口を塞がんとする反動的態度に出でつゝある。

此處に我等は政府に對する反對黨たるの立場を、改めて明かにすると共に、民政黨、政友會、昭和會等政府の與黨たり、且資本主義の政治的代理人たる所の既成政黨の重圍の裡に在る事を自覺して、國民大衆に對する責任の愈々重大なることを痛感する。今期議會



は會期甚くし短く、我等の奮力を以て、果して幾何の戦を爲し得るかは豫測出来なけれども、唯勇往邁進我等の公約の實現、就中勤勞議會政治の建設の爲に闘争し、以て勤勞大衆の期待に應へん

ことを期するものである。  
昭和十一年五月一日

社會大衆黨代議士會

(2) 昭和十一年度豫算に對する態度 本黨は昭和十一年度豫算案に對して (イ)大衆課税の廢減 (ロ)資本家増税による赤字公債廢止 (ハ)軍事費の標準化 (ニ)社會對策費の増額等の諸條項の下に、其の再編成を要求したる所なるが、本特別議會に於ても、五月十六日本會議に上程せられたる豫算案に對し、河上丈太郎を登壇せしめ、内閣不信任の立場より、全面的に反對せり。即ち豫算案の討論に當りて河上丈太郎は「馬場財政の背景をなす日本資本主義動搖期に於ける、財政の本體は軍事費を中心とする財政である。馬場財政の第一政策たる低金利政策は産業並金融資本家を鞏固にし、その第二政策たる産金買上政策はそれに依つて少數財閥に利益を與ふるのみ、その増税政策は低金利政策に依り資本家に與へたる利益より見れば何程の事はない。此の軍備を中心とする所の財政が資本主義經濟社會に於ては結局資本家階級の利益になると言はざるを得ず」と論じ、資本家の利益は大衆の犠牲なることを強調し、最後に「馬場財政に對して全面的に否定することが今日大衆に對する忠實なる態度の表現なり」と結論し、黨既定方針に基き全面的否定の立場を採りたり。

(8) 本會議に於ける一般質問 本會議に於ける一般質問の要項に付きては既に五月一日午後七時本部に議會對策委員會を開催せる際、大體の骨子を決定せるが、八日の本會議に於て、社大黨書記長麻生久をして國民生活の安定と資本主義の改革、國防及肅軍對支外交、議會改革、及メーデー禁止等の各項目に互り質疑をなさしめたり。

(4) 退職積立金及退職手当法案に對する態度 本特別議會に於ける唯一の社會立法と言はるゝ本法案に對する社大黨の態度は前記の如く既定せる所なるが、一方本法案の上程を見るや全產聯に於ては五月十二日夜、委員會を開催、政府案に反

對を決議せる結果社大黨は之を重大視し、十三日朝代議士會、黨本部、日本勞働組合會議の連署にて別記の如き聲明書を發表し全產聯に對抗するところありたり。

聲明書

昨夜全產聯は工業俱樂部に總會を堂々開催し、退職積立金及退職手当法案に反對の態度を表明、全國に飛撒し法案阻止の示威運動決行に決定せり。戒嚴令を名として勞働者の政治集會は勿論米穀商の議會に對する陳情請願運動まで禁止したる現政府は大資本家の集團たる全產聯の會合並にその政治運動は之を默認せんとす。

先に二二六事件の突發に會ひ憤懣として轉向を表明せる全產聯が一度肅軍の叫び出づるや忽ち豹變して暴慢なる態度に出づ、斯の如き資本家根性に對しては、我等も直に全國の勞働者農民を糾合して斷乎闘争せんとす。

五月十三日

社會大衆黨代議士會  
社會大衆黨本部  
日本勞働組合會議

斯く社大黨は退職積立金及退職手当法案に對し、その修正的立場に立つも尙之が成立の爲め熱烈なる支持をなせるが、政民兩政黨中に全產聯關係議員ありて、之が同法案の資本家的大修正或は審議未了を策し居るものとなし、二十一日同法修正案を社大黨代議士會の名に於て發表し、續て二十二日には左記の如き原案撤回要求の聲明書を發表せり。

退職積立金及退職手当法案に對する修正案

第一條中「常時三十人以上」を「常時十人以上」に改め 第一項第三號「三、勞働者災害扶助法の適用を受ける事業」を挿入し「三」を「四」に改む。

第五條第一項中「六月」を「三月」に「一年」を「六月」に同第一號「六月」を「三月」に改む。

第二十六條第一項中「一年以上三年未満」を「一年未満」に同第二號中「三年以上」を「一年以上」に改む。

第三十三條中「三千圓以下の罰金」を削る。

五月二十一日

社會大衆黨代議士會

聲明書

我等は退職手当及退職積立金法案に對して今日の勞働階級の利益擁護の爲にこれが修正通過に最大の努力を拂ひつゝあるが、政友會は適用範圍を五十人以上に修正し、第十七條事業主の利益積立金を削除せんとし、民政黨は會期切迫せる今日に至るも尙その態度を決定せず、議事の遷延を策しつゝある、これ明かに全產聯の陰謀に躍る露骨なる資本家の態度である。政府は政民の資本家の態度に應ずることなく、寧ろ深く原案を撤回し、改めて新なる方針を以て、來議會に臨まんことを敢て要求する。

五月二十二日

社會大衆黨代議士會



- (5) 米穀自治管理法案 産藪處理統制法案 重要肥料業統制法案に對する希望條項 尙注目すべき法案として右農村關係三法案に對しては次の如く希望條項發表する所ありたり。
- (イ) 米穀統制法の買上規定を簡易化し小農と雖も容易に買上げに應じ即刻入金し得る様改正すること。
- (ロ) 自然災害その他の事情に依り飯米難に陥りたる場合政府所有米の貸下拂下又は交付を簡易に爲し得る様米穀統制法を至急改正すること並に運用に付て考慮すること。
- (ハ) 米穀自治管理法に於て小農の利益を阻害せざる様、寄託米については即刻、最低價格の全額を融資し尙小農が自家用飯米の爲め寄託米の解除を必要とするときは之に應じ得るの道を開くこと。
- (ニ) 米穀自治管理法外二法案に對し、米價吊上げに墮するとの批判あるに鑑み、政府は米穀生産費低減の爲めに肥料價格の低減を計り 農民負擔の軽減、更に小作立法に農業保險法を次期議會に提出すべし。
- (ホ) 青田賣等の農民金融難に對しては、本法立法の趣旨に顧みて 至急適切なる方策を講ずべし。
- (ヘ) 白米小賣商人の生活に對しては拂下米等の配給をなるべくまかせることにより、並にその他の方策により考慮すべきこと。
- (6) 社大黨提出の法案並に決議案 本黨提出の法案としては小作法案、労働組合法案、母子扶助法案、家事調停法案、衆議院議員選挙法中改正法律案、昭和六年法律第四十號中改正法律案(前號研究資料参照)等あり。何れも審議未了に終りたるがその内容検討に値すると思料するものあるにより、一部研究資料欄に掲載せり。尙本黨提出の決議案も數々あれども、その中注目すべきものは同じく同欄に掲載することとせり。

(三) 其他の活動情況 既述の如く議會闘争にその主力を集中せる爲、今月に於ける社大黨のその他の活動には特記すべきもの少し。唯六月十日施行せらるゝ豫定なる東京府會及び神奈川縣會の議員選挙に對しては、之を以て本黨の政治的進出と組織の擴大との爲めに絶好の機會なりとの見解の下に「東京神奈川兩府縣會議員選挙應援に關する通達」を各支部聯合會宛に發送し、選挙資金募集或は辯士派遣方要求する等準備活動を爲せり。而して五月三十日開催せる本黨の常任中央執行委員會に於て、既に立候補中の東京府會議員候補者二十三名神奈川縣會議員候補者六名を社大黨公認と決定せり。

## 労働運動の状況

### 一、メーデー當日に於ける各労働團體の動靜

第十七回本年度メーデー示威運動は時局に鑑み治安上之れを禁止せるが、之れに對する各労働團體の反對運動狀況等は本誌前號に既載の通りにして、其後各地の労働團體等は各廳府縣當局等の諭示、警告等に依り示威運動は勿論之れに代るべき諸種の催しをも中止せるもの多かりしが、唯北海道外十八廳府縣下に於ては左記の如く夫々メーデーを記念すべく座談會、懇談會、茶話會、其他の催しを爲せるも、何れも極めて平穩にして特異なる警察事故の發生も無く無事終了せり。

尙全日本労働總同盟本部にありては五月一日の當日別記の如き「メーデーに際し我等の態度を聲明す」と題する聲明書を發表せり。



左記

北海道

全評系全小樽労働組合執行委員長菊地米吉外一名は當局の諭旨を背ぜず非法デモを敢行せんとして策動したる爲四月三十日檢束す。

警視廳

(1) 東交濱松支部外四支部員百八十八名は茨城縣筑波山外四ヶ所にビクニツクせり。

(2) 東交電本部早稲田支部外五支部及總同盟東京鐵工組合大森支部外四團體は何れも支部事務所等に於て座談會或は懇談會等を開催せり。

大阪

大阪市電從及大阪自從は晝夜二回に互り組合事務所に於て懇談會を開催せり。

兵庫

(1) 總同盟、全勞兩聯合會はメーデー記念の意味をも含め合同大會を開催せり。

(2) 全評神戸地方協議會及全農兵庫縣聯は神戸市外鉢伏山外一ヶ所にビクニツクせり。

(3) 神戸市電從外八團體の有志三十八名は神戸市電從本部に於て懇談會を開催せり。

長崎

長崎印刷技工組合外一團體は諏訪神社に於て組合出身在滿派遣兵士の武運長久祈願祭を執行後唐八景にビクニツクを爲せり。

群馬

總同盟關東釧造藤岡支部は茶話會を開催せり。

愛知

(1) 組合會議中協及全評中評にありては日本海員會館外一ヶ所に於て記念演說會を開催せり。

(2) 全協影響下名古屋合同労働組合はメーデー中止反對の檄文及聲明書を配布せり。

(3) 日本主義の國潮社總合労働組合は全評の會場附近に於てメーデー排撃のビラを撒布す。

三重

全農三重縣聯は座談會を開催せり。

静岡

總同盟沼津支部は茶話會を開催す。

滋賀

全評系鮮人土工五十名は酒食を爲し座談會を爲せるが席上全評中評常任書記崔明燮はメーデーの由來を説明せんとして中止せらる。

宮城

宮城一般労働組合の各支部は事務所に於て懇談會を開催せり。

石川

金澤一般労働組合外一團體は座談會を開催す。

岡山

岡山地方無産團體協議會加盟四團體及全農各地區支部に於ては岡山、倉敷外數ヶ所に於て懇談會を開催せるが岡山に於ける懇談會中辯論の中止二件ありたる外右懇談會散會後秘密會合を畫策せ

別記

メーデーに際し我等の態度を聲明す

昭和十一年五月一日

全日本労働總同盟本部

過ぐる二二六事件以來國內革新、國民生活の安定、東洋平和の確立は現下非常時局打開の重點となつたが、之れらは労働階級に生活安定を與へ、これを基礎とする平和が確立するに非ざればその實現を期するを得ず、労働階級團結の強化は國際的協力の促進こそその前提をなすものである、然るに現下我國産業労働界は數年わたる軍事インフレの活況によつて一部資本家階級に對して大なる利潤をもたらしたが労働階級に對しては賃銀低下、時間延長労働強化を強制しつゝありこれに對する社會政策、労働立法の如きは殆んど顧みられず、かくて大衆生活の不安窮乏は増大するのみである、政治家並に資本家階級が今にして反省する所なければ非常時局の前途は憂心に堪へない、我等日本の労働階級はメーデー創始以來、終始労働階級の正義に立脚して、國民生活の安定に世界平和の確立のために戦ひ來つた、我等今日メーデーを迎へ、政府並に資本家階級に對して労働組合法を始め國民生活安定のための社會、労働立法の制定の緊要事なるを警策し、これが斷行を促すものである。

本年度メーデーは不幸にして二二六事件以來の社會不安の故に、その爲運動を休止するの止むなきに至つたが、政府並に資本家階級は今日の黙々たる労働階級の要求に耳を聳すことなくしては社會不安の禍根を爰除し得ざることを銘記せねばならぬ。右聲明す

る岡勞組合員四名檢束す、更に岡勞組合員中一部左翼分子は非法デモを敢行すべく約二十餘名岡山市内東山玉井宮下に集合せるを解散せしめ首謀者片山秀彦外三名檢束す。

廣島

(1) 廣島労働組合外五團體は廣島外一ヶ所に於て座談會を開催せり。

(2) 土生町所在總同盟因島労働組合にありては二ヶ所に於て組合員及家族の無料觀劇會を開催せり。

山口

下關合同労働組合外一團體は茶話會を開催す。

愛媛

思想要注意人四名は八幡濱市に於て座談會を開催せり。

福岡

(1) セメント労働門司支部外一團體にありては門司外一ヶ所に於て茶話會を開催せり。

(2) 日本石炭、日本西部産業の兩組合は各地に於てビラを撒布す。

(3) 總同盟製鋼労働小倉支部はメーデー記念をも含めて年度總會を開催せり。

大分

全評大分労働組合外一團體は茶話會を開催す。



## 二、退職積立金制度に対する労働團體等の態度

政府は懸案の退職積立金及退職手当法案を今特別議會に提出すべく成文を急ぎつゝありしが愈々之れが成文なり、本月十一日議會に提出し同十八日の衆議員本會議に上程され爾來議會に於て審議の結果修正の上兩院通過を見るに至れり。言ふ迄もなく本法案は今期特別議會に於ける唯一の労働立法にして昨年社會局が本案要綱發表以來勞資團體間の論議の中心となり來れるものなり。此の法案に對し資本家側即ち全國産業團體聯合會等は「解退職手当制度は舊來我國に慣行されつゝあるものにして其の根本精神には反對ならざるも内容が從來事業主個々の行ひ來れる解退職手当制度の實際と相容れざるものあり、殊に斯る給與は事業主の情誼に基くものなれば個々の事業主に委すべきものにして政府が之れに容喙するが如きは不都合なり」と根本的に反對的態度を表明し、各地方關係團體と相呼應して其立法の阻止に努めつゝありたるが、本年に入り數次に互り常任委員會等にて對策協議せる結果修正意見を附して賛意を表明するに至れり、然るに修正意見の決定直後成文化されたる法案發表さるゝや成文化の結果全産聯の意見の反映が予期に反するものありとして極度に憤慨し其の根本的修正を要求することとなり、若し之れが容れられざる場合は法案阻止のために全力を擧ぐることに決定せり。一方無産團體即ち社大黨、日本労働組合會議其の他の労働團體等は成文化されたる本法案が當初内務省に於て決定せる法案要項に資本家側の修正意見を加へたる昨年末の失業對策委員會總會採擇の要綱を再修正して労働者側の修正意見を抹殺せるのみならず、當初の内務省案の精神すら没却し居る本法案は寧ろ労働者の既存利益を破壊する場合も豫期さるゝとなし豫ての決定に基き之れが修正に全力を擧げ若し容れられずば斷乎反對すべきなりと之又強硬なる態度を表明せり。斯くして本法案に對する勞資の論争は議會に移り全産聯は資本家を動員してこれが根本的修正乃至は阻止に院内外呼應して策動すれば、労働團體は社大黨

と協力して其の修正意見の貫徹に之れ亦院内外に於て凡ゆる運動を展開し、本法案を繞り勞資双方相當深刻なる活動を展開せるが左に主要團體の概況を摘記すべし

## (一) 資本家團體の態度

## (1) 日本商工會議所

日本商工會議所に於ては客年八月二日全國各都市商工會議所に對し照會狀を發送して本法案に對する意見を徴したる上、之れが統一的意見決定の爲客年九月二十六日常議員會を開催協議の結果、日本商工會議所としては別個に同法案に對する意見を決定することなく全産聯の意見を支持することに決定し爾來本法案に對しては格別の策動なし。

## (2) 全國産業團體聯合會

全産聯に於ては前彼の如く本年に入り數次に互り本案に對する態度に關し協議中なりしが、去る四月十一日の常任委員會に於て漸く希望意見を附し立法には賛成することとせるが、本法案中、中小商工業者を壓迫するもの其他修正を要するものに對しては之れが修正を要望することとせり。而して本月四日の關東産聯の常務委員會は修正要點等を決定し、更に本月九日の全産聯の總會に於て右關東産聯の決定を承認し左記修正意見を決定せり。

## (イ) 強制適用範圍「常時三十人以上の労働者を使用する事業」を「五十人以上を使用する事業」と改むること

(ロ) 退職手当積立金算出の基礎を利益配當又は營業利益の多寡に置く制度を改め利益の有無大小に拘らず一定の率を以て積立を爲し得る様修正すること、右の如く正式意見を決定したる當日即ち本月九日政府より成文化されたる法案の提示あり、これに付き検討を加へたる結果前記修正意見に根本的變改を加ふる必要ありとし、本月十一日對策協議せる結果成文化されたる法案は昨年來全産聯の主張せる意見の反映全然なく、全く裏切られたるものなりとて政府の態度を頗る遺憾とし、斯る法案は斷乎排撃することに意見の一致を見、更に十二日關東産聯常務委員會を開催し内務省社會局より赤松労働部長の



出席を求め當局の立法趣旨等を聴取したる後、「吾人は法の制定そのものには必ずしも反対せざるも本案に就いては根本的に修正を要望すること」に意見の一致を見、之れが取扱ひは全産聯常務委員会に一任することに決定せり。而して全産聯は本月十四日常務委員会を開催して種々協議せる結果、全産聯としては本法案の趣旨には必ずしも反対するものには非ざるも産業の平和を破壊するの虞ある條項ある法案には産業振興上絶対に承認する不能、又最近全産聯は今議會の空氣を樂觀し「居直つた」等の流言を聞くは殊に遺憾にして心外とする處なり、吾々は大局の立場を達観して是と信ずる所に向ひ邁進する他なしと意見の一致を見、聲明書(修正意見を含むもの)を發表すると共に之れを貴衆兩院議員全部に郵送し批判を乞ひ目的貫徹を期することに決定せり。

而して本法案は、本月十八日衆議院本會議に上程さるゝや、全産聯は資本家及び關係團體を動員してこれが阻止乃至は根本的修正の爲院内外呼應して凡ゆる運動を展開したるが、本案は全産聯の主張を多分に取り入れられ修正の上通過を見るに至りしを以て大體に於て満足せる模様なり。

(3) 其の他の團體 各地方の資本家及事業主中には政府の原案に賛意を表明せるもの若干ありしも、他の各地方産業團體聯合會は勿論大阪工業組合聯合會、東京實業組合聯合會等を始めとして各地事業主團體及中小工業者等は擧つて全産聯に追随し、本法案に對し反對的態度を採り之れが阻止乃至は修正の爲の策動を開始する處ありたり。

(二) 労働團體の態度 各労働團體にありては本誌に數次既載の如く大要 一、適用範圍を「常時五人以上の従業員」と修正すること 一、工場鑛山のみならず交通運輸事業並に商店従業員にも及ぼすこと 一、一箇年未満の臨時工にも適用すること 一、退職手當の既得權を確保すべき規定を明白にすることの修正を條件に本案に賛成の態度を表明し、極力之

れが立法化の爲め活動し來れるものなり。左に主なる團體の概況のみを摘記すべし

(1) 愛國労働組合全國懇話會 本懇話會にありては本月六日附を以て別記の如き意見書を各關係團體及議會に於ける本法案委員会に發送すると共に、内務省社會局を訪問提出する處ありたり。

退職積立金法案ニ對スル意見書

政府ハ先ニ「退職積立金法案要綱」ヲ發表シ廣ク輿論ニ其ノ賛否ヲ問フタ然ルニ其ノ原案ハ未ダ吾等従業員ノ要望ニ滿タザリシ今回政府ハ議會ニ同法案ヲ縮少シタル改題案ヲ政府案トシテ提案スル由デアル吾等ハ茲ニ改題サレタル「退職積立金法案要綱」ニ對シ次ノ如ク修正意見ヲ發表シ政府事業主議會ノ普ク採用サル、事ヲ要請スル者デアル

法制化ニ就テ

退職積立金法ヲ法制トシ一箇ノ制度トスルコトニ資本家團體ノ側ニ種々非難ガアル如クデアルガ、コレハ我國ニ於テハ退職手當解雇手當等ヲ支給スルコトハ廣ク勞資間ノ一般的通念トシテ諸國ノ「失業保險法」ニ代行スル所謂我國ノ獨特ノ良風トサレテ居ルノデアル  
從ツテ本法ノ法制化ハ必要デアリ、寧ろ遲キニ失シテ居ルノデアル、吾等ハ本法ノ制定ヲ贊成シ速ニ此ノ制度ノ確立サル、コトヲ期待スル然ルニ今回ノ政府ノ發表スル要綱ハ先ノ社會局案ヲ更ニ改題シタルモノニシテ吾等現實ニ工場従業員ハ過去十數年ニ互ル既得労働條件ヲ含メテ居ルノデ同要綱ハ直ニ吾々ノ生活ニ實感スルモノト認メ以下原案ニ基キツ、各項目ニ涉ツテ吾等ノ意見ヲ述ベヤウ

労働運動の状況

退職積立金法案要綱

- 一、適用範圍
  - (イ) 適用範圍ヲ擴大スルコト
  - (ロ) 本項目ヲ三十人以下ノ工場ニモ考慮セヨ
  - (ハ) 運輸労働者「船員」ニモ適用セヨ
  - (ニ) 退職手當積立金
    - (イ) 本項目ハ本法中ノ純然タル退職手當金ニ當ル部分ニシテ事業主ノ全額負擔ニヨルモノデアル、從ツテ本項目ノ實施ト不實施トハ本案ノ死活ヲ制スル條項デアル
    - (ロ) 事業主ノ負擔ハ低率スギル
    - (ハ) 事業ノ種類、會社ノ内容、資本ノ程度等ニ應ジテ更ニ適當ナル考慮ガ必要デアル
- 三、解雇手當準備金
  - (イ) 項目ヲ三十五日分以上トスルコト
- 四、退職積立金審議會
  - (一) 項目ヲ除外スルコト
  - (二) 項目「労働組合ニ加入シ労働者ノ利益ヲ代表スル者」ト改ムルコト尙以下ノ項目ハ新條項ヲ追加創設スルコト
  - (イ) 解雇ノ場合ハ勤続年限ヲ入職以來通算シテ計算シ從來ノ解



雇手當支給ノ通念ヲ尊重スルコト

(ロ) 本要項ニハ本法が事業主ガ實施セザル場合ノ規定ガナイ之ハ追加スルコト

(ハ) 労働者、事業主、政府負擔ノ原則ニ基キ政府モ亦其ノ費用ノ一端ヲ負擔スルコト

(ニ) 地域的、産業別ニ強制同業組合ニ依ル「退職積立金相互組合」ヲ創設シ中小ノ工業主従業員ノ給付ヲ確保スルコト

(ホ) 既得條件ヲ低下セザルコト

本法ハ例ヘ制定後ニ於テモ「労働者ヲ随意ニ解雇シテ

モ好イト言フ觀念」ヲ普及スルコトハ絕對ニイケナイ其ノタメニ特ニ法律ノ工場就業規程ガ制定サレルコトガ必要デ労働時間懲戒規定等ヲ公法ニヨリ制定スベキデアル以上「退職積立金法案要綱」ニ對シ意見ヲ發表シ政府、事業主議會ノ再三ノ考慮ヲ要請スル

昭和十一年五月六日

愛國労働組合全國懇話會

東京市芝區四國町十五番地

(電話三田三七五三番)

(2) 日本労働組合總聯合會 總聯合にありては客年九月七日「退職積立金法案要綱に對する意見書」と題する本法案要綱の内容を批判し修正意見を記載せる印刷物を關係方面に配布して、資本家並に政府當局に反省を促すと共に本月二十日頃一諸君の工場には退職手當、解雇手當の制度があるか」と題する印刷物を各關係職場等に配布し解雇手當金制度の確立促進方宣傳する處ありたり。

(3) 日本労働組合會議 組合會議にありては從來數次記載の通り社大黨と緊密なる連絡の下に本案一部修正の上之れが立法化の爲凡ゆる活動を繼續しつゝあり。而して本月九日の政治委員會に於て別項(議會闘争の項参照)記載の如く修正意見を決定し社大黨代議士を鞭撻院内外呼應して之れが議會通過を計りつゝありしが、本法案衆議院上程以來全産聯並に既成政黨の之れに對する反對或は修正意見極めて猛烈にして組合會議の修正意見は勿論政府の原案すら無修正通過は全く逆睹し難き情勢にありとし、本月二十日別記聲明書を作成の上同日午後三時に松岡議長、菊川主事の兩名は衆議院に至り之れを各新聞及通信記者に發表すると共に、社大黨代議士をして本法案の特別委員會並に本會議に於て其の態度を發表せしむる處あり

たり。

而して本法案が本月二十六日貴族院を通過するや重ねて別記の如き聲明書を作成し、同日午後四時半松岡、菊川の兩名衆議院に至り都下各新聞及び通信記者に之れを發表せり。

尙組合會議大阪地方協議會に於ては本月十三日の常任委員會に於て、大阪工業組合聯合會が全産聯に追隨して本法案の阻止運動を行ひつゝありとなし、之れが排撃の決議文を作製し右聯合會に發送する處ありたり。

(4) 全日本労働總同盟 (イ) 舊總同盟大阪聯合會に於ては本月二十八日の執行委員會に於て、議會を通過せる本法は労働組合の要求とは遙かに遠きものありとして之れが改善運動を起すことに決定、其の方法は全勞大阪聯合會との合同大會に於て討議決定することとし不取敢決議文を發表せり。(ロ) 總同盟日本運輸交通労働組合に於ては本月二十六日立法部員會を開始して議會に於て可決せる本法は運輸労働者は其の適用を除外され居るを以て之れに代るべき退職手當制度確立運動を開始することとし事業主全額負擔の共済並に退職手當制度を各事業主に要求すること其の他を決定せり。

別記

退職積立金法案に關し吾等の態度を聲明す

本議會唯一の労働法たる退職積立金法案は今や六百萬労働大衆並輿論監視の下に衆議院に上程審議されつゝある、本法案が労働關係の調整、産業平和の促進並國民大衆の生活安定に寄與する立法たることは今更論議の餘地なく輿論も又年餘に互り之か實現を期待して居るのである全産聯又此の大勢に追隨せざるを得ざるに

至り曾ての反對的主張も改めて彼等の所謂轉向を聲明した程であつた然るに本法案上程以來本會議並特別委員會に於ける經過を見るに全産聯及關係資本家團體は政友、民政兩黨を使喚して密かに本法案の阻止に狂奔しつゝある即ち政民兩黨の代表者連の言説行動に徴するに彼等は體面もなく全産聯請賣の修正意見を以て露骨なる骨抜的修正を策すると共に徒らに議事の引延しを以て本法案の掘り潰しを企てつゝある殊に全産聯の態度は往年労働組合法案



反対運動に比し陽に修正に名を繕り暗に反対を策する陰險、姑劣なるもので吾等は全産聯の「諷向」の反動的正確を如實に見るのである。

今や本法案をめぐりて、政民兩黨は全産聯の走狗と化し、議會は全産聯の陰謀舞臺たる觀を呈し、國民生活安定の特別議會は反動軍閥の劇期的議會に墮落せんとする、斯くて勢の甚くところは一つに全産聯並に資本家團體の飽くなき反動化を助長し、二つに勤勞國民大衆の議會政治に對する絶望をもたらし、最後に國民生活の不安と社會的混亂を刺戟することは火を見るより明らかである。

我等は今日時局の重大性と本法案の緊要性に鑑み本法案通過のために最善の努力を拂ふものであるが同時に全産聯並に其の代辯者の反動的態度に對しては深く之を銘記し「國民大衆の公敵」として徹底的糾明を敢行するものである。

昭和十一年五月二十日

日本労働組合會議

議長 松岡 駒吉

加盟團體

全日本労働總同盟

日本海員組合

日本海員協會

官業労働總同盟

東電従業員組合

日本港灣従業員組合

日本労働總同盟

日本製鐵従業員組合

別記

退職手当金法案通過に關し聲明す

昭和十一年五月二十六日

日本労働組合會議議長

松岡 駒吉

退職積立金法案は全産聯及これと通謀せる政民兩黨幹部の手に依り遂に資本家的保護立法に變質せられ勤勞國民大衆無限の憤懣の裡に本日その成立を見た、我等は本法内容に對して今後共從來の修正的主張を以て一貫するものであるが一面本案の成立により全産聯の主張せる所謂「醇風美俗法制化排擊論」は既に崩壊し退職手当制度は一般労働階級の權益として法認せられるに至つた事實を確保し些か自ら慰めると共に社大黨並に輿論の健闘を謝するものである、我等は今後その見地に立脚して本法により既得退職手当制度の改悪されんとする傾向を防衛し更に本法の適用を除外せられたる中小企業労働者並一般労働部内の従業員に對して汎く退職手当制度の確立を計り進んでは失業保險制度確立により本問題の根本的解決を期するものである。

(5) 關西地方勞農團體協議會

本協議會にありては本月十六日二十日の懇談會に於て、本法案に對する一般大衆の認識を正確ならしむべくパンフレットを發行することを決定すると共に、法案に對しては東京の勞農協議會の修正意見に賛成し其意見を以て議會に對し闘争する様激勵文及び依頼狀を發すること等を決定せり。

別記

尙本月十六日別記の如き抗議文を加藤勘十を通じて全産聯藤原銀次郎に手交する處ありたり。

抗議文

全産聯は二二六事變に腰を拔し、轉向を表明せるが今議會に於ける廣田内閣の弱腰を見るや忽ちにして豹變し一部少數大資本の利益のため小中資本を利用し退職積立金法案を抹殺せんがための厚顔無恥の策動を開始しつゝある

全産聯の罪狀は既に數々の労働者法を壓殺し無權利に労働者を閉ち込め無慈悲なる搾取を貪らんとする極悪の仇敵であり社會進

三、勞農無産協議會の動靜

東京府下に於ける東交、全評、東京市從、全農其の他の左翼團體を以て組織せる勞農協議會にありては、結社組織を意圖し其の準備中なる旨前號記載の通りなるが、愈々本月四日主幹者加藤勘十(全評委員長)より結社届出(社名標記の通り、社則別記の如し事務所京橋區築地三ノ八築地ビル東交本部内)を爲せり、而して其の目的は社則第二條に「本協議會は労働者農民の共同闘争に依り労働組合法、小作法其の他社會立法の獲得及無産大衆の經濟的政治的利益の擁護伸張を期す」と掲げ左記役員を選任せり。

全國産業團體聯合會

藤原 銀次郎 殿

化を阻止する反動的存在ですらある  
吾等「退職積立金法案」その他一切の労働者法の獲得を期し最悪の防害物たる全産聯に對し嚴重なる抗議をなすと共に假借なき闘争を敢行すべき事を期す  
昭和十一年五月十六日

大阪地方勞農團體協議會



而して本協議會は所謂合法左翼一派が當面せる特別議會對策並に東京府會議員選舉闘争の便宜の爲一時的カンパニアとして組織せるものゝ如く、政治結社としての形態を具備せざるものあり、のみならず此の結社の組織に對し加盟團體就中東交、東京市從等の内部には反對意見多く、即ち「全評及城西政治俱樂部(過般の總選舉に際し社大黨より除名せられたる一派にて組織せるもの)等加藤勘十一派の企圖する新黨組織準備會に等しき如斯結社組織に對し一部幹部が組合の正式機關に諮ることなく專斷的に贊成爲したるは不都合なり」と謂ふにありて、是等組合に於ては中央委員會或は執行委員會等にて問題となり幹部は之れに對し、「本結社組織は決して新黨樹立の前提たるものにあらず目下戒嚴令下に於て労働組合の政治的行動は極度に制限され隨而當面せる特別議會闘争及東京府議選舉闘争上不便からざるものあるを以て一時的便宜的に結社届を爲せるものなり云々」と言明を與へ辛ふじて承認を得るの情勢にあり。

更に全農は常任を送らず連絡委員に止むるの態度を採り(實質は脱退同様なり)關東工聯南喜一は新黨樹立を企圖する結社組織に反對なりとして、本月十五日辭任届を提出すると共に「新結社労働無産協議會の結社經過と工聯の態度」と題する聲明書を發表して脱退の態度を採るに至れり。

以上の如く本結社組織の眞意奈邊に存するかは判然せざるも其の永續性は頗る稀薄なるものあり、目下特別議會闘争より東京府會議員選舉闘争へと相當活潑なる活動を展開しつゝあり。

役員氏名

常任委員長 加藤勘十(全評)  
 常任委員 山花秀雄(同上)  
 中島喜三郎(東交)  
 小野正造(市從)  
 南喜一(關工聯)

遠藤忠治(自勞)  
 小堀甚二(政俱)  
 森岡嘉門次(關情聯)  
 北田一郎(東交)  
 岡田宗司(全農)  
 連絡委員

社則

第一條 本協議會ハ労働無産協議會ト稱ス  
 第二條 本協議會ハ労働者、農民ノ共同闘争ニ依リ労働組合法、小作法其他ノ社會立法ノ確立及無産大衆ノ經濟的、政治的利益ノ擁護伸張ヲ期ス  
 第三條 本協議會ハ本協議會ノ趣旨ニ賛同スル労働組合農民組合無産團體及其ノ有志ヲ以テ構成ス  
 第四條 本協議會事務所ハ京橋區築地三ノ八築地ビル日本交通總聯盟ニ事務所ニ置ク

第五條 本協議會ニ實行機關トシテ常任委員會ヲ置キ左ノ役員ヲ置ク

常任委員長 一名  
 常任委員 若干名  
 常任書記  
 第六條 本協議會ノ經費ハ會費ヲ以テ之レニ充ツ會費ハ隨時構成團體ヨリ徴收ス  
 第七條 本協議會ノ會計ハ常任書記司常任委員之レヲ監督ス

四、労働團體の對特別議會闘争

労働團體の特別議會對策狀況に關しては前號既載の通りなるが、其の後各團體は特別議會開會と共に對議會闘争を展開する處ありたり。左に主なるものゝ概況を摘記すべし。

(一) 日本労働組合會議

組合會議にありては前號既載の通り社大黨と連絡を緊密にし目的達成に努むる處ありたり、而して本月九日總同盟本部に於て政治委員會を開催し左記議案を協議決定せり。

(1) 議會提出案に就て 客月十六日の擴大執行委員會の決定に基き社大黨を通じて議會に提出する労働組合法案並産業及労働の統制に關する決議案文は、總同盟及組合會議が從來主張し來れるものと同趣旨のものとし左記案文を社大黨代議士會に於て完全なるものに仕上ぐることに決定

決議

政府は速かに労働行政の統一産業の國家的統制労働立法の制定並産業と労働の協力に關する政策を立案し之れが實施の爲に必要な手續を採るべし

右決議す

理由 (内容本誌一月號記載の總同盟の労働國策要綱と大同小異に付き省略)



(2) 退職積立金法案の対策 政府より議會に提出せらるる退職積立金及退職手当法案に對しては、過般決定せる組合會議としての修正點 (イ)法案第一ノ一中「三十人以上トアルヲ十人以上トスルコト」(ロ)法案第三ノ八中但シ書ニアル「但シ命令ノ定ムル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ要セザルコト」ニ對シテハ命令ノ定ムルコトノ内容如何ニ依リ修正又ハ反對スルコト (ハ)法案第四ノ三中但シ書ニアル「但シ勤続一箇年ニ滿タザル者ヲ除クコト」ニ對シテハ六箇月ニスルコト) 並びに先の政府原案より改悪せられたる諸點等反對修正方を社大黨議員團に依り強く主張貫徹を圖ることに決定せり。

而して右政治委員會の決定に基き本月十一日松岡議長、上條書記の兩名は社會局に赤松労働部長を訪ひ、退職積立金法案に對する組合會議の修正意見を詳述して其の改正を要請する處ありたり。尙労働組合法案並に産業及労働の統制に關する決議案は別項の如く社大黨議員團より特別議會に夫々提出せられたり。

(二) 労働無産協議會 (1)本協議會にありては前號記載の通り本月二日の常任委員會に於て無産議員團結成要請書を作製し社大黨代議士會に提出することに決定し、本月五日代表中島喜三郎(東京)小野正造(市役)の兩名衆議院に淺沼、杉山、加藤黒田の各代議士を訪問別記の如き要請書を手交し社會立法の「労働者案」貫徹に努力奮闘されたしと要望する處ありたり。

(2) 本月十日の委員會に於て別記の如き内容の特別議會方針書を決定し之れに基き目的の貫徹實現を期する爲決議案の上程を圖ること手續上の一切は加藤勘十代議士に一任すると共に一般市民にもアツピールすることとし、決議案の起草を鈴木茂三郎に一任することとせり。

尙メーデー抗議に關しては別記の如き決議文を作製し院内新聞記者等に手交すると共に社大黨と合流抗議することとせり。

(3) 本月十七日の委員會に於て労働組合法獲得を期する爲め本月十八日無産代議士を訪問し激動すること、及適當な日時に加藤、黒田、松本の各代議士を招聘して議會の中間報告を聴取すること等を決定し相當果敢なる闘争を展開する處ありたり。

(三) 全評關西地方評議會 全評關西地評にありては本月十日評議員會を開催し、席上特別議會闘争に關する件を協議したる結果左の如く決定せり。

(1) 特別議會に對する闘争スローガン

(イ) 無産議員團の結成

(ロ) 労働組合法、小作法、退職手当法の即時制定

(ハ) 言論、集會、出版の自由獲得

(ニ) 大衆負擔の増税反對

(イ) 以上のスローガンを中心に凡ゆる廣汎なる大衆を闘争に動員し強力なる闘争展開の戦術を樹立すること

(2) 實行方法

(イ) 加藤委員長をして強力に議會内にて闘はしめること

(ロ) 特に退職積立金法案の徹底的批判と改善大衆課税反對闘争の爲め他團體との協力提携を計ること

(ハ) 共同演説會、懇談會、茶話會の開催

(ニ) 全国的な共同闘争機關を作ること、退職積立金法案に就いては既得權擁護運動を起すこと

(ホ) 労働協議會の開催等々

労働運動の状況

別記

要請書

我労働無産協議會は二二六事件のあとをうけ革新政治の名によつて下劣なるファッショ支配を強行する廣田政府に對し民主主義的自由の立場社會立法の即時制定の旗幟をかゝげ反ブルジョア的ファッショ的一大共同戦線の樹立に向つて奮進しつゝあるものであります

而して我協議會は今次の特別議會にあつて我全無産議員諸氏に對して無産大衆の一致團結の偉力を示すべき無産議員團の即時結成に社會立法の「労働者案」の積極的支持貫徹の爲に死力をつくして奮闘せられんことをこゝに要請するものであります

一、自主的労働組合法要求の件

二、小作法制定要求に關する件

三、退職積立金法制定要求の件

四、自動車災害保險法制定要求の件



- 五、政府の米穀政策に関する件
- 六、人民の政治的自由擁護伸張の件

一九三六年五月五日

労働無産協議会

別記

決議文

今議會ニ於テ廣田首相ノ爲セルメーデーニ關スル言辭ハ労働者農民ヲ侮辱スルモノニシテ且メーデー禁止ノ永久化セントスル反動的意圖ヲ含ムモノアリト認ム  
依テ即時取消ヲ要求ス  
右決議ス  
一九三六、五、一〇

労働無産協議会

別記

- 第一 對特別議會方針草案(要綱)
- 第二 資本家の爲の産業助成カルテル助長法案

五、日本海員組合年度大會等の状況

(一) 年度大會狀況 海員組合に於ては本月五日本部に於て本年度第一回評議員會を開催し大會準備に關する事項を協議決定し、本月七日本部に於て第十五回年度大會を開催せり、出席者四百五十三名、委任狀一九、七六二通、傍聴者約百五十名、堀内長榮議長の下に各種委員及正副組合長選舉立會人の任命を爲し次で昭和十年度事業報告及會計報告を承認、各友誼團體等の祝辭祝電の披露等ありたる後左記議案を審議可決し言論の中止一件ありたるのみにて何等事故なく散會せり。

尙本大會前日來より濱田前組合長擁立派たる日本海員組合革新聯盟分子竝に普通船員待遇改善同盟一派は、本大會を牽制或は混亂に陥らしめんとして種々策動する處ありたる模様なるも、當局の取締嚴重なりし爲何等共舉に出でたるものなかりし模様なり。

(1) 議案

- (イ) 海上トラツクの労働條件に關する件
  - (ロ) 船員法改正實施促進に關する件
  - (ハ) 年二回定期昇給制度の確立及實施に關する件
  - (ニ) 官船乗組員の待遇改善に關する件
  - (ホ) 食糧改善に關する件
  - (ヘ) 最低賃銀制の噸數及階級別基準の改善に關する件
  - (ト) 海事特別總會議案實現に關する件
  - (チ) 各種手當の確立並改善に關する件
  - (リ) 退職手當制度の確立及改善に關する件
- 右議案に付き詳細なる説明を爲し萬場一致可決し之れを大會決議として船主其の他に要求することに決定し次で別記の如き宣言を發表せり
- (2) 正副組合長の選舉  
役員詮衡委員に於て開票したる結果を左の通り發表萬場一致承認

- (イ) 組合長投票總數二一、四一八票
- 二一、〇七八票 堀内 長榮(當選)
  - 一三八票 米窪 滿亮(次點)
  - 四七票 山川 宗彬
- (以下省略)

労働運動の状況

五九

(ロ) 副組合長の得票

- 二〇、三二二票 米窪 滿亮(當選)
  - 三三〇票 木村 唯作(次點)
  - 二七四票 山川 宗彬
- (以下省略)

宣言草案

日本海員組合が海上諸團體を合して創立せられてより茲に十五年、終始一貫資本主義の搾取迫害と闘ひ來つたその行路は、正に荊蕀に充されたる苦難のそれであつた。

右に反動ファッショを斥け、左に共產主義を排して、一路吾國の特異なる國情竝に國民性に立脚せる健實なる労働組合主義確立のために拵けたる吾等の努力は、今日遂に労働組合主義をして吾國労働運動の主流を形成せしむるに至つたとはいへ、是を確保し、是を擴充し、以て労働組合に課せられたる歴史的使命を遂行するがためには、更に不撓不屈の努力を必要とする事は言ふまでもない。

見よ!

最近に於ける資本主義體制の混亂に基く非常時の影響をうけて、何等の信念なく、何等の犠牲的精神なく、労働組合を以て自らの投機具たらしめんとする不純卑劣なる分子が、眼前に展開せ



られたる社会的不安と動搖に感嘆し、忙しく吾等の職列より脱落し去つた事實を、

更に見よ！

吾等の陣營より願望せる彼等が、口に日本主義を唱へ、國家革新を呼號しつゝも、その無節操、無氣力、加ふるにその煽激なる非法的行動は、今や社会的指彈をうけて、孤影日に落莫たる事實を！此等の事實は、労働大家の利害を眞實に代表するものが、強權に抗して怖れず、敢然として社會正義を死守する労働組合以外になきことの明確なる證據でなければならぬ。

資本主義の巨大なる體制は、一片の直接行動乃至志士の口舌によつて、奇蹟的に倒るゝものではないかくて資本主義の害悪によつて、その生活權を壓迫蹂躪せられんとしつゝある吾等の同志のために、先づ長に資本家階級を反省せしめてその生活不安を除去し、夕に惡境なる資本家を脅威して、その生活權を確保すると共に、是を解放に導く任務は、今日健實なる労働組合主義に立つ労働組合のみ期待せられてゐるのであるが、然も、この結果は労働大家の有機的團結とその健實にして不撓の運動に俟たねばならぬ。

於茲、吾等は過去一箇年に互り、鐵火の試練を経たる同志諸君と共に、協心協力、本組合主體の完成を圖ると同時に、海上労働大家の生活權確保のために、創立以來の記録的活動を取つたのであるが、今日吾等を圍繞する社会的政治的情勢は果して如何。

最近帝都に勃發せる不祥事件を契機として、吾國社會情勢は急

變遷を相來せるにも拘らず、爲政者及資本家は徒に姑息なる儉安の夢を追ひ、或は口に國民生活の安定を高調しつゝも、大衆課税を以て更に國民生活を窮乏に陥れんとし、或は吾國國民層の最大部分を構成する労働大家の生活を保證する根本的對策として、尙労働組合の法詔を忌避する爲政者のあるあり、或は該事件を逆用して労働階級の生活權蹂躪に拍車を加ふる資本家の存在は、現段階に於ける吾國資本主義が、その體制を整備するがために、海上と陸上たるを問はず、全労働階級に對して一大攻勢に出づべきことを示唆して餘りあるものと言はねばならぬ。

吾等は茲に、困苦と危機ますます加はらんとする一年を迎ふるに當り、重大なる轉機期的認識の上に吾等の陣營を強化し、産業協力運動を通じて社會福祉の増進を圖ると共に、職線の分裂に基く組織勢力の分散が、常に資本攻勢の前に一大敗北を豫約するものなることに鑑み、労働組合主義による海上労働職線の統一を完成し、敢然たる國民的乃至階級的信念の下に、内に向つては、社會立法の實施を要求すると共に、勞資關係を是正することによつて、海上労働者の生活條件向上に邁進し、外に向つては、日本労働組合會議並びに社會大衆黨と相協力して、經濟的並政治的に全日本労働階級の信頼に應へんとするものである。

昭和十一年五月七日

日本海員組合第十五回年度大會

(二) 大會決議事項實行方陳情狀況

本月八日正副組合長以下各専門部長出席し、前記大會決議事項の實行方法に付き審議したる結果之れを關係方面に送付して陳情することに一決し、本月十一日首相及び關係各大臣並びに日本船主協會海事協同會其他一般船主に對し陳情書を發送し其の實現要求の第一歩を踏み出せり。

六、新日本海員組合年度大會等の狀況

新日本海員組合にありては本月二十日神戸市立海員會館に於て第一回年度大會を開催せり、出席代議員五二八名委任狀五四五二傍聴者約八〇名門司宗太郎議長の下に型の如く各種委員の任命、昭和十年度事業及會計報告の承認、各友誼團體の祝電の披露等ありて左記議案を審議可決し、相當氣勢を揚げ緊張裡に散會せり。

(一) 議案

- 1) 船員關係諸法規改正實施促進に關する件
  - 2) 各種手當制定並改善に關する件
  - 3) デイゼル船機關部員増員に關する件
  - 4) 嘆願條項實施促進に關する件
- 本件は本月五日 (イ) 遭難手當増額 (ロ) 食糧の改善 (ハ) 退職手當制度の確立 (ニ) 航海手當の増額 (ホ) 最低賃銀増額並噸數別賃銀差別的撤廢の五項目からなる嘆願書を日本船主協會に提出せるが、本嘆願事項獲得の爲め實行委員會を組織し對策協議機關とし、更に即時闘争資金として職長級月級の一割五分役員一割普通船員八分を積立(約四五千圓になる見込み)つること其他闘争方針を決定せり

(二) 實行委員氏名

前記實行委員を左の通り發表決定せり、委員長門司宗太郎、副

労働運動の状況

(三) 緊急動議

- 委員長那賀重三郎、委員(本部側)藤原喜代松外四名、(職場側) 下村幸太郎外五名
- (1) 海上國防陣整備強化の件  
五百噸以上船舶乗組員を一單位とし海上在郷軍人會を組織し之れを統一して國體精神及軍人精神の徹底的伸暢を通じ海上國防陣の整備完成を期すべしとなし本決議を關係當局に提出し速かに之れが實現を期することに決定。
- (2) 海事協同會加盟の件  
本件に關しては贊否兩派に岐れ激論を闘はし一時議場騒然として收拾に困難したるも議長採決を宣言し舉手に依り贊否を質したる結果絶對多數を以て海事協同會加盟を申込むことに決定。
- (8) 邦船邦人主義實現に關する件



日本人所有乃至備船する船舶乗組員は日本人たらしむべしとし本決議を政府當局に提出し立法化を圖ると共に關係船主に交渉し速かに之が實現を期することに決定

(4) 失業救済交付金均等化に關する件

從來逋信省より舊組合に交付し居りたる失業救済交付金を本組合にも交付せらるる様當局に要求することに決定

四、大會宣言

海上大衆を惡魔の祭壇に供せんとしたる裏切者の暴虐に激憤せる我等が、新日本海員組合を結成して茲に一星霜、けふ光輝ある第一回年度大會を舉行するに當り、我等は血盟の同志諸君と共に左の如く宣言す。

新興海上大衆の躍進を呼止せんとする頑迷船主と、その羅卒たる一連の社會民主主義者と呼稱する徒輩の抑壓障害を蹴つて直往邁進せる我等が一個年の行程は、まことに荊の道であり、險難の道であつた。併し乍ら殉道鐵石の心腸には惡魔も手を挟む能はず、徹底せる大信行には諸魔随つて滅すべし。

我等の一貫不惑大義に殉せんとする鐵石の心腸の前に、さすがに彼等も施す術を知らなかつたのである。

斯くして我等が陣營は日に月に擴大し、いまや傘下に集ふ同志まさに一萬に垂んとす、この一萬の同志こそ是悉く、言語に絶する迫害抑壓の中に立つてよく不動の信念を堅持し、最後迄正義を闘ひ抜きし義血鐵腸の士である。

嵐にたへ辛酸に鍛へられしこの鐵火の團結こそ、累積せる邪惡不義を克服掃蕩して海上に眞の社會正義を樹立し得る唯一無二の力であることを我等は確信して疑はないのである。

而して支配階級の番犬と化して全く去勢され、僅に遠ぼへのみを唯一の武器として與へられし彼等一連の疑似社會運動家の徒輩は、身命を賭して正義を守らんとする我等が果敢なる行動を呼ぶに、アアツシヨの惡魔を以つてせんとするものである。もし大衆の爲め、正義の爲め、敢然身を挺して戦ふことを以つてアアツシヨと呼ぶならば、敢てアアツシヨの汚名を受くるも我等の何等意とせざる處である。我等が海上大衆の爲、眞に求めて止まざるものは空漠たる理論や名稱に非ずしてその實質的向上である。さあれ彼等の如く、死を賭して戦はんと演壇上に獅子吼して社會の安價なる歡呼を浴びることは易い。

而もこの徒輩の中、果してよく幾人か大衆の爲文字通り心死を賭して戦ひ得た者があるであらうか。彼等のすべてはブルジョアジャーナリズムの笛におどる一介の道化役者にすぎないではないか。彼等こそ夕演壇に立つて大衆の爲必死を誓ふも、朝、時代の嵐の前に恐怖なす處を知らざる口舌腐腸の徒輩である。

安價なる資本家的ジャーナリズムの所産たる世評何するものぞ。我等は徒らに空虛なる美辭を弄して世の輕薄なる拍手と安價なる歡呼を受けんより、むしろ一時の世評の如き之を超越し、黙黙として一意海上労働大衆解放の大信行に徹せんことを希ふものである。粉々たる一時の世評の如きいつか霞の如く雲散し、やがて時が、正しき者の眞姿を歴史の上に顯示するに至るであらう。

而も今や外にあつては英米蘇等の帝國主義列強日夜虎視したんとして我が四隣をうかがふあり、内にありては積弊累加して民衆の窮乏益々加はらんとするの重大時局に當つて、爲政者は徒に姑息なる儉安の夢を追ひて革新の氣魄を全く缺除し、資本家階級

亦自己の利潤を追ふに汲々として労働者の生活の如き之を捨て、顧みないのである。加之支配階級は現下の澎湃たる革新的氣運をたくみに逆用し、批政一新の美名の下に全労働大衆に對して全面的逆襲に轉せんとしてゐるではないか。

あゝ庸々たる歴史の轉換！

聲なくして流れ、脈打つ偉大なるものゝ動きを感じるのとき、我等は同志間の血盟を愈々堅くして更に戰線を一強化し、全海

尙前記大會決議事項を本月二十五日選相及船主協會海事協同會其他各船主等に發送陳情嘆願を爲せり。因に本部役員は本年は改選せず何れも舊役員重任することゝなれり。

七、東京市電氣局労働争議解決後の情勢

本誌昨年十二月號既載の如く東京市電氣局に對する東京交通労働組合(略稱東交)の賃銀三割値上を目標とする歳末闘争は警視廳當局の取締宜敷を得たる結果、東京市電の年中行事の觀ありし罷怠業等の事もなく當事者間の政治的折衝により、従業員側(組合側)が東京市電更生に協力することを前提として電氣局に於て年額四十萬圓を特別手當として従業員に支給するとの條件にて妥協成り、東交は該闘争を打切るに至れるが、其の後に於ける情況左記の通りにして、五月七日、四十萬圓支給細目協定成立すると共に、東交内部も一應平靜に歸するに至れり。

(一) 四十萬圓支給細目協定成立情况

東交に在りては一月十日の執行委員會に於て四十萬圓支給細目協定は委員五名(中島、佐々木、河野、牧野、佐伯)の外に北田書記を加へ以て急速に細目案を作成することに決し、爾來案作成に努めつゝありし處、漸く脱稿せるを以て二月二十二日の執行委員會に之を提出可決を見たるにより同月二十四日中島委員長外二名は電氣

上大衆の生活權の全面的伸張と國家海運の飛躍的興隆に奮進すると共に、廣く天下同憂の士と協心戮力して反國體的一切の存在を撃滅して國體を擁護し、國家社會に累積せる諸弊を一掃してその革新を期せんとす

昭和十一年五月二十日

新日本海員組合第一回年度大會



局に大野労働課長及吉田掛長を訪問し、東交側に於て作成せる細目協定案を提示し、縷々説明の上善處方を陳情する處ありたり。

然るに其後衆議院議員の總選挙の施行あり、又二月二十六日事件の突發等の事ありし爲、本交渉も一時中絶の状況に在りしが、三月六日より開催せられたる東京市會豫算委員會に於て委員中一新會に屬する議員十五名は、「市當局が市電従業員に對し昭和十二年度より特別勤務手當四十萬圓支出の件に關し約束を爲したるは市會を無視したる越權の處置なるのみならず、曩に市當局が實施せむとしたる電氣局更生案の精神と相反するものなり」として反對的態度に出でたるため三月十九日假決定を見るべき右委員會は翌二十日に延期せられ更に同委員會も延期せらるゝ等委員會の空氣は極めて險惡となり益、紛糾を續け該案は否決若くは審議未了に至るにあらざやと憂慮せらるゝ情勢にありしかば、東交本部に在りては、若し該案が否決せられたる場合は直ちに一戰すべしとする強硬論者あり事態樂觀を許さざるものありしも、三月二十六日情勢は俄然好轉し、同日の委員會は該案を無修正にて可決し其の後本會議も無事通過するに至れり。茲に於て四月十三日中島委員長以下十三名の幹部は大野労働課長を電氣局に訪ね四十萬圓支給細目協定につき懇談する處ありしも局側に於ては局長病氣缺勤中にあるを以て局長の出動後局側の具體案を發表すべき旨回答せり。其後局側に於ては局長出動し細目協定案の作成審議を終り、組合側に其の内容を非公式に内示せるを以て組合側に在りては四月二十三日執行委員會を開催し右局側の案につき對策協議の結果一部修正を交渉することに決し、東交幹部は四月二十三日、二十四日の兩日に互り電氣局を訪問し曩に局側より内示せる細目協定具體案中

(イ) 出勤十八日以上に者に支給するとの條件の撤回

(ロ) 成績不良の者には支給せずとの條件は當局が市會關係を考慮しての一項目と思料せらるゝを以て實施に際しては餘り字句に拘泥せざること

(ハ) 出勤一日に付き定額日給の七分の率を以て支給すとあるを八分の率とし算定期を昨年十二月末現在員とすること  
の三項目を中心に種々折衝の結果二十四日第四次會見に於て別記の如き特別勤務手當支給案にて妥協成立し、組合側は即日此の旨各組合員に通告し、中央委員會も五月七日右細目を承認するに至り爭議打切り後四ヶ月にして本爭議も全面的に解決を見るに至れり。

別記

特別勤務手當支給案

- 一、更改給二割減其他ヲ問ハス支給ス
- 二、出勤一日ニ付定額日給(年功加給ヲ含マス)ニ對スル一定ノ率ヲ以テ支給ス
- (イ) 出勤ト看做シ日給ヲ支給、元日ヲ含ム
- (ロ) 一定ノ率ハ七分二厘トス
- 三、支給日ハ給料支給日トス
- 但シ前後二回アル場合ハ後ノ支給日トス
- 四、昭和十一年四月一日ヨリ實施ス
- 四月分ハ來ル三十日ニ支給ス
- 五、一月ヲ通シテ出勤十八日ニ滿タサルモノニ對シテハ支給セス
- 但シ特別事情アルモノハ此ノ限リニアラズ
- 六、勤務成績不良ナルモノニ對シテハ支給セス
- 七、遅參早退四回ニ付一日ノ缺勤ト看做ス
- 八、四月分ニ付テハ運輸備員ハ九日普通備員ハ十二日出勤シタル場合受給資格ヲ有ス
- 十二年三月分ニ付テハ運輸備員九日普通備員ハ六日出勤シタル場合ハ受給資格ヲ有ス

(二) 東交幹部の總辭職並に改選の状況

東京市電の爭議は前項の如く五月七日を以て全面的解決を見たるが本爭議に於て東交内部には幹部不信任の空氣漸く昂まり遂に幹部の總辭職までに發展せり。即ち本爭議打切を決定せる昨年十二月二十三日の中央闘争委員會並中央委員會に於ては爭議打切りに關し硬軟兩派に分れ大激論を戦はし、特に電車部大塚、神明兩支部に



在りては本部不信任及び本部費不納入の決議を爲し、中央闘争委員会に於て此旨公式に表明せる程なりしも遂に不満乍ら争議打切りに決定したるものにして、其後に於ても下部組織に在りては本打切りに多大の不満を抱き自動車澁谷支部の時間的罷業の決行及び十二月二十五日軌道支部評議員會に於ける河野平治の支部長は落選し本部員たる資格の喪失（其後副支部長に再選され本部員たる資格を回復す）等の型に於て顯はれたり。東交の内部斯の如くなりしを以て東交本部役員間には既に争議打切り當初より引責辭職の議もありしが、前記中央委員会に於て本部不信任の否決並に争議の後始末たる四十萬圓支給細目協定等の残務ありし爲争議の全面的解決まで進退を留保することゝせり。然るに五月七日の中央委員会を以て四十萬圓の手當問題も終了せるを以て同委員会に於て中島委員長以下十八名の本部員の争議引責辭職の件を提案し萬場異議なく之を承認可決するに至りしを以て、五月二十日再度中央委員会を開催し役員改選を行ひたり。其の結果各部常任に何等異動なき爲前本部員の再選となり、更に委員長を決定せるが委員長は大會に於て決定すべきものなるも各種事情の爲大會開催不可能なるにより本中央委員会に於て選出すべきことゝし詮衡委員を擧げ詮衡したる結果自動車部長佐々木澗三を委員長とすることに決定せり。依つて五月二十三日改選後最初の執行委員会を開催し次記の如く専門部其他の部署を決定せり。

(1) 専門部長及部員

専門部名	部長氏名	所屬部名	部員氏名	所屬部名
争議部	佐伯健	非乗務		
教育部	柳田豊茂	電車	吉羽清四郎	非乗務

出版部	萩原正三	井上貞婦	人
財務部	萩原佳宣		
救援部	峯岸新三郎		
調査部	的場茂	入川利一郎	非乗務
政治部	阿部安次郎	森村五月	電車
組織部	牧野松太郎	加藤千太郎	自動車

(2) 交總常任

常任委員長 佐々木澗三

常任委員 牧野松太郎 阿部安次郎 佐伯健

農民運動の状況

一、全國農民組合の飯米獲得運動状況

全國農民組合の飯米獲得(政府米拂下げ要求)運動は、昭和七年来引續き行はれつゝあるが、本年に入りても一月中旬開催の全國大會に於て「我々は年々起る飯米缺乏の現象に鑑み、(1)莫大なる貯藏米を簡易なる手續を以て都市農村の貧困者に貸



下げることに十ヶ年賦償還条件にて、(2)既に貸下げたる政府米の償還方法につき之れを緩和すること、(3)此の闘争の具體的方法としては、飯米要求切實となれる地方に於て、先づ村内の飯米缺乏者を糾合して町村役場に對し政府米交付要求運動を起し、更に之れを全縣的に統一して府縣廳に迫り、之れを動かして政府米を出させなければならぬ」と決議し、「殊に東北北海道地方農民は、副業、農業労働その他による現金収入なく文字通り餓死線上を彷徨せざるを得ない状況にある」と爲し、専ら東北北海道地方に全力を注ぎ、活潑なる闘争の展開を策すると共に同地方組織の擴大を圖らんことを期したり。

然れ共昭和九年の凶作を契機とする當局の積極的活動は漸く實績を收め、著しく緊迫せる空氣を緩和するに至れるため、全農の乘ずる間隙なく僅かに次の運動ありたるに過ぎざる状況なり。

(一) 北海道 全農北海道聯合會にては三月四日開催の常任委員會にて、三月下旬より各所屬支部を動員して飯米貸付請願を積極的に展開することを決議し、所屬支部の活動を促しつゝありしが、僅かに長沼支部にて三月三十日「米借る會」を組織の上町當局に對して飯米貸付の要求を爲すことの決議ありたるのみにて今尙具體的運動を見るに至らざる状況なり。

(二) 福島縣 全農福島縣聯合會にては、飯米獲得闘争を通じて組合の擴大強化を圖らんとし、飯米不足状況の調査を企てたるも、其の後具體的活動なく、四月七日青木支部長が支部員二十名の署名ある「政府米貸下要請書」を居村役場に提出せるのみなり。

(三) 青森縣 全農青森縣聯合會本郷、魚澤、下田の各支部にては、夫れ／＼居村役場に政府米拂下の陳情を爲せる外、格別の運動無かりし状況なり。

(四) 秋田縣 全農秋田縣聯合會朝倉、明治の各支部にて夫れ／＼關係町村役場に政府米拂下の陳情を爲す所ありたるのみなり。

二、農民組合のメーデー舉行状況

本年度メーデーは多衆運動等の禁止(労働運動の項参照)に依り、示威運動不能のため、一部地方全農員に依りて記念座談會等を催せられたるに過ぎざりし状況なり。

即ちメーデーの禁止に對しては、全國農民組合に於て、四月六日付指令第二號「メーデー禁止に反對して」を以て「昨今の情勢はそう(註メーデー禁止)しなければ治安維持が出来ぬやうな緊迫した情勢であらうか斷じてそうでない。吾々は生活權擁護、立憲土地取上反對、耕作權確立、フアツシズム打倒等々のために、日常闘争を強化し、一方小作法獲得活動を強行して斷乎戦はねばならぬ」となし、「(1)土地取上、肥料、借金、飯米、雪害救済等村落に於ける日常闘争に基礎を置いた大衆運動としてメーデー禁止を戦へ、(2)各地の黨、労働組合と協同戦線を張り、労働組合法、小作法獲得運動をメーデー禁止反對と結びつけろ、(3)當面の情勢下に於けるメーデー禁止の意義を大衆に理解させるため座談會を開催せよ、(4)メーデー許可を府縣廳に執拗に要求せよ、(5)示威行進不許可の場合は勞農提携による當面的政治要求明示の演說會、爭議批判演說會、農民大會、共同作業を行へ」と積極的闘争を慫慂する所ありたるも、府縣聯合會にありては消極的態度に終始し僅かに左記の如き策動ありたるに過ぎざりし状況にて其他の組合にては全會福佐聯合にてニュースの發行ありたるのみなり。

(一) 北海道 全農北海道聯合會にては旭川勤勞同志會と共にメーデー記念集會を開催すべく計劃したるも、當局の警告に依り中止せり。

(二) 大阪府 全農大阪府聯合會にありては、四月二十六日付ニュースを以て「メーデーを記念するため、支部總動員の下



に共同耕作記念座談會、遠足等適當の方法にて貧農として意義ある一日を送るべきこと」を懲應する所ありたるが、當日は何等の催も企つるに至らざりし狀況なり。

(三) 兵庫縣 全農兵庫縣聯合會にありては、メーデーを記念すべく五月一日午前九時秘かに執行委員長長尾有外十八名は三々伍々洲本警察署管内の干山に登山中食を爲し午後二時散會せり。

(四) 新潟縣 全農新潟縣聯合會和田支部並に北日本農民組合西蒲、南部、葛塚の各地區にては、夫れ／＼メーデーを記念すべく觀櫻會を計劃したるも當局の警告に依り中止せり。

(五) 群馬縣 全農群馬縣聯合會強戸支部青年部員三十名は、幹部高橋徳次郎指導の下に館林町花山公園にて觀櫻會の名の下に示威運動を敢てせんことを企てたるも、當局の警告に依り之れを中止し、同夜須永執行委員長宅に青年部員二十七名參集懇談會を開催せり。

(六) 秋田縣 全農秋田縣聯合會中央部協議會にありては、四月五日開催の支部代表者會議にて「當局に對しメーデーの許可を陳情すること」を決議し即日幹部は縣廳に特高課長を訪問して許可につき陳情する所ありたるのみにて當日は何等の企ても無かりし狀況なり。

(七) 岡山縣 全農岡山縣聯合會邑久、上道、淺口、和氣、赤磐、吉備の各地區にありては、夫れ／＼懇談會(出席者邑久、上道八名、淺口十二名、和氣、赤磐十三名、吉備二十四名)を催す所ありたる外、全農岡山縣縣加盟の岡山地方無産團體協議會にても記念懇談會を開催せり。(勞働運動の項參照)

(八) 福岡縣 全農(全會)福岡聯合會にては四月二十日付檄文にて「吾々勞働者農民の街頭示威の日五月一日を禁止された

ることに對し、吾々勞働者農民が逆襲闘争に起ち上らなかつたならばやがては廣田内閣の反動の刃を以て組合はブツツサレ小作米引下、土地取上反對闘争さへ蹂躪される日が来るであらう。……吾々は全國の同志と共に十七回メーデーを執行し、此の暴壓に逆襲せねばならない」とメーデー禁止に對する所屬各支部の積極的闘争を懲應する所ありたるが、警察取締嚴重のため、當日は何等の策動無かりし狀況なり。

三、農村關係諸團體の運動

全國町村長會は大會を開催して町村の經濟更生並公民教育の普及に關する決議を爲し又北信五縣町村長大會に於て雪害、冷害に對する特別救済助成、地方財政調整交付金制度の確立、農山漁村振興、土木事業繼續施行、醫療施設の普及等に關する農村救済方策の實施を要望し、産業組合は時局に關し産業組合の擴充と反産運動の排撃を強調し、系統農會に在りては農村關係重要法案の通過促進に努むる處ありたるが其の狀況左の通り。

(一) 全國町村長會の運動 本會に在りては五月十三日より二日間に亙り富山市昭和會館に於て全國町村長大會を開催せるが、町村の經濟更生並公民教育の普及に關しては宣言に於て「……現下の國情に鑑み行財政の根本的整理を斷行し以て行政機構の運用を敏活圓滿ならしむると共に中央地方を通じて適切なる財政を確立し經濟更生の大策を定むるは將に喫緊の要務とする處にして地方財政調整交付金を増額し普く町村に均霑せしむる如きは特に其の最急務たるべきを信ず……公民教育の普及に一段の意を輸し抜本塞源選舉肅正の徹底を期する所なかるべからず……吾等は汎く社會を大觀し非常時局に對する認識を新にし以て大いに自治の振興國運の發展に全力を傾倒せむことを期す」ことを掲げ尙決議として「國民精神を作興し公民教育の徹底を期す、行財政の根本的整理を斷行し地方自治の擴充を期す、地方財政調整交付金を増額し普く町村に交付



せむことを期す」ることを挙げ之を政府に献策し其の實現を期することとせり。

(二) 北信五縣町村長大會の運動 五月六、七兩日長野市藏春閣に於て第十六回北信五縣(新潟、富山、福井、石川、長野)町村長大會を開催せるが、關係各縣代議員百三十五名の出席あり、福澤會長議長となり議事を進めたるが先づ宣言、決議文(別記)を上程異議なく可決し、續いて各縣提出議案の協議に入りたるが提出者より提案理由の説明ありて一括委員附託を爲し委員會に於て審議の結果

- (イ) 連年に互る雪害、冷害の地方に對し特別の救済助成の處置を講ぜらるゝやう其の筋へ建議すること。
  - (ロ) 昭和十二年度に於て全國一般に行はるゝ土地賃貸價格の調査には常に雪害多き地方を特異地域と認め其の價格を低下せらるゝやう其の筋へ建議すること。
  - (ハ) 地方財政調整交付金制度を速かに實現し其の金額を五千萬圓以上とし之が交付に當りては負擔の不均衡を是正する建前に依り全町村に交付せらるゝ様其の筋へ建議すること。
  - (ニ) 農山漁村振興土木事業は増額の上繼續施行方其の筋へ建議すること。
  - (ホ) 小學校教員恩給基金町村納付を廢止するやう法規の改正方其の筋へ建議すること。
- 之が實現方政府當局に陳情することに決定せり。

別記

決議

一、道義立國ノ精神ヲ基調トセル庶政革新ノ斷行ヲ期ス、

- 二、地方制度ヲ改正シ自治政治ノ振興擴充ヲ期ス、
- 三、中央地方ヲ通ジ行政機構ヲ簡易化シ政務ノ簡捷ヲ期ス、
- 四、選挙人ノ公正ナル自由ヲ阻止セザル様選挙法規ノ根本的改正

ヲ期ス、

- 五、町村吏員優遇ノ途ヲ開キ地方自治政治ノ振興ヲ期ス、
- 六、地方財政調整交付金制度恒久的法制化ノ實現ヲ期ス、
- 七、地方金融機關ノ更生活動ヲ助成シ特ニ農村負債ノ整理決濟ニ

(三) 産業組合の運動

(1) 産業組合中央會の時局に關する聲明

本會に在りては五月九日時局に關する聲明書を發表し

所屬縣支部並各部會に通達せるが「内外の時局は極めて多難にして之が打開は國民の確固たる決意に俟たざるべからず」と爲し此の秋に當り産業組合は「益々組合の組織を擴充強化し其の内容を整備刷新し以て國民生活の安定向上に資せむとす」るものであるとて組織の擴充を強調し、組合事業の施行に付いては、「都市と農山漁村とを問はず其の窮乏に對する匡救の施設を全からしめ、産業組合にして行ひ得るものは、組合をして行はしむることを要す」と述べ、然るに「産業組合事業の制限、組合に對する課税、組合事業助成の撤廢を主張するが如きは大衆の利害を顧慮せざる偏見にして吾人の絶対に同意なし得ざる所なり」とて反産運動側の主張を排撃し最後に産業組合の時局に處する使命として「吾人は現下の社會情勢に鑑み克く中正なる態度を持し組合精神の高揚、組合の大衆化、組合整備刷新、系統機關の利用を行ひ産業組合運動の大成を圖り以て國運の進展に貢獻せむことを期す」べきことを強調し居れり。

(2) 近畿、中國、四國産業組合協議會の開催

五月七、八兩日和歌山縣西牟婁郡田邊町及瀬戸鉛山村に於て第十六回近

畿、中國、四國産業組合協議會を開催し「産業組合助長政策に關する件」「經濟更生運動の恒久化及産業組合活動助成に關する件」「産業組合に對する各種低利資金の金利引下に關する件」「政府特別拂下米に關する件」「醫療組合事業助成に關する件」等に就き協議し之が實現を期する爲關係各省に陳情書を提出することに決し、之が實行は主催地たる和歌山縣支會に於て爲



すことゝせらるが同二十日夫々陳情書を作成し關係方面に對し發送せり。

(四) 系統農會の農村關係法案通過促進運動 帝國農會に在りては米穀、産繭、肥料の三重要法案の通過促進運動に就いては積極的行動を避け靜觀的態度を持し居たるも各種商工團體側の法案反對運動が熾烈を極め此の儘尙消極的態度を以て進むに於ては法案の通過に支障ありと爲し五月十日同會事務所に於て道府縣農會長協議會を開催し「農村關係重要法案實施促進關スル件」を議題として協議を爲したるが「米穀自治管理法案外二案、産繭處理統制法案及重要肥料業統制法案は何れも農村多年の懸案にして朝野各方面の意見を綜合し銳意講究の結果立案せられたるものなり、右各法案の成立は現下農村の實情に鑑み焦眉の急を要するを以て吾人は兩院通過の爲萬難を排し一路邁進せんとす」との聲明書を發表することに決定し之が實行方法として各黨各派及貴衆兩院議員に對し書面又は面接して法案の通過に就き盡力方の陳情を爲すことゝせり。而して各道府縣農會に對しては直ちに運動方針を指示すると共に同十日より十二日までの三日間に互り各道府縣農會長は其の道府縣選出貴衆兩院議員に面接し法案の通過に盡力方を依頼する處ありたるが、同十三日より二十四日までには四班に分れ滯京、各方面に對し陳情運動を續行し法案の通過に努めたり。尙地方の系統農會に在りては中央の運動に相呼應して運動を開始し九州、沖縄農業者大會の開催を始めとして兵庫、長崎の各縣下農業者大會の開催、或は各地に於て地方協議會等を開きて法案通過促進に關する決議を爲し關係方面に陳情書を發すると共に中央の指令に基き其の區選出代議士及貴族院議員に對し依頼電報或は依頼書狀を發信する處ありたり。

#### (五) 耕作協會の運動

(1) 東北六縣耕地協會聯合會の國營開墾の陳情 標記聯合會に在りては五月八日東京市赤坂三會堂に於て代表者會議を開催し「東北地方國營開墾に關する件」に就き協議を遂げたる結果東北振興に關しては耕地開墾の緊

要なることは言を俟たざる處にして、而かも大規模なるを要するを以て此の際政府に對し速かに國營を以て東北地方に於ける大規模の集團農耕適地開發事業を行ひて農山村振興の基礎を確立すると共に國內移民に依る自作農創成の施設を徹底せられむことを望む旨の建議案を提出することに決定、實行方法として東北六縣選出代議士に依頼し本建議案を提出し目的を達成すべく陳情することゝなり、二班に分れ夫々陳情せり。

(2) 近畿地方耕地協會の耕地改良運動 近畿二府五縣耕地協會聯合會主催の下に五月十五日東京市赤坂三會堂に於て代表者協議會を開催し「本年の雪害に對しては耕地復舊事業に關し徹底せる助成と今後の災害に備ふる爲恒久的防止施設を講ぜられたきこと」及「本邦農家疲弊の主因は所謂耕地飢饉に存すること明かなるを以て耕地改良事業の徹底を期するは農村振興上刻下の喫緊事なるを以て速かに不良農耕地の改善、過少農の經營面積補給、集團農耕適地開發及農村計劃に關する恒久的計劃の確立、各種災害耕地に對する應急復舊事業助成制度並災害防止に關する根本對策の確立」等要望の決議を爲し實行委員を擧げ大藏、農林兩省を訪問陳情すると共に其の府縣選出代議士に援助方を懇請することゝせり。

(3) 其の他の運動 五月十五日開催せる九州、沖縄八縣耕地協會代表者會議及同十一日東海四縣耕地協會聯合協議會に於て旱害、水害の救助及耕地事業關係豫算の増額方に關し決議を爲し政府に對し之が實現方を要望することゝせり。



## 商工運動の状況

### 一、全日本商權擁護聯盟の商權擁護運動

本聯盟に在りては五月八日常任委員会を開催したるが中野東商副會長座長となり先づ木村日商理事より「各地商權擁護大會及米穀自治管理法反對大會開催ニ關スル件」「北海道栗澤産業組合ノ不正事件ニ關スル件」等に就き報告を爲したる後議事に入り加盟各商工團體より提案の商權擁護に關する諸案件に就き審議、何れも本部に於て採擇し關係方面に對し之が善處方具申することとせり。尙「中小商工業振興方策確立ニ關シ陳情ノ件」に關しては各地方支部並關係團體の意向を參照し「産業政策ノ調整並中小商工業振興方策ノ確立ニ關スル陳情」と爲し適當なる方法に依り當局に陳情することとせり。其の内容とする處は「近時産業組合に對する過度の保護助成擴大強化の政策に依り更に又産業組合をして農業政策の相當者たらしめんとするが如き政策の結果として一面産業組合の不自然なる商工業進出を促す反面に於て中小商工業者は之が犠牲に供せられて深刻なる打撃と壓迫とを蒙り甚しき苦境に陥りつゝあり……産業政策の矛盾撞着を調整し産業組合に對する適當保護と中小商工業者に對する不當壓迫を除去すると共に更に中小商工業振興に關する方策の確立を圖り以て萬民其の業に安んじ和協戮力、舉國一致、能く難局打開に邁進せしめられむこと」に就き具陳せるものなりとす。

### 二、全國米穀商組合聯合會の米穀自治管理法反對運動

本聯合會に在りては米穀自治管理法が第六十九回帝國議會に上程せらるゝことを豫想し先づ本法案の上程阻止を目標として各地方に於て地方大會等を開き輿論の喚起に努めつゝある狀況に關しては前號(四月號)に記載せる處なるが其の後本法案は愈々特別議會開會勢頭に上程せらるゝこと瞭かとなるや此の際全國大會を東京市に於て開催し氣勢を擧げむとせるも東京市は戒嚴令下に在りて大會の開催不可能なりし爲已むなく大阪市に於て之を開きたり。尙府縣代表委員を滯京せしめ關係方面に對し執拗なる陳情運動を爲す處あり、一方各地方に在りては地方大會を開き或は陳情書を關係方面に送附し或は又法案通過阻止祈願を爲す等熾烈なる反對運動を展開せるが其の狀況左の如し。

(1) 第四回全國米穀商人會開催 五月一日大阪市中之島公會堂に於て標記大會を開催したるが參會者は全國各地の代表四千五百餘名に及べり、午前十時開會岡本新吾より開會の辭を述べ夫れより皇居遙拜、國歌の合唱あり、亞いで主催地代表及梅原會長の挨拶、來賓の祝辭ありたる後岩木哲夫より大會の經過報告あり續いて座長の選舉に入り、大阪穀物商同業組合長木谷久一を推舉し議事に移り、宣言、決議(別記)を附議満場一致を以て可決せり。

實行方法、各府縣五名の實行委員を擧げ適當の措置を講ずることに決定、尙上京委員は各府縣當局と交渉の上決定することとせり。

(東京市は戒嚴令下にありて多數の上京を認むるに於ては治安上支障ありと認め上京委員は各府縣一名と爲すことに制限せり) 引續き各地代表二十七名の五分間演説ありたるが、内、論旨不穩に互り辯論の中止を命ぜられたるもの五名ありたり。午後三時全米聯副會長近寅一郎の閉會の辭ありて無事故會せり。其の後五月十四日の府縣代表者會議に於て今日迄の陳情運動は意外に反響少く議會に於ける空氣は全く樂觀を許さざるものあるを以て此の際東京市に近接せる横濱市に於て全國大會



の開催が提唱せられ同十八日之を開催することに決定せるも神奈川縣當局より戒嚴令下に在る東京市の接壤地に於て大會を開催することに就いては相當考慮方を警告せるに之を諒として中止するに至れり。

宣 言

政府ハ來ル特別議會ニ米穀自治管理法案ヲ提出スルノ用意アリト聞ク。同法案ハ毫モ農村ヲ救済シ得サル而已ナラス却ツテ之ニ無用ノ負擔ヲ轉嫁シ更ニ一面米穀商ト其家族、従業員ノ生活ヲ脅カシ、財政上亦何等ノ益スルナキ非理失當ノ惡法案ナレハ、第六十七議會ニ於ケル審議未了ノ實績ニ徴シテ既ニ明瞭ナリトス。吾全國米穀商組合聯合會ハ昨年三月帝都ニ開催セシ空前ノ全國大會以來之カ力説主張シ屢々反對意見ヲ聲明シタルヲ以テ、今更之ヲ繰返スノ必要ヲ認メス。惟フニ刻下非常時ニ直面シ、特ニ國民一致、緊張セル雰囲気ノ裡ニ在ツテ強烈ナル反對アル法案ヲ強テ提出セムトスル眞意果シテ那邊ニ存スルカ、政府ノ眞意ヲ疑ハサルヲ得ス。殊ニ肅正選舉ノ結果國民ノ總意ヲ代表スル新議會ノ構成ニ依ツテ内容革マリ、緊急已ムヲ得サルモノ、外、重要諸政策ニ

就テハ周到ナル準備ヲ整へ、來ル通常議會ニ於テ慎重ニ再檢討スルヲ當然且ツ必要トスルニ拘ラス、同案ノ如キ國家ノ恒久政策ヲスル短期ノ議會ニ提出シテ、急遽通過ヲ圖ラントスルハ立憲政治ノ本旨ヲ悖リ徒ラニ政情ノ紛糾ヲ招クハ勿論、特權階級擁護ノ爲メ一部國民ニ犧牲ヲ強フルモノト斷言セサルヲ得ス。

決 議

米穀自治管理法案ノ根本精神ニ絕對反對シ之カ撤回ヲ期シ併セテ現行米穀諸政策ノ再檢討ヲ要望ス

昭和十一年五月一日

第四回全國米穀商組合聯合大會

(2) 陳情運動

全國大會の申合せに依り各府縣より代表委員(各府縣一名)は夫々上京し五月四日より部署を定め、大會の宣言決議を齎し關係各省大臣、貴族院各會派、各政黨本部、貴衆兩院議員に對する陳情運動を開始せるが、其の後時々府縣代表者會議を開き情報を持寄り爾後の對策を樹て運動を進め來りたるが、同法案が五月六日衆議院本會議に上程せられ同九日特別委員會に附託せられたる爲専ら特別委員を訪問して本法案反對の趣旨を充分認識せしむることに決し、執拗なる陳情運動に入りたるが同十八日衆議院本會議に於て別記附帶決議を附し原案を可決し同十九日貴族院に廻附され委員附託となるに至れり。

り一般狀勢は議會通過漸次確實化しつゝありと爲し、貴族院議員殊に同特別委員に對して猛烈なる陳情運動を爲すことに決定し、分擔地域を定めて陳情運動を展開せるが同二十四日遂に貴族院本會議に於て原案を可決せる爲一先づ之が運動を打切るに至れり。

附帶決議

- 一、内外地ヲ通ジ米穀ノ生産統制方策ヲ樹立シ代表ノ獎勵ニ對シ適切ナル方策ヲ講ズベシ
- 二、速カニ米穀ノ國營檢査ヲ斷行スベシ
- 三、米穀自治管理委員會ノ委員ニハ生産者、米穀業者及消費者ヲ加フベシ
- 四、産業組合ノ指導監督ヲ勵行シ其ノ官僚化ト營利化ヲ排除シ殊ニ運法及脱法行爲ノ絶滅ヲ期シ組合本來ノ使命ニ基キ其ノ健全ナル發達ヲ期スベシ

(3) 法案通過阻止祈願

府縣代表班長十二、三名は五月六日横濱市内に於て密かに集合し此の際社會の耳目を惹くべき運動方法として「全國の米穀商並其の家族従業員は來る五月十五日午前十時を期し一齊に氏神に參拜して管理法案撤回方の祈願を爲すこと及全國の米穀商並其の家族、従業員は一人残らずハガキを以て同情依頼文(文案を示し)を東京各新聞社に至急出さしむること」に決定し、直ちに上京實行委員有志總代名儀を以て全國各府縣米穀商組合七百二十組合に對し之が實行方の依頼狀を發せり。

而して各地方に於ては組合員多數を動員し法案通過祈願祭を執行し示威的行動に出でむとする模様あり、各府縣當局に於ては示威的行動に互らざる様豫め警告を發する處ありたり。當日は北海道、埼玉、山梨、宮城、岩手、青森、新潟、長野、愛知、奈

- 五、本法ノ實施ニ際シテハ米穀取引所並米穀業者ニ對シ重大ナル影響ヲ與ヘザル様特ニ注意シ損害アリタル場合ニハ適當ナル對策ヲ講ズベシ
- 六、政府ハ米穀ノ生産機關ト配給機關トノ利害ヲ調節シ其ノ共存共榮ノ方途ヲ講ズル爲調査會ヲ設クベシ
- 七、朝鮮及臺灣ニ於テ本法實施ノ目的ヲ達スル爲内外地官廳ノ協力ニ付テ特ニ留意シ萬遺算ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

以上



長、和歌山、三重、山口、佐賀の各道縣米穀商組合員は三々伍々神社に参拜せるが岩手、青森縣下に於ては示威的行動に出でむとして阻止せられたるものあり、又長野、山梨縣に於て當日一齊休業の上神社に参拜せむとせるものあり、警察當局の諭示に依り一齊休業は中止せり。

(4) 各地方に於ける運動 各地方に於ける運動は主として大會開催又は書面陳情にして五月三日の埼玉縣米穀商組合聯合會總會並大會(參會者四八〇名)の開催を始めとし續いて五月七日群馬縣米穀商組合聯合會總會(參會者一、八〇〇名)五月九日第二回東海四縣米穀商組合聯合大會(參會者八五〇名)を開催せり。大會に於ては法案反對の宣言、決議を可決して氣勢を擧げ大會の名を以て關係方面に對し電報或は書面を以て陳情する處ありたり。

(5) 法案通過後の動靜 全米聯に於ては五月二十三日午後三時より各府縣代表者會議を開き梅原會長より「三ヶ年間に互る惡戰苦闘も其の効を奏せず遂に法案の通過を見るに至りたるは甚だ遺憾なり、今後は商權擁護の立場に於て善處すべきである、歸縣の上は同業者に對し運動經過を報告し諒解を求められ度し」と挨拶を述べたる後今後の對策に就き協議したる結果

- (イ) 特別委員會を設けて今後諸般の對策を協議する爲對策委員を選任すること、し岩木哲夫外八名の委員を擧げたり、
  - (ロ) 法案通過後に於ける態度に就き聲明書を發表すること、
  - (ハ) 法案通過後に於ける營業權確保に關し申合せ事項を定め其の實現を期すること、
- の三項を決定せり。斯くて翌二十四日對策委員會及幹事會を開催し聯合會當面の行動等に就き協議したるが幹部會に於ては議會に於ける附帶、希望兩決議の實現強化促進の爲今後は不斷各府縣に於て

- (イ) 産業組合の違法脱法行爲の實情を調査し其の都度本部に報告すること、
  - (ロ) 自治管理法案實施後に於ては其の影響を詳細調査報告すること、
  - (ハ) 商權擁護聯盟との連絡を密にし運動の強化を策すること、
- を決定せり。尙特別(對策)委員會に於ては法案實施後に於ける營業權の確保を期する爲左の申合せ事項を決定せり。

- (イ) 貴衆兩院の附帶決議及希望決議に關し政府を督促して實行の促進を期すること、
- (ロ) 米穀自治管理法案施行の實績を監視し來期議會に於て其の改廢を期すること、
- (ハ) 産業組合と同等の特權獲得を期すること、
- (ニ) 産業組合對策の具體的方策を講ずること、
- (ホ) 産業組合法の根本的改正案を來議會に提出すること、
- (ヘ) 右各項の實現を期する爲特別委員會を設置し調査立案すること、

三、ガソリン値上反對運動の状況

昨年のガソリン値上問題は著しく紛糾し遂に西日本自動車聯盟は一齊休業の指令を發し大阪、京都、兵庫、愛知の二府二縣下に於て一齊休業を斷行し社會の耳目を衝動したるが、更に石油會社側は本年二月原油の騰貴と運賃の値上りに依り事業上採算取れずと爲し四月初旬一ガロン當大體七錢の値上方を商工省に裁定を申請せるに、商工省は五月十日一ガロン五錢程度の値上げは已むを得ざるものとして覺書を交付せり。石油業者側は五月七日より之を實施せむとせるに自動車業者側に於ては戒嚴令解除時まで之が猶豫方を折衝せるが、中には昨年同様一齊休業等の擧に懇へんことを主張せる者ありたるも東京市



は戒嚴令下に在りて積極的行動は許されざるを以て穩健なる方法に依るべしとの主張は大勢を制し、専ら關係方面に對する陳情と石油會社側に對する交渉戦に終始し結局會社側が六月一日まで値上實施を延期すること等の條件に依り兩者の諒解成り、前回の如き紛糾を見ず解決するに至れり。

(一) ガソリン値上發表前の運動 (1) 東京自動車業聯合會(略稱東聯)に在りては去月十四日理事會を開き燃料問題對策に就き協議の結果「今回政府に於て石油に對する礦油關稅改正案を立案し來るべき特別議會に提案の模様あり、本案は畢竟ガソリン値上を誘致すべく又石油業法の運用を誤り法案議決當時の貴衆兩院の附帶決議の趣旨に反し、ガソリンの不當なる値上を見る等自動車業者は全く窮地に在るを以て此際不當値上の阻止、石油業法の是正、關稅引上の撤廢方の陳情書を作成し特別議會を目標として之が運動を爲すこと」に決定し陳情書署名運動を開始せり。又全國自動車業聯合會(略稱全聯)に於ても四月十五日幹部會を開催、東聯の運動に合流し全國的に運動を擴大し目的の貫徹を期することに決し即日全國同業組合長に宛署名運動方依頼狀を發せり。

(2) 其の後全聯に於て石油業者側が又々ガソリン値上に關し商工省に裁定を申請したることを聞知し急遽同二十日理事會を開きガソリン値上問題對策に就き協議しガソリン値上反對運動は東聯と協力して連日商工省を訪れ値上阻止の運動を爲すと共に全國的に運動を展開することとせり。又東聯に於ても此の際積極的に運動を爲すべきも東京は戒嚴令下に在りて大衆運動は禁止せられ居るを以て先づ商工省に値上の無謀なる點を擧げて陳情し値上裁定阻止を圖ると共に石油會社に對し反省を求むることに申合せを爲したり。其の後全聯、東聯に於ては夫々商工省を訪問し種々陳情する處ありたるが、東聯側に於ては商工省の態度を監視する爲看視常置委員として仲田太理穂外九名を選任せり。

(二) ガソリン値上裁定の發表

石油七社(日石、日蘇、早山、愛國、三井、三菱、小倉)にありては最近主要輸入國たる米國の原油並石油が約三割五分方騰貴せると運賃が約五割方値上げと爲りたる爲、ガソリンの値上を爲さざるべからずと爲し商工省に對し大體七錢値上方裁定の申請を爲すべく内容に協議を進めつゝありたる處四月六日之が申請を爲せり。商工省に於ては右申請に基き諸種の經濟事情等を調査したる結果事業の採算上ガロン當り五錢程度の値上は已むを得ざるものと認め六月一日石油業者側に對し左の覺書を交付せり。

覺書

- 一、ガソリンノ値上ハ採算上已ムヲ得ザルモノト認メラル、モ尙事業經營上經費節減ノ餘地アル様見受ケラル、ヲ以テ此ノ際ニ於テハガロン當リ五錢程度ノ値上ニ止ムルヲ相當ト思料ス
- 二、而シテ各位ヨリ申出ノ次第モアリタル通り石油聯合株式會社設立ノ趣旨ニ鑑ミ今後一層事業經營ノ合理化ヲ圖リ經費ヲ節約シ以テ市價引下ニ資シ或ハ關稅引上ヲ見ルガ如キ場合ニ於テモ之ヲ理由トシテ更ニ値上ヲ爲スコトナキ様努メラルベシ
- 三、今回ノ引上ハ原油及運賃ノ騰貴ヲ理由トスルモノナルヲ以テ

將來之ガ低落ヲ見ル場合ニ於テハ當然ガソリン市價ノ引上ヲ考慮セラルベシ  
四、今回ノ値上ハ消費者ニ對シ相當ノ影響ヲ及ボスモノナルノミナラズ値上ニ關シテハ從來屢々消費者トノ間ニ紛議ヲ惹起シタルノ事實ニ鑑ミ今回ノ値上ニ付テモ消費者方面ニ對シ其ノ事情ヲ充分説明シ其ノ了解ヲ得ルノ要アリト認メラル、ヲ以テ値上ノ方法及時期ニ付テハ特ニ深甚ノ考慮ヲ拂ヒ萬遺憾ナキヲ期セラルベシ。

石油會社側に於ては六月一日商工省より覺書の交付を受けたる後直ちに態度決定の爲協議を爲したるが之を承諾すること  
に決定し其の旨請書を商工省に提出せり。夫れより消費者側たる全聯、東聯、日本乗合自動車協會、旅客貸切自動車組合、貨物自動車組合の代表者と會見し日石橋本社長より今般のガソリン値上の事由並商工省の覺書に就き説明し諒解を求めたるに自動車業側より値上時期等に就き二三質問ありたるが時期に就いては來る五月七日より實行の見込なる旨を應答し會見を終れり。



(三) ガソリン値上發表後の運動經過

(1) 全聯及東聯の運動

(イ) 東聯に於ては五月二日緊急委員会を開催、今後の運動

方法に就き協議したるが、中には穩健主義では効果なきを以て出車止或は不買同盟を結成すべきであるとの強硬意見相當ありたるも此の際には最高幹部の方針に随つて運動する様にとの提議ありて結局「ガソリン値上反對實行委員会」を設け積極的運動を開始することに決定し委員長に新倉會長を擧げたり。尙運動資金として不取敢自動車一台に付金五拾錢を贈出することを申合せたり。

又五月四日石油業者側に對し「値上實施に就ては目下帝都は戒嚴令下なるを以て之が解除に至る迄延期せられたし」との申込みを爲したり。

(ロ) 全聯は五月三日緊急理事会を開催、東京新井政吉外二十八名、大阪實上熊之進外二名、千葉鈴木操外四名、埼玉井上千代吉外二名、神奈川北田英二等四十六名集會、山田會長議長となり新井理事等より商工省、日石との會見願末、東聯の運動狀況等の報告を爲し、夫れより運動方法等に就き協議したるが種々異論ありたるも結局會長以下東京に於ける幹部一任と決定せり。

(ハ) 五月六日全聯、東聯幹部に於ては愈々値上實施が明七日に迫りたるを以て石油業者側の意向を聽く要ありとして山田、新倉、新井、仲田等九名は日石本社に奥田庶務課長を訪問し値上實施時期に就いて未だ回答なきが、如何になりたりやと質したるに未だ決定を見るに至らざるも明日よりの實施は取止むる旨の回答を得たるが同七日會社側よりの會見申込みに依り幹部十名は會見せるが橋本日石社長より「今回の値上は從來に比し巾が大きいから今月中は之を見合せ六月一日より實施する事に意見の一致を見た、尙販賣方法に付ても充分に考慮する」旨を述べ諒解を求めたるに新倉より「期間の問題に就いて

は別に反對はない、然し一、二不審の事があるが何れ機關に諮つて申上げたい」と述べて會見を打切りたり。

(ニ) 東聯に於ては五月八日組合長、理事並實行委員の擴大協議會を開催、石油業者に對する回答案に就き協議したるが結局新倉會長に一任して善處することに決定せり。而して新倉より

「委されたる以上信念を以て是と思ふことは斷行する考へである、回答私案としては 一、期間は之を是認する

二、六月一日からの實施に就いては研究懇談の機會を作つて貰ひたい、商工省に對しては吾々の營業統制に對し重大なる進言を爲す 三、燃料の國策根幹を決定して貰ふべく議會に對し要望する、尙石油業法の是正と關稅値上反對の陳情は

燃料委員長中心で運動して戴き統制法律案制定に付ては法規委員長を中心として議會其の他關係各省に運動して戴き度い」と述べ一同之に賛成し尙本問題に關し設置せるガソリン値上反對實行委員會は之を解除することとして散會せり。

(ホ) 會議散會後新倉會長は東聯仲田、古村、松山、全聯山田、新井と共に日石本社を訪問し六社側橋本、平井、高草、奥田の四名と會見し左の覺書を手交し新倉より補足的説明を爲したるに六社側も之を諒とし會見を終れり。

覺書

- 一、五月中値上實施延期ノ誠意ヲ認メ此ノ際抗爭ヲ中止ス
- 二、六月一日ヨリノ價格ニ就テハ數字的ニ充分檢討スルタメ懇談ヲ重ネラレ度シ
- 三、團體又ハ特定ノ個人ニ對スル直接取引ノ道ヲ開カレタシ
- 四、石油聯合會社ニ對シテハ三項ノ精神ニ違反セザルコトヲ要ス
- 五、自動車營業ノ統制ニ關シテハ共存共榮ノ本義ニ鑑ミ最善ノ協力致サレタシ

(ヘ) 東聯に於ては五月二十三日共同購入委員會を開催し、ガソリン共同購入方に關し協議したる結果一區一ヶ所位の商業組合を設立し業者の營業統制を圖ることが更生の急務なりとの意見一致を見著々準備することとせり。尙同日緊急燃料委員會を開催したるが、仲田委員長より本日會社側と數字的協議の爲會見する豫定なりとて代表仲田外四名を擧げ直ちに會社側



と會見せるが、會社側より詳細なる数字的説明をなし之に對し質問應答あり、最後に仲田委員長より「詳細なる説明を聽取したるも吾々は代表として來りたるものなるを以て此の場所で已むを得ないものとして値上を承認する事は出来ない、一同に語り返事するが、更に値上の延期に就き考慮せられたし」と述べたるが、會社側は之に對し何等の意思表示を爲さざりき。代表者は直ちに委員會に會社側との會見願末を報告したるに各委員より

(イ) 六月一日よりの値上に對しては絶對的に反對運動を起すべきである。

(ロ) 反對的運動の騒ぎを大にして最後に政治的折衝しては如何。

(ハ) 此の際一錢、二錢の割戻し等に應ずることなく根本的に反對を爲すべきである。

等の強硬意見の開陳ありたるが結局新倉、仲田兩名に一任せるが、新倉より覺書の第一項は是認し、二、三項は會社側で充分善處することを言明し居るを以て四、五項は殘された問題である、此の事に就いては全力を盡す考へであると述ぶる處ありたり。

(2) 日本乗合自動車協會の運動 (イ) 本協會に在りては五月六日全國ガソリン対策委員會を開催し今回の大巾値上は其の廣汎なる社會的影響に鑑み我が業者の到底承服し能はざる處なるを以て、之が値上に絶對反對し此の際石油業者側の不當なる値上に對しては石油業法の發動に依り徹底的に之が阻止方商工省、陸海軍、石油会社に陳情することに決定し、尙今後の運動方針は實行委員會に一任することとし實行委員和田喜次郎外十名を選任せり。

(ロ) 五月十二日全國役員會を開催 ガソリン値上に對する対策に就き協議したるが當面の問題として先づ大量需要者の特權を保持すべく石油会社に迫ることとし其の方法、時期は會長以下實行委員に一任せり。尙此の際根本問題対策として各

府縣を單位として商業組合を結成しガソリンの共同購入を爲すこと、及石油業法の改正に關し議會に極力陳情運動を爲すことに申合せを爲したり。

(ハ) 五月二十六日役員會を開きガソリン問題の對策に就き協議せるが相當反對意見ありたるも結局全面的に反對する事は不利なるを以て、互讓妥協の精神から五錢の値上の處之を二錢五厘値上げとし、石油業者に交渉し、若し應ぜざるときは商工省に對し之が斡旋方嘆願することとし散會後代表者數名は會社側に交渉せるに之を拒絶せられたり。

(8) 各地方に於ける運動 (イ) 關西、中國、四國地方の状況 昨年のガソリン値上に際し之が反對運動の爲結成せられたる西日本自動車聯盟にありては五月三日緊急理事會を開催(大阪、京都、神戸、岡山、名古屋より二十余名出席)川上會長より全聯東聯の運動經過等を報告しガソリン値上に關しては全面的反對を爲すべきも今次の値上は政策的値上に非ずして經濟上の理由に依るものなるを以て眞向より反對することは妥當に非らずと爲し且、前回の如きゼネスト等に依る失敗に鑑み非合法運動は之を避け其の一切を川上委員長に一任することに決定し、尙二、三日中に陳情書を作成し各省大臣及各政黨本部並代議士等に發送することとせり。而して右理事會に於て一應川上會長の報告を承認し今後の一切を同會長に一任せると雖も各府縣に於ける加盟團體の行動にして統制を缺く模様あり、大阪に在りては川上會長の行動に不満を懐ける白谷、小型の各タクシ一等は五月九日同聯盟加盟大阪タクシ一協會會を聲明し独自の立場に於て運動することとせるが同十五日大阪全市タクシ一業者大會を開きガソリン値上絶對反對の決議を爲し商工省及石油会社に打電せり。

一方乗合自動車業者側に於ては大阪府乗合自動車協會は理事會を開催し、ガソリン値上問題対策に就き協議し値上に對しては反對の意思表示を爲すも反對運動は他業者と提携することなく暫時成行を靜觀することに申合せを爲し値上反對の決議



を爲し關係各省に打電せり。

京都自動車營業組合は五月三日緊急役員會を開き表面は反對の意思表示を爲すべきも此の際自重積極的行動を避け營業統制に依り値上に依る損失を捻出せむことに決し之が聲明書を發表せり。

又京都府乗合自動車組合にありては値上絶対反對の聲明を爲し日本乗合自動車組合に合流運動することゝに決し關係各省大臣、各政黨並石油會社に對し値上反對又は値上中止方の打電を爲せり。

兵庫縣下の自動車業者にありては五月七日ガソリン不當値上反對演說會及業者大會を開催(二〇〇名)して、ガソリン値上反對の宣言決議を爲し關係方面に對し決議の趣旨を打電せるが、尙同十七日同縣下業者を糾合し兵庫縣自動車營業組合聯合會を結成しガソリン値上絶対反對を聲明せり。

又四國自動車聯盟に於ては五月十五日總會を開き右同様値上反對の宣言決議を爲し關係方面に送附し、岡山縣自動車業組合に於ても燃料對策委員會を開催値上反對意見書を作成し商工省に提出し更に五月二十一日ガソリン値上反對組合大會を開き値上反對の宣言決議を爲せり。

近畿貨物自動車業聯盟にありては五月四日理事會を開き大阪關房夫外十四名、京都上島吉郎外四名出席、ガソリン値上對策に就き抗議したる結果、ガソリン値上には勿論反對なるも時節柄ゼネストの如き行動を慎み今後は主として商業組合を通じて商工省に當り有利なる方策を講ずることとし、尙五月九日再び理事會を開き値上は經濟事情上已むを得ざるものとして之を承認し、運賃平均率各一割値上を爲すことに決議を爲し六月一日より實施することとせり。

(ロ) 其の他地方組合の状況 北海道廳、宮城縣に於てはガソリン値上反對期成同盟會を結成し陳情書を作成して關係各方

面に提出し神奈川、千葉、靜岡各縣下に於ては理事會等を開催して値上反對の態度を決定して所屬支部長に通達を發したり。

(四) 解決 五月三十日、日石本社に於て東聯代表新倉、仲田、全聯代表山田、柏崎の四名は石油業者側日石、小倉、三菱、早山、石聯各代表と會見し新倉東聯會長より「今回のガソリン問題に就き最後の提言を爲すものである。先般私共より提示せる覺書五ヶ條に立脚し此の際四項(ガソリン精製工程に於ける無駄の排除に依りガソリンに付き相當の値下斷行、共同購入の實施促進外二項)の希望條件を附し抗爭的態度を解消するものである」と述べたり。之に對し橋本日石社長より「只今の提議は全部同感である。希望に對し善處し期待に副ふ覺悟と用意がある」と答へ更に三菱、小倉、早山各社代表よりも同様の應答ありて爰に二ヶ月に亙る同問題の解決を見たり。

而して東聯に於ては直ちにガソリン問題解決報告書を作成し組合長其他關係方面に送附せり。

## 水平運動の状況

### 一、全國水平社の運動状況

(一) 全水の所謂議會闘争の状況 全水の所謂議會闘争の準備活動に就いては、四月分月報に記載せる所なるが、同社執行委員長松本代議士は、五月十六日の衆議院豫算第二分科會に於て、内務大臣に對し水平運動の取締及部落改善費の支出等に關し質問を爲せり。



即ち水平運動の意義と役割につき説明したる後「憲法に依り日本國民が均しく文武官に任ぜられ公務につくことが出来ることになつてゐるに不拘部落民なるの故を以て採用せられず、又居住移轉の自由が認められて居るに不拘故郷では差別を受けるので流浪せざるを得ない」と稱し、又各地方に於ける差別事件を引例し殊に官公吏に依る差別事件多きことを指摘せり。而して「政府は一方に於て融和施設を行ひながら他方に於て斯くの如き差別者の取締をなさざるのみならず、却つて之を助長するが如き態度を採れるが如く見受けらるる場合あるがその矛盾撞着を説明せられたし」と迫り、又部落大衆の生活困窮の事實を挙げ「政府は地方改善費として最少限度年額一千萬圓支出せられ度き旨要望し、又内務省に於て差別事件を減少するやう誓約せられざるや」將來も政府は水平運動に彈壓を加へる意思なりや等に關し答辯を求めたり。

之に對し内務大臣は「一般國民間に未だ差別的觀念が一掃せられざるは甚だ遺憾なるが此の問題に對しては其の正しき解決に向つて全幅の力を盡すべし」と答へ、又その取締に當りては「純正且穩健なる運動は決して彈壓せざるも唯治安に影響ある運動は如何なる運動にても相當の取締をなす」べき旨答辯せり。(詳細は豫算第二分科會議錄速記第三回参照)

尙松本代議士は五月二十日附「華族制度改廢に關する質問書」を提出せるがその質問書要旨並政府の答辯要旨次の如し。(詳細は五月二十七日官報號外五五九頁参照)

(一) 質問書の要旨

第一、政府ハ速ニ華族制度ヲ根本的ニ改メ皇室典範ニ定メラレタル以外ノ臣民トシテノ華族制ヲ改正スル爲ニ政府トシテ之ヲ上奏スル意思ナキヤ  
 第二、政府ニ於テ若シ華族制度ノ改正ヲ上奏スルノ意思ガナイトスレバ政府ハ華族ノ身分上及政治上ノ特權ヲ形式ノミニ止ムベ

ク之ガ手續ヲ取ルノ意思ナキヤ

第三、華族制度ノ改正ニ拘ラズ政府ハ貴族院ノ權限ヲ徹底的ニ縮少スベク之ヲ上奏御裁可ヲ仰グ意思ナキヤ  
 第四、華族ニ對シテ有ユル經濟的、政治的特權ヲ與ヘ保護ヲ加ヘテキル政府ハ國民生活ノ安定ニ資スベク殊ニ勞働者農民及中小商工業者保護救済ノ爲ニ徹底セル諸種ノ社會立法ヲ制定スルノ

意思ナキヤ

第五、融和問題ノ根本的解決ノ爲ニ政府ハ部落産業經濟振興施設ノ爲ノ地方改善費ヲ最少限度年額千萬圓支出スル意思ナキヤ

(二) 政府の答辯要旨

一、華族ニ關シテハ宮内省ノ管掌スル所ナルヲ以テ政府ハ答辯ヲ差控ヘタシ

一、貴族院ノ制度ノ改革ニ付テハ道殿貴族院ニ於ケル建議ノ次第モアリ十分善慮スル考ナリ。  
 一、國民生活ノ安定ハアラユル分野ニ於テ政府ノ極力努力セントスル所ナリ。  
 一、融和問題ニ關シテハ將來一層力ヲ竭ス考ナルモ地方改善費ノ支出限度ハ今俄ニ言明シ難シ。

(二) 全水大阪府聯城北支部の青年部創立運動の状況

全水大阪府聯城北支部長北野實及伴野竹好が中心となりて、青年部確立の爲奔走中の所、最近松岡徳太郎、伴野竹好、瀧口卯之助、伴野森三郎を創立委員となし、大阪市旭區生江町三番地島田宇三郎方に、全國水平社大阪府聯合會城北支部青年部創立準備會の看板を掲げて運動しつゝあり。

而してその運動スローガンには「(一)婦人職業の文化的向上、(二)生江町共同作業場即時復活要求、(三)無利子金貸與要求、(四)不良住宅の改善衛生完備」等を掲げ、町内男子の十三歳以上三十歳までの入社を勧誘しつゝあるが、五月中旬配布せる「青年部創立の聲明書」に於て、「水平運動は差別を解決するのみでなく、大衆の生活を守るべき運動が眞の水平運動なる」旨強調し、之が爲「支部のみに頼ることなく、自分達の生活を守る爲には三人、四人の少数にても團結して運動する決意を有する青年部を創立せり」と稱せるに鑑みるも、又從來の事例に徴するも、之等青年部の組織運動は共產主義運動の見地より相當注意を要するものなり。

(三) 全水の關東地方に於ける部落代表者懇談會開催状況

曩に全水が埼玉縣下に於て差別撤廢部落代表者會議を開催せることは四月分月報に記述せる所なるが、更に五月十六日同縣下桶川町に再び部落代表者會議を開催せり。而して出席者は百



二名にして諸種協議の上、全水崎玉縣聯合會を確立することとし、その役員を次の如く決定せり。

委員 長 小林 駒藏 中央委員 森 利一  
書記 長 野 本 武 一 會 計 小林 駒藏

執行委員 各部落より一名宛選任、五月三十日迄委員長に報告することに決定

又山梨縣甲府市に於ても五月十七日「全山梨縣部落民大會」を開催し、全水中央委員長松本治一郎外他府縣關係者六名、縣下部落民百三十八名出席し、各地に於ける差別状況を報告すると共に、山梨縣の融和團體たる山梨共愛會を自主的たらしめ、次の如き事業を行はしむべく決議をなせるが、全水の融和團體に對する策動として注意を要する事象なり。

- 一、縣下の部落の實狀を調査すること。
- 二、從來の改善費は何に使はれて居るか、調査すること。
- 三、將來及當面我々の要求しなければならぬ事業施設を調査すること。
- 四、部落民の生活と其の基礎生産の調査保護策の設置等。
- 五、一般民と部落民の關係を調査すること。

### 二、差別事件發生並糾彈運動の状況

(一) 岡山縣農林技手の差別事件 四月二十四日岡山縣赤磐郡周匝村公會堂に於て、同郡農會主催の女子青年講習會を開催せるが、その講習會講師岡山縣農林技手岡本賢平が、講演中偶々「昔は春日に焼けたら穢多でも嫁に貰はぬとよく言つたものだ」が現在では左様な馬鹿氣たことは言はぬ云々」と失言せり。

茲に於て少數部落民は即日その不都合を問責すると共に、周匝村々長小宮山茂吉に失言の事實を質したる所、岡本技手は「失言したる覺なきも、不用意に失言したるに於ては、惡意に非らざるを以て了解せられたし」と稱し、又同村長は「失言の事實なし」と言明せる爲糾彈者側は(少數部落民約六十名)兩名共誠意なきものとし、結束して、兩者を抱括して糾彈すべきことを申合せ、全水岡山縣聯合會に對し、その應援方を依頼せり。

斯くて糾彈者側は四月二十七日同村公會堂に糾彈座談會を開催し、糾彈闘争委員十名を擧げ、徹底的闘争を決議し、又在阪全水總本部は五月一日松田喜一を派遣し、之が糾彈運動の指導に當らしめたり。

狀勢以上の如くなりし爲岡山縣當局に於ては五月九日岡本技手を訓告處分に附し、轉任を命ずると共に、社會事業主事を派して右件の處置を傳へ問題の收拾に當らしめたるが、糾彈者側は、飽くまで岡本技手及小宮山村長の辭職を要求し、その目的達成の爲大字中村の兒童六八名、青年學校生徒二〇名の同盟休校を敢行し、一方所謂訪問隊なるものを組織し(一班三名とし、十班を組織す)夫々擔當區域(一郡を一區域とす)を定めて、その區域内の全水各支部及部落を五日間に一度宛訪問して座談會を開催し事件の真相及糾彈運動の經過等を説明し以て輿論の喚起と積極的援助を促すべき方針を採り、已に、その訪問隊の各班は五月八日糧食雨具等を携帶して自轉車にて出發せり。

以上の如く本運動は相當發展擴大するやも計られざるを以てその動向は注意を要す。

(二) 三重縣下の軍隊内に於ける差別事件 本年四月中旬、三重縣一志郡久居町所在津衛戍病院に入隊中の歩兵一等兵岩本正平及西山勝男の兩名が、對談中指四本を出し差別容姿をなしたる爲、同じく入院中の歩兵二等兵西川由藏が之を聞知してその非違を糾彈すると共に、右事實を見舞の爲訪問せる少數部落民に傳へたり。



茲に於て松阪市日野町在郷軍人會關係者及全水三重縣聯執行委員長上田晋市は五月二十三日津衛戍病院及津聯隊區司令部を訪問して「差別觀念除去の爲盡力せられ度き」旨陳情すると共に津聯隊區司令官に對しては「各市町長並各在郷軍人分會長に對し差別事件除去に關する趣旨の通達せられ度き」旨の陳情書(松阪市在郷軍人有志七十七名署名)を提出せり。

(三) 香川縣下の軍隊内に於ける差別事件 香川縣下善通寺山砲兵第十一聯隊第二中隊の竹内重行、吉田勇、山本高次等は、同中隊林田勉(少數部落出身)に對し、「明治時代には穢多といはれてゐたものが、今日は吾々と同じになつた」と差別言辭を弄し、又吉田勇は手旗演習中手旗信號にて「カンメンボ」と差別信號をなし、又被差別者が炊事當番の際食事の準備遲きを罵り「此のカンメンボ」と稱し再三に互り差別をなしたる爲被差別者林田勉は憤慨し外出の際之が隊内の状況を部落民に訴へたり。茲に於て被差別者の實兄林田正雄及融和團體協和會副會長西山源一(元全水支部長)の兩名は五月十八日山砲隊に中隊長を訪問しその差別事實を糾弾すると共に次の諸要求を提出せり。

一、聯隊長より部下一般に差別なきや嚴重訓示する様取計らはれたきこと。

二、聯隊の下士官將校を集めて被差別部落民代表の差別撤廢の叫びを聴かしむること。

然るに中隊長は第一項は承諾したるも、第二項に對しては考慮する旨回答したる爲糾弾者側はその確答を待ち今後の對策を講ぜんとするものゝ如し、而して該地區は元全水に加入し相當果敢なる闘争をなし來りたるものなるが、所謂高松事件を契機とし全水を脱退し、融和團體協和會を組織せるものにして本問題に對しては相當積極的意見を有し、若し軍の態度如何によりては全水に報告し全國的問題となすの意嚮を有する模様あるを以てその成行は注意を要す。

## 朝鮮人の運動狀況

### 一、メーデーに際し在留朝鮮人の動靜

東京は戒嚴令施行地域の關係上、其他の各廳府縣は、時局に鑑みメーデー示威運動を禁止したる爲め、各地共大體平穩に經過したるが、此間に於ける在留朝鮮人の動靜、凡そ次の如し。

(一) 東京地方 一部在京朝鮮人間には、座談會或はピクニック等を開催して、當日を意義あらしむべく種々劃策せるも、警戒に阻まれ無事經過せり。

(二) 大阪地方 (1) 日本勞農救援會 大阪支部猪飼野班責任者康元範、勝山班責任者金萬好、大地班責任者洪基煥等は、加留鮮人を動員して、當日府下守口町附近にピクニックを敢行すべく計劃し、更に「メーデーの意義と歴史」と題するパンフレットを配布せむとせり。(前者は發行不能) (2) 全評大阪東部地區協議會に所屬せる文炳圭は、四月三十日夜半を期し、「労働者諸君！不平不満はないか？生活防衛の爲め即時組合に入れ！」と題し、暗にメーデー中止反對を表現せる傳單を市内各所に貼付すべく策動せり。

(三) 長野地方 治維法違反事件にて刑執行猶豫中の鄭四元(鮮甲)は、同じく刑執行猶豫中の江口武夫と相謀り、當日觀櫻に假託して非合法デモを敢行すべく、鮮人四、五名、内地人三五、六名の動員を畫策せり。所轄長野警察署に於ては、其の前日首謀者鄭四元を檢束し、其の家宅に於て、右デモの用に供すべき赤旗一本を發見假領置せり。

(四) 岐阜地方 全評中評中央地區協議會常任書記崔明燮は、當日鮮人土工約五〇名を動員して、縣下加茂郡西白川村河



東に於て親櫻會を開催せり。午前十時頃一同が酒食を共にしつゝありたる中途、崔明燮は「本日はメーデーなるも當局の禁止命令により之を執行すること能はざる旨」を述べ、更に「メーデーの由來」を説明せんとしたるを以て、警戒員に於て中止を命じ、引續き警戒を加へたる爲め、其後に於ては特異の言動なく解散せり。

二、大阪府内鮮融和事業調査會第四回總會の状況

在留朝鮮人の保護並内鮮融和方策に關する調査審議の目的を以て昭和九年四月大阪府に於て設置せる本會は、同年五月第一回總會を開催して協議題目及協議方法を審議したる結果、(一)朝鮮人移住問題に關する事項 (二)内鮮融和事業に關する指導行政機關に關する事項 (三)内鮮融和並保護團體の指導統制に關する事項 (四)教育施設の創設擴充に關する事項 (五)在阪朝鮮人の内地化生活改善等教化方法に關する事項 (六)保護施設の整備擴充に關する事項等六項目に分ち夫々分科委員會を組織して各分擔事項に付き兩來調査研究を重ね既に總會を開催すること三回、分科委員會を開催すること二十數回に及び而も之が決議事項は何れも即時實行に移し著々其の實績を挙げつゝありたり。然りと雖も當初の目的完成の爲には尙幾多の派生的具體問題存在するを以て此の際斯る具體的諸問題の審議と之が審議の方法を決定すべく本月八日午後二時より大阪府知事官舎別館に於て會長(大阪府知事)以下委員四十八名出席(内務省及朝鮮總督府より關係官四名列席)大谷社會課長司會の下に第四回總會を開催するところありたるが、審議の結果將來考究解決を要すべき事項は (一)朝鮮人移住保護問題 (二)住宅問題 (三)職業問題 (四)教育問題 (五)矯風問題の五項目にして審議機關としては、新に特別委員會を編成して之を爲すこととし、當該特別委員は會長に於て之を指名することに一決し同日午後四時三十分盛會裡に散會せり。本會今後の活動は内鮮融和上相當期待せらるゝものありとす。

三、在日本朝鮮基督教會第二回大會の状況

在日本朝鮮基督教會は、神戸市居住英國人宣教師エル・エル・ヤングの首唱に基き、昭和九年二月在留朝鮮人牧師及宣教師等が協議の結果、在日本朝鮮人關係基督教會の組織を全國的に統制し、新に教會憲法を制定の上、教會の最高決議機關として大會制度を創設したるものにして、其の後同年二月二十一日大阪東部教會に於て第一回大會を開催、之が組織の強化を圖ると共に在留朝鮮人を目標として著々布教傳道に努め來れり。

斯くて本年に入りてより之が第二回大會を京都市に開催すべく客月中旬頃より準備中の處、都合に依り開催地を神戸市に変更、愈々本月六、七の兩日に互り朝鮮基督教兵庫教會に於て牧師吳澤寬以下三十二名出席の下に前記ヤング司會者となり標記大會を開催するに至りたり。

而して會議の様様を見るに概ね宗教的儀禮に關する協議に終始し、格別容疑の言動なかりしが、本會は將來布教の名に隠れて在留朝鮮人に對する民族意識の培養機關たるの役割を演ずるに至るやも計り難く今後の動向相當注意の要ありと認めらる。

因に當日に於ける主なる決定事項次の如し。

一、役員選舉

教育局長	金致善	局員二名
庶務局長	李完模	〃 二名
財務局長	崔敬學	〃 二名
傳導局長	朱觀裕	〃 二名

朝鮮人の運動状況

二、規則改正

- |      |           |      |
|------|-----------|------|
| 法務局長 | 朱觀裕       | 〃 二名 |
| 常務局長 | エル・エル・ヤング | 〃 二名 |
- (1) 大會規則第五條の牧師六人を「五人」に、教人總代四人を「五人」に、同六條の牧師五人を「四人」に、長老二人を「三人」に改む。



- (2) 大會議則第四「中會ノ會長ハ牧師中ヨリ選舉スルコト」とあるを削除す。
- (3) 大會議法細則第二條第二項の「牧師ヲ招聘スル時ハ支教會員之下ニ「投票數」を加入すること。
- (三) 其他主なる決議事項
  - (1) 關東中會組織を許可す。
  - (2) 九州地方會を西南中會と改稱す。
  - (3) 教會認可願は常務局に一任し當局に交渉すること。

- (4) 東京及横濱教會設立は之を許可す。
- (5) 機關紙「基督世界」は教育局に於て經營發行すること。
- (6) 日本基督教聯盟加入の件は今後事務局に委任す。
- (7) 牧師身分證明書を發給し内鮮間往復の際之に使用せしむ。
- (8) 次期大會開催地の決定は常務局に一任す。
- (9) 大會議法及規則全般に互り改正する爲め法務局に一任し來大會に報告せしむ。

四、在京麻藥中毒者救護會不貞幹部の檢舉狀況

警視廳に於ては、客月十日以來麻藥中毒者救護會關係者を檢舉取調中の處、患者收容所主任趙聖杰以下七名の幹部は、客年十月以來收容患者に對し、逮捕、監禁、傷害並「暴力行爲等處罰ニ關スル法律」違反の行爲を反覆しつゝありたる事實明瞭となりたるを以て、本月二十二日一件書類と共に送局し以て同會の淨化を圖れり。其の概要次の如し。

(一) 檢舉前の狀況 在京朝鮮人中麻藥中毒者の増加に伴ひ、昭和七年以降之が救濟機關として濟友會、東京清心會、東京協和會、共親會、麻藥中毒者救護會等の團體相踵で發生せり。之等は表面中毒者の救護を標榜しつゝ、裏面に於て麻藥を密賣不當の利を貪り甚だしきは中毒者を使喚して窃盜を敢てせしめ其の贓物處分に依りて巨利を收めたるもの等ありたり。警視廳に於ては斷乎之等不良團體幹部の檢舉を繼續したる結果、現存民間團體は、麻藥中毒者救護會のみとなれり。麻藥中毒者救護會は昭和八年二月十七日女子大教授生江孝之、鮮人趙聖杰を中心に之を創設し、同年十月初旬市内葛飾區本田梅田町七八番地に收容所を設置し、事業を開始せり。爾來禁斷療法に依り中毒者を全治せしめつゝありて、本年三月末現

在に於ては内地人二名朝鮮人三六名を收容救護中にあり。而して之が經費は専ら篤志家の寄附に仰ぎ來りたるが、常務理事生江等の宣傳奏效し、本年度に至り東京府より常時一〇〇名以上の中毒者委託收容を條件として助成金一萬三千圓の交附を受くることとなりたるに依り目下現收容所の隣接地に約二八〇坪の土地を借入れ新收容所建設の計劃中にあり。(工費一萬二千圓の豫定)

(二) 犯罪事實概要 元來麻藥中毒患者の收容治療其他の自由拘束に關しては、何等法令の根據なく、患者自身の自由且つ任意の承諾を條件としてのみ、法令上社會通念上許容せらるべきものなるに拘らず、患者收容所主任たる趙聖杰及び同監督韓智錫等は、事業開始以來收容人員の増加に依り、團體の存在と其の重要性を社會に知らしめ、依つて以て篤志家其他の寄附金の増加を圖らんが爲め、全治者と雖も投産指導に藉口して過重なる勞働を強制し、其間暴行不法監禁等の行爲あり、爲に脱出を企つる患者も尠からざりしが、偶々客年十月一日警視廳麻藥中毒救護所が開設せらるゝに及び、其の處遇治療方法等彼此同一の比に非ざるより、救護會への入所希望者殆んどなく、剩さへ患者の脱出相踵ぎ、同月中旬に於ては收容患者僅か十餘名に減少せり。茲に於て趙聖杰其他の幹部は、看視を愈々嚴にして脱出者を防止し、特に本年一月頃よりは市内各所に出張して患者の發見に努め、發見次第其の意志の如何を問はず拉致し來り、或は脱出者並督ての收容者は、假令現に中毒症狀の有無を問はず、忽ち暴力を用ひて拉致監禁し、又全治者と雖も精神的に全治せずとの口實を以て、退所を許さざる等、凡ゆる暴狀を反覆し、本年三月末現在收容患者三八名は、斯る苛酷なる處遇の下に、呻吟しつゝありたり。

尙趙聖杰は、右の外、救護會經費を以て自己經營に係る平亞投産場(深川區白川町所在)の經費の不足を補ひ、或は自己の遊興費に充當し、其の横領額は、現金二千六百餘圓、白米四一俵其他調味料等の見積額三十六圓餘に達せり。



五、朝鮮人の内地出入状況調 (凡例△印増)

月次	入國者	出國者	入國者と出國者の比較		前年同期との比較	
			入國者の増	出國者の増	入國者	出國者
四月	一一,九五七	八,八九九	四,〇五八	—	七,三二一	二,〇七八
自一月至四月計	四八,六〇二	四四,六七三	三,九二九	—	六,七〇四	四,一〇二

宗教運動の状況

一、大本事件の状況 (其の四)

(一) 檢舉取調の状況 京都府當局に於ける大本事件容疑信者の取調状況に就ては既に屢報したる所なるが、其後に於ても引續き順調に進展しつゝありて、本月中更に十一名(左記第一表参照)の起訴收容を見るの運びとなり、三月以降の起訴者累計は三十九名を數ふるに至れり。

而して本月末現在に於ける京都府當局の檢舉取調並に處分結果の概況を要約して掲記すれば、客年十二月以降の檢舉總人員は第一段檢舉者六十五名(中間檢舉者を含む)、十二月及三月分月報参照)及第二段檢舉者二十二名を合計したる八十七名にして、更に本月上、中旬中に各廳府縣より身柄の移送を受けたる所謂甲號容疑者二十名を加ふれば總累計百七名の多數に

上れるが、之等容疑者中五月末迄に警察當局の取調を完了し、夫々處分を決定したる者は總計八十四名にして、之を處分内容別に示せば、罪責明確と認めて京都地方裁判所檢事局に送致したる者は六十四名に及び、内三十九名は起訴收容せられ、二名は起訴留保處分、十九名は起訴猶豫處分に附せられ(起訴留保、起訴猶豫者の氏名は左記第二表参照) 殘四名は目下同檢事局に於て取調中(内三名は起訴處分、一名は起訴猶豫處分に附せらるゝ見込)なり。更に嫌疑比較的薄弱なるも説得乃至參考取調の爲め檢束處分に附しありたる者等二十名は何れも三、四月頃より本月末に互りて夫々嚴重訓戒の上釋放する所ありたる爲目下京都府當局に於て檢束取調中の被疑者は二十數名を殘すのみとなりたり。

次で各地方に於ける容疑信者等の檢舉取調状況は、引續き各廳府縣當局に於て鋭意捜査究明中にあるが、既に國體變革の不逞目的に關する充分の認識ありたる旨を自白せる者は八十名を超ゆる状況にして、起訴の見込充分と認めらるゝものも不尠ざるやの模様なり。而して之等自白者にありては概ね一應自己の不逞不敬を陳謝して轉宗を誓約しつゝあるものゝ如くなるが、一部の狂信徒輩にありては、自白後に於ても猶「今次の檢舉も畢竟神の經綸に外ならず、御神業は尙刻々進行中にして轉向の必要を認めず」と豪語し、或は「御皇室に對し奉りては畏れ多くも現在の心境としては轉向の意思毛頭なし」と陳述して憚らざるものある状況にして、前記の所謂轉向轉宗も方便の轉向なりや、衷心よりの轉宗なりやを疑はしむるの余地ありと思考せらるゝものあり、更に曩に喚問せられたる際、不逞の意圖を全く闕知せざりしものゝ如くに陳述したるため釋放せられたる者にして、其後秘かに大本皇大神の禮拜を續けつゝありたる等の事發覺して再檢舉せられ、嚴重追及せらるゝに及びて不逞目的の認識ありたるを自白したる者も二、三に留らざる等の實情にして、大本容疑信者の行動に就ては尙一層の注目を要するものありと認めらる。



第一表

大本事件起訴者調				五月 中			
氏名	起訴月日	罪	名	氏名	起訴月日	罪	名
武田仙歳	五、八	不敬罪並ニ治安維持法違反		出口貞四郎	五、二二	治安維持法違反	
芦田滿藏	五、九	治安維持法違反		波多野義之助	五、二五		
竹原弘	五、一三	不敬罪並ニ治安維持法違反		湯淺齊次郎	五、二五		
安藤武夫	五、一八	治安維持法違反		中野與之助	五、二五		
富井徳太郎	五、二〇			中村良春	五、二七		
徳重敏雄	五、二一						
				以上 三十一名			
				果計 三十九名			

第二表

大本事件起訴留保者、起訴猶豫者調

一、起訴留保處分者(二名)

氏名	年齢	教團内ノ地位	處分月日	氏名	年齢	教團内ノ地位	處分月日
山口利隆	四〇	總本部主事補大宣傳使	五、四	奥村芳夫	五五	群雲閣主任	五、四

二、起訴猶豫處分者(一九名)

氏名	年齢	教團内ノ地位	處分月日	氏名	年齢	教團内ノ地位	處分月日
志田富雄	四〇	正宣傳使	五、四	梅田常次郎	五八	元大本總務	五、八
杉本豊次郎	五一	工藝課長	五、四	山内二郎	三五	亀岡分所長	五、二二
藤原章雅	三五	静岡千濱支部長	五、四	成瀬勝良	六〇	祭祀課員	五、一五
井口太郎吉	五〇	寺島支部長	五、四	黒田正幸	二八	元昭青本部員	五、一八
大場群平	三六	昭青國防部長	五、五	伊藤榮蔵	三四	日出鷹秘書	五、一八
阿部融徳	三九	天聲社編輯課長	五、五	細見惣一郎	四三	祭祀課員	五、一九
上野威	五五	宣傳課長	五、六	大崎勝雄	三三	愛善新聞編輯課員	五、一九
岡部善平	五四	昭青本部會計係	五、六	小野武夫	五二	静岡日光支社長	五、二〇
辻安英	五〇	天聲社助役	五、七	上野啓一	二八	田中省三の書生	五、二一
有留弘泰	四三	昭青統務補	五、八				

(二) 建物破却の状況

各地所在の元皇道大本別院、分院等に於ける社寺類似の奉養施設並に碑石類にして三月中旬以降破却又は改修の強制命令を發したるものは左表第一の如く、十四廳府縣に互りて別院十四、分院五、其他五に上り、總計建物五十棟、碑石二十五基(綾部、龜岡兩本部の建物碑石類を除く)に及びたるが、特殊の事情ありたる京都府並神奈川縣下所在の各別院を除き何れも代執行等の問題もなく指定期間内に破却改修に著手し、概ね五月上旬中に其の完了を見たり。



而して京都府下所在の綾部、龜岡兩本部並に其他に於ける各建物碑石類の破却に就ては豫て破却代理人元皇道大本會計課長中村純一及辯護士赤塚源次郎の兩名に依りて極力準備手續の進捗を圖りつゝありたるも、當局に於ける捜査上の都合若は破却手續の煩瑣等各種事情ありて早急に破却工事を開始するに至らざりしが、漸く五月十日頃より各建物内の家具、什器等動産類の整理搬出に著手して同月十七日迄に大略之を完了し、翌十八日より彌々各建物等の破却工事に著手するの運びとなりたり。

斯くて其の破却工事を一切を前破却代理人より請負たる清水組に於ては、十八日以降連日綾部に百五十名、龜岡に三百名前後の人夫を派遣し、更に建物の一部及敷地等を買受けたる綾部町商工會並に龜岡町當局に於ても百名乃至二百名前後の人夫を使役して夫々一齊に工事を開始し、各々破却の完了を急ぎたるが、破却の目的物件が廣汎多數に上ると共に各物件が何れも堅牢に施工しありたる等のため意外の手續を要し、漸く五月末日迄約半月を費して猶ほ各施設、建物等の外形を一應倒壊せしめたる程度に留り、礎石類の發掘、毀却特殊地域の地均し工事又は倒壊物件の細密なる破却搬出等は引續き六月上、中旬に於て夫々處理することとなりたり。而して試みに破却状況の一端を例示すれば大本の財政的窮乏時代(大正十年前後)に建築せられたる穹天閣の如きは極めて簡単に倒壊破砕せられたるが、最近に於て建築せられたる透明殿、更生殿等の如きは丁寧周密なる補強工作ありて倒壊したる後も尙大體の形骸を崩さざる状況にして自ら大本教勢の消長を物語るものありたり。殊に大本幹部等が一般信者をして「靈線を以て月界より守護し居るが故に人力を以て破壊し得るものに非ず」とすら囑信せしめつゝありし龜岡本部所在の月宮殿の如きは、頑丈なる鐵骨に網狀の鐵筋を配したるコンクリート工事(口繪寫眞参照)

を施して強靱堅牢を極め、數十發のダイナマイトを一時に爆破せしむるも僅かに局部的損傷を見るに過ぎざりしが、種々工作して主要部鐵骨鐵筋の露出を計りて之を酸素瓦斯にて溶解切斷する等、異常の苦心を重ねて漸く之を破却し得たる實情にありたり。更に綾上の破却工事に際し京都府當局に於ては綾部本部に永岡保安課長以下三十九名、龜岡本部に豊原警務課長以下三十八名の警察官を派遣して工事の現場取締並に工事妨害者の警戒等に當らしむると共に、破却人夫等に對しても豫め機宜の指示注意を與ふる等周到なる用意計劃を爲す處ありたる爲、何等の事故障も見ざりしのみならず相當危険なる大工事にも拘らず工事人夫に到るまで一名の傷病者をも出すことなく順調に工事を進行せしめ得たり。

尙綾上綾部、龜岡の兩本部以外の施設にありては八木派大本(二代教祖澄子の實姉福島久子の主宰するもの)の地形改修に相當の手續を要するものありたるが、其他王仁三郎の出生地穴太部落所在の瑞泉郷若は昭和別院、城南別院等にありては格別の苦心もなく簡単に之を破却するを得たり。

綾上は何れも強制命令を發して破却したるもの、狀況なるが、斯種命令に依つことなく懇諭の結果其の所有者、管理者等が自發的に破却したるものは、左表第二の如く一道十四府縣に互る別院七、分院八、其他四ヶ所に於ける建物十六棟、碑石十五基にして、之等は何れも五月上旬迄に完全に破却し終りたり。斯くて皇道大本即ち王仁三郎一代の豪華僭態を誇りたる全国各地の殿堂施設も本月中旬を以て概ね破却し終り、他方各信者等の所有する大本關係物件の蒐收處分と相俟つて大體元皇道大本の形骸的存在を全く掃拭し盡すを得たり。



命令ニヨル建物(碑石)撤却調

府縣別	別		院		分		院		分、支所其他		備考
	別院數	建物數	碑石類	分院數	建物數	碑石類	場所數	建物數	碑石類		
北海道	一	四	六								
東京	一	一									
京都	一	二	一	二	二		一	九		二	除ク綾部、亀岡兩本部
神奈川	一	四	一				三	〇	三		
兵庫	二	〇	一								
長崎	一	二	一								
埼玉											
茨城							一	〇	一		
山形	一	三	一								
島根	二	五	四	一	一						
岡山	一	一	一								
和歌山	一	三	一								
福岡	一	一	二								

懇諭ニヨル建物(碑石類)撤却調

府縣別	別		院		分		院		分、支所其他		備考
	別院數	建物數	碑石類	分院數	建物數	碑石類	場所數	建物數	碑石類		
北海道	一	一		一	一						
大阪	一	一									
奈良	一	一									
栃木					一						
宮城	一	一	一								
青森					一						
石川	二	四	二								
鳥取	一	一	一								
島根	(一)	一									(一)ハ前表掲記別院ト重複セルモノ
和歌山					一						
愛媛	一				一						
合計	一四	三〇	二二	五	一四	一	五	〇	四九	二	印ハ命令ニヨリ改修セルモノ



大分	佐賀	熊本	鹿児島	合計
二	四	四	一	一一
八	六	八	四	二六
七	八	四	七	二六
一	一	二	二	六
一	一	二	三	七

二、扶桑教「人の道教團」の状況

(一) 概況 大阪府中河内郡布施町所在「人の道教團」は現教祖御木徳一の創唱したる教團にして、元御嶽教徳光教會と稱したるが、其後教勢の伸張と共に御嶽教を脱して扶桑教に轉じ、其の獨立教會の一となりて名稱を「人の道教團」と改稱し、爾來最近に於ける社會思想の動搖混迷、國民生活の不安定等の間隙に乗じて益々教勢を擴大し、本部に豪壯なる假神殿を建設するの外全國各地に百二十餘の布教所を設置し、信者百萬を擁すと呼號するの盛況を見るに至れり。

而して同教は前述の如く公認宗教扶桑教に所屬せりと雖も、自ら独自の教祖を有し、教義、祭神、儀式等も亦扶桑教と全く異りて獨特の立場を守れる状況にして、相異なる二宗派の便宜に基く形式的苟合に過ぎずと認めらるゝものあり、更に其の教義教理は通俗平凡にして道徳常識の範圍を出でず、而も其の布教の方法に至りては専ら除病攘災等の現世的利益を誇大に宣傳して往々醫療妨害、療術類似の行爲を反覆し、其の募財の手段に於ても相當滑智巧妙を極め居るやにして、其の教勢の發展と共に漸く社會の著目する所となりて屢々典型的迷信邪教なりとすら酷評せられつゝある模様なり。

而して同教團に於ては之等世評に對抗して益々自教の教義所説を強調し、遂に既成宗團、地方醫師會等との間に頻々として紛争を惹起しつゝある實情にして、其の抗争の推移並に教團の動向等に就ては相當注目の要ありと認めらるゝものあり。該教團の沿革教義並現況等の大要につき概述すれば左の如し。

(二) 教祖の経歴及教團の沿革 扶桑教「人の道教團」の創始者現教祖御木徳一(明治三年十二月七日生)は元黄檗宗の僧侶にして、黄檗總覺卒業後各所に於て禪學を修業し、明治三十七年七月愛媛縣温泉郡淺見村所在安城寺の住職となれるが、自ら「田舎の一住職」たるを嫌らずとなして諸種の事業に染手し、悉く失敗したる爲、遂に同寺を逐はれて上阪し、明治四十四年僧籍を返上して露店行商、郵便脚夫等を營み、亡妻トクには貸座敷の「引子」を爲さしめて漸く糊口を凌ぎつゝありたり。其後家族の療病のことより御嶽教徳光教會に入信して教會主金田徳光に師事し、明治四十五年神道御嶽教の少教正を拜命して其の布教に従事し居たるが、偶々同教々師生駒某的娘イト(當時二十一年)と私通するに及びて金田徳光の破門を受け、爾來獨自の立場に於て引續き御嶽教の布教に努めつゝありたる所、漸次其の教勢の發展を見るに至りたるため教會資格の昇格を圖り、遂に大正十三年四月御嶽教を脱して扶桑教に轉じ、人の道徳光教會と稱して益々教勢の擴大に狂奔し、昭和三年十二月には扶桑教大教正に補せられ、昭和六年一月には遂に「人の道教團」として扶桑教内に於ける獨立教團たるの地位を認めらるゝに至れり。

而して御木徳一は絃上自己の経歴を神秘尊嚴化せんが爲に種々潤色して「先師金田徳光は其の靈能に依り、神宣法を體得し、十八ヶ條の神訓を神授せられ自ら一教樹立の壮志を有せしが、自己の生存中に右壮志を達成し得ざることを神啓に依りて覺知し、後事を弟子徳一に托して『徳光教の神訓十八ヶ條は未完成にして余の死後更に三ヶ條の神授あるべく右啓示に依



りて本教は世界人類を救済すべき偉大なる宗教となるべく、又其の神授を得たるものこそ後世天下の救世主たるべきなり。依つて汝は余の死後「神籙」を樹て、之を護り大いに本教の爲努むる所あるべし」と遺言して歸幽せり。依つて徳一は右遺言に従ひ大阪市内天王寺に天津神籙を植えて之を守ること五年圖らずも自ら天の啓示を受けて三ヶ條の神訓を體得し、茲に先師の所謂天下の救世主たることを悟りて「ひとのみち」開教の決意を固めたり。云々と妄稱宣傳し、別項記述の如く卑近巧妙なる布教の手段に依りて漸次教勢を擴大し、昭和三年三月には大阪府下布施町に四萬餘圓を投じて宏壯なる教團本部（假神殿と稱す）を造營すると共に全国各地に支部教會所を設置し、翌四年四月には財團法人「徳光育英會」を設立して綜合學團の經營に著手する等のことありたるが、偶々昭和六年六月大阪府警察部當局に於て教團内情の取調を受くるに及び俄かに其の進展は停頓し、教勢一時に衰退するに至れり。

然し乍ら右當局の取調は結局一應の取調に終り徹底的檢擧を見るに至らざりし爲、時日の経過と共に再び其の勢力を恢復し、爾來社會思想の動搖混迷、國民生活の不安定等に乗じて急激なる發展を遂げ、昭和九年には信徒の献金五十餘萬圓の巨費を投じて教團本部假本殿を建築し、支部教會所等も更に擴張増設して現勢布教所百二十餘ヶ所、信者戸數四十萬信者總數百萬を擁すと自稱するに至り、尙益々伸展の傾向をしつゝあり。

(三) 教義 前叙の如く「人の道教團」は形式上扶桑教に所屬すると雖も扶桑教の教義教理を遵守するものにあらず、自ら独自の教義を有し其の教理に基きて布教しつゝあるものにして、其の教義教理の中心を爲すものは左記教宣、神律（元則）神訓（人訓）及教育勅語なりと自稱せり。

而して其の所説は神皇一體、祖孫一心、天人合一、等を一般的原則として各種の説を爲せるが、其の内容は屢々矛盾背理して晦澁を極め、一貫せる思想を捕捉すること困難なるものあり。然し乍ら本教團が今日の發展を遂げたる所以のものは其の教義教理の如何にあらず、寧ろ布教に當りて行ふ神示、神宣、御振替等本教獨特の説話にして、其の著しく世俗的、現世的利益を唱導し、療病、攘災、招福等の靈能を強調せるにあるものゝ如くなり。

即ち其の所説の一端を要約掲記すれば「神は實在の根元にして森羅萬象は又悉く神性の表現なり、神は決して實在の外に在る超絶的存在にも非ず、又大自然の創造主にも非ず、同一實在の幽顯、陰陽の二相として己れの本體の屬性を現象界に其の被顯現體の形態を以て表現する宇宙の大元靈に外ならず。従つて「人は神の表現」にして又「世は神實の實現」たるべきにも拘らず、人間界に病氣災難等各種の不幸が発生するは一に人が神定の法則に従ひ其の本然の道に生活せざるが故なり。元來人間は神の表現體なるを以て本來の天性、眞の人の道に従つて生活し得べきものなるも神は猶此の本性をして一層完全ならしめんとして天性に反する心をも同時に附與したる爲、之に基く「我」の心によりて漸次眞人道に悖戻するに至るなり。茲に於て神は斯る悖戻者を反省せしめ本然の道に復歸せしむべく神示（みしらせ）として病氣災難其の他の苦患を與ふるものなるに、在來の宗教は斯る深奥なる神示の作用を覺知せず、又之を察知するも神意の具體的内容を解し得ざるが爲に病災を免るるの道を知らず、嘗獨り人の道教團にありては一切の自我を捨て、神に參し、天人合一の境地に到達せる教祖及准教祖に依りて神意の啓示を受け、之を信徒に神宣（みをしえ）することに依り信徒は眞實の道を知り之を實踐することを得て一切の不幸災厄を避け得るものなり。而して其の神示即ち病傷災厄が急激にして神宣を請ふの迫なき場合に於ては、教祖又は准教祖（神宣能力者）はお振替（おふりかえ）なる神業を以て神宣を下附せらるゝ迄一時信徒になり代りて災厄苦艱を引受け得るもの



なり。

而してお振替の方法は唯、教祖の居所又は教祖像に向ひて「神宣の下附ある時は生命を賭して其の實行に當るべき旨を神誓してお振替あり度しと禮拜祈願するを以て足るなり」と、以て其の所説の全般を推測するに足るべし。素より斯る所説は神靈萬能に墮して現代科學殊に醫學の根本的否定となり、總て醫療を妨害し、又は療術行爲を營むの因を爲し、無智の迷信者をして不慮の重患に導き遂に死亡に誘ふの虞あるのみならず、各種邪惡の迷信を流行せしめて國民生活の健全を荼毒するに至るべく其の動向に就ては嚴重注目の要ありと認めらる。

(左記)

神 律

神ハ萬衆ノ根本ナリ  
君ハ國土ノ主權ナリ  
人ハ神ノ表現ナリ  
夫ハ生マスカノ持主ナリ  
婦ハ産ムカノ持主ナリ  
世ハ神業ノ實現ナリ

神 調

神ハ一體テアル萬神ナキコトヲ知レ  
世ノ中ニ生レルモノ、元ハ皆水テアル。其ノ元ハ日テアリ  
世ノ中ニ現ハレタル一切ノモノハ皆人ヲ生ス爲ニ生レタルモノト知レ  
神ハ國ノ寶テアル  
陛下ハ國民ノ親テアル  
親ノ心ハ神ノ心テアル

天地ハ一切ノモノヲ育テ大キタスル

世ノ中ハ一切ノ物ヲ陰陽テ持ツ

宇宙ニ現ハレタル一切ノ物ハ道ト知レ

世ハ鏡、人ハ鏡、子ハ鏡テアル

人ハ萬物ノ靈長テアル人ヨリ尊キ物ハナイコトヲ知レ

人ハ天性ヲ働カシ中間ヲ守レヨ

何事モ其ノ元ヲ忘レス行ヘヨ

何事モ約束ヲ違ヘナ

己レヲ虐クシテ人ヲ尊フヘシ

何事モ行ハヌカ故ニ苦痛トナリ行ヘハ苦痛トナラヌ

怒リ急ク憂ヘ悲シムハ物ヲ崩ス

苦痛ハ善惡ノサカイト知レ

幸福ハ己ヲ捨ツルニアリ

何事モ恬ルト共ニ働カセヨ

國ヲ尊ヒ家ヲ大切ニシ身ヲ堅固ニセヨ

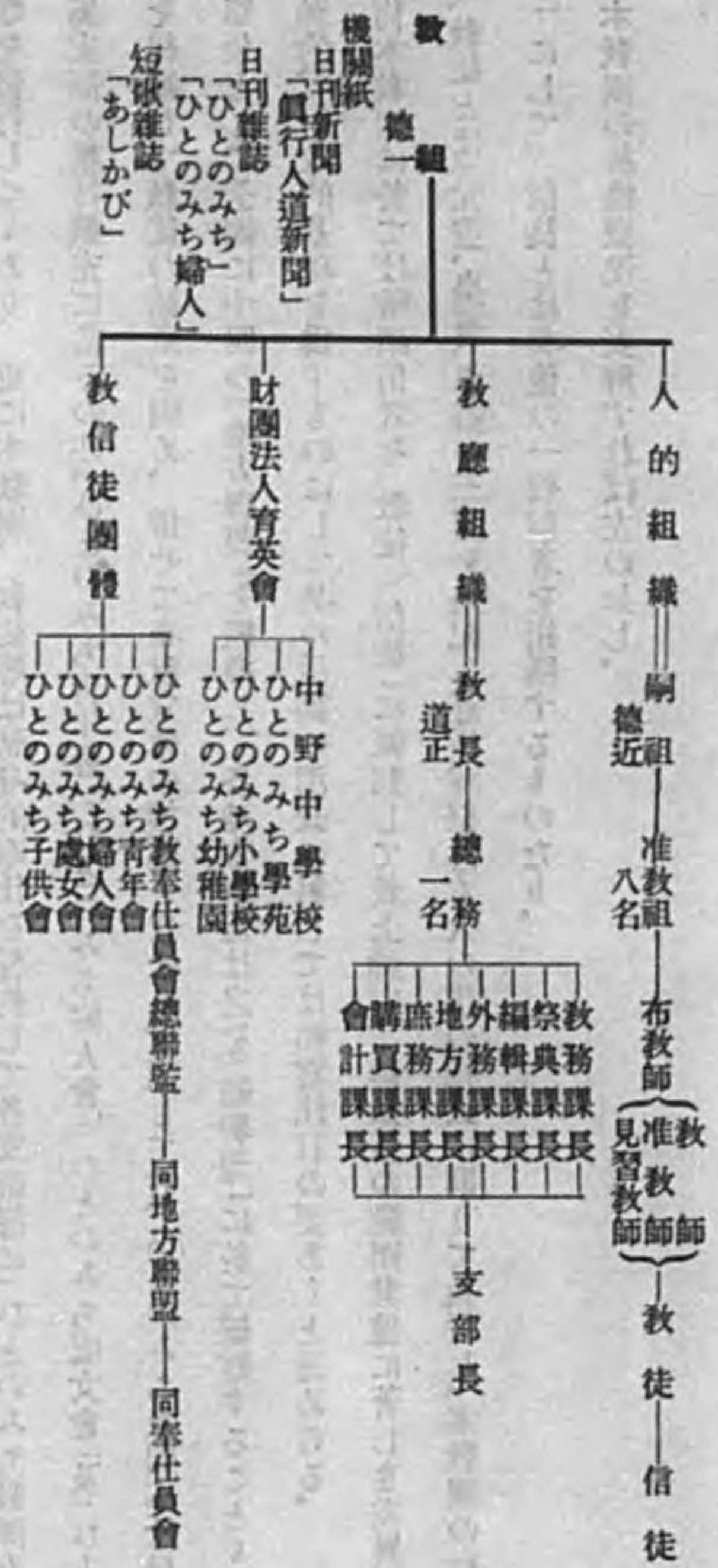
(四) 組織概況

「人の道教團」の組織概況は、教祖御木徳一を中心として嗣祖徳近(徳一の長男)及八名の准教祖を以て首脳部を構成し、其の統制下に四百餘名の教師、准教師及見習教師を置き、各々布教宣傳に當らしむると共に本部在住者には夫々教廳各課(教務、祭典、編輯、會計、庶務、報務、購買、地方の八課)の事務を擔當せしめ、地方駐在者には支部に於ける諸般の教務を處理せしむることとなせり。而して本部機關としては、右教廳の外財團法人育英會を設立して、中野中學校、ひとのみち學苑、同小學校、同幼稚園等を經營し、夫々布教師の養成並に信者子弟の教養機關となし、更に教廳編輯課及傍系機關眞行人道新聞社等より日刊新聞「眞行人道新聞」月刊雜誌「ひとのみち」「ひとのみち婦人」及「短歌雜誌」「あしかび」等の各種機關紙(誌)を發行しつゝあり、更に本教團、教徒等は献身的奉仕を誓約して各支部毎に「ひとのみち教團奉仕員會」を組織し、各々所屬支部の維持擴充に當るの外「ひとのみち青年會」「ひとのみち婦人會」「ひとのみち處女會」及「ひとのみち子供會」等の各團體を組織して教徒の結束を固め、併せて布教宣傳の機關となせり。而して右「ひとのみち教團奉仕員會」は、各支部奉仕員會を單位として全國に十四の「地方聯盟」を組織し、各地方聯盟は之を「總聯盟」に於て總轄することとなし、本教團の有力なる精神的、財政的基礎を爲すものにして其の活動の消長に對しては相當注目の要ありと認めらる。

尙本教團に於ては所謂信者を「教徒」「信徒」に區別して紋上神宣、御振替の範圍其他に著しき差異を設けて處遇しつゝあるが、教徒とは「元靈、皇靈、祖靈の三體を祭祀し冠婚葬祭悉く人の道の様式に則りて執行し、本教團の絶對的支持を誓約せるもの」にして、信徒とは其他の一般信者を指稱するものなり。

本教團の組織概況を表解すれば左の如し。





(五) 現 況 教上の如く人の道教團は立教後僅々十數年にして既に教信徒百萬を擁すと誇稱するの盛況を見るに至り、益々發展の傾向を示しつゝありたるが、客年末大本教の大檢舉行はれて世人の關心が漸く淫祠邪教に蒐注せらるゝに至るや、本教團も亦一般の批判論議の對象となりて典型的邪教なりと非難攻撃せられ、其の布教上重大なる難關に逢著するに至れり。而して其の非難攻撃の中心と爲れるものは、本教團特有の病理觀及教典の一として掲ぐる教育勸語の眞解、實踐等に關する所説にして、其の大意を掲ぐれば、既に教義の項に於て述べたるが如く、獨特の災厄病理觀に基きて病氣災厄を悉く神意に歸し、科學醫術を否定して荒唐無稽の神宣を興へ、之が實踐に依りて一切の不幸を除却し得るものとなし、殊に甚しきは御振替等便

宜の詭辯的所説を爲して全く科學常識を無視超絶し、而も神宣又は御振替の能力者を自教團中の教祖及准教祖に限るものと なして吹聴宣傳するが如きは、之れ國民の醫療を妨害し迷信を流布して民心を荼毒するの甚しきものなりと難じ、更に廣く國民に下賜せられたる教育勸語を以て一部教團の教義となし、而も御木徳一を以て長くも唯一の教育勸語の眞解者なりと僭稱するは不遜僭上にして不敬の沙汰なりと謂ふべく、又寶生箱の如き日掛貯金式献金の方法及御振替像、元靈(御神體)下附料等の名に依り多額の金品を搾取し、献金の多寡に應じて神徳の庇護に厚薄あるやの言動處遇を爲すが如き何れも邪教としての全貌を曝露せるものにして斯る邪教の存在は一日も許容し得ざるものなりと謂へり。試に此の非難の一論點となれる神宣の内容を例示すれば、

- (1) 洗濯業、農家、大工等の如き職業的に天候に關係深き者に對しては「天候に不足を抱きし罪を御許し下さい」又は「天氣を氣に致しません」との心得方を示し
- (2) 藝妓仲居等の接客業者には「人を好き嫌ひせぬこと」と指示し
- (3) 性病患者には例外なく「夫婦陰陽の道を喜んで進んで致します」と懲通し
- (4) 眼病患者には「人の目を掠める様な考へを起すな」胃腸病患者に對しては「喰物に不足を謂はず腹一杯喜んで喰へ」と教へ、或は
- (5) 腫物に悩む者には「金品の慾を起したり、出し惜みをするな」と指示し
- (6) 羣丸を患ふ者に對しては例外なく「キンキンと金子の事を氣にしたり金子を出し惜しみたる罪を御許し下さい」との神宣を興ふる等神意云々と謂ふには餘りにも低級幼稚なるものあるの狀況にして、其他の非難も亦概ね本教團の具體的事實に基き其缺陷を剔抉せるものゝ如くなり。

斯くの如く本教團に對する論議は相當有力にして而も逐日熾烈を加へ當局の大彈壓の流言をすら云爲せらるゝに至りし爲、一部信者間に於ては教團の將來を危懼して離教するもの相亞ぐに至れり。於茲教團の最高幹部等は遽かに之が對策を協



議して従来の布教方針を變更し露骨なる言動を戒慎すると共に社會の非難に對しては「ひとのみち奉仕員聯盟」を動員して「中傷誹謗」一掃のため積極的活動を爲さしむることとなし、三月十日「ひとのみち」に對する誤解を一掃す」と題するパンフレットを發行して關係各當局其他に頒布するの外退役將校、其他の名士を聘して全国各地に講演會、座談會等を開催して社會的信用の恢復に狂奔する所ありたり。更に新聞雜誌其他の刊行物若は講演等に依りて本教團を非難せる者に對しては執拗に追及して謝罪廣告、取消文の發表等積極的措置を強要する等極端なる態度を執るに至れり。本教團の紋上の方策は却つて既教宗團、地方醫師會其他一部識者等の反感を激成するの結果となり、本年四月山形市所在「淨友會」(淨土宗派僧侶の團體)主催の講演會に於て講師藤井實應が「人の道教團」を論難したるに端を發して同市所在佛教各派協和會と本教團山形支部との間に抗爭を惹起し兩者互に自説を固持して益々紛糾を重ねつゝあるの事例を始めとして、各地に於ける斯種の紛争漸く繁けからむとするの傾向を示しつゝあり。

本教團の概況以上の如くにして、近時漸く自戒の傾向にありと雖も其の布教の實狀は猶警察取締上注目を要するもの尠からず、更に諸他團體との抗爭等に就ても周匝なる視察取締を要するものありと認めらる。

## 無政府主義運動の状況

### 一、農村青年社の状況

昭和十年末長野縣に於て日本無政府共產黨關係者の檢舉取調中、その一部分子が日本無政府共產黨の運動方針を批難し、之と別個の無政府主義革命理論を奉ずる革命團體が存在するかの如き口吻を洩したるを以て、其の革命理論及實體を追及したる結果、昭和六年二月より昭和七年九月に至る間、農村青年社なる秘密結社が結成せられ、自主分散聯合組織に依り無政府共產社會の實現を企圖して策動し居りたること判明せり。

而してその關係者は全國に三一九名(單に機關紙の讀者程度の者も含む)散在し居るの状況なりしを以て、内務省に於ては之が影響は寒心に不堪るものありと認め、是等關係者の運動状況を明かにし取締をなすべき旨、五月三日付を以て全國に通牒を發すると共に、關係極めて濃厚なりと認めらるる者に對しては檢舉取調方手配をなせり。

一方長野縣よりは、右に關する中心分子の聴取書及其他の參考資料を各府縣に通報して、關係府縣の取調の參考に供しつゝあるが、現在まで判明せる農村青年社の状況次の如し。

#### (一) 農村青年社の組織經過

從來の我國に於ける無政府主義運動(黒聯を中心とする運動)は、日常鬭争を排撃し所謂行動宣傳(暴力主義)に力點を置きたる結果、此等アナ系分子の生活態度は無頓漢化し、全く大衆より孤立し其の運動は潰滅に瀕せる状態にありとして、宮崎晃、鈴木靖之等のアナキスト一派は、昭和五年末頃より此のアナキズムの理論的實踐的危



機を打開すべく、従来の黒旗イズムを批判し、一方當時の社會客觀狀勢、殊に都市と農村との對立、農村の窮乏情況等を検討したる結果、『我國農村の現實生活中には、多分にアナキ的要素を抱帶しつつあるを以て、之が運動は先づそのアナキ的要素の發展擴大に努め、直接行動はその發展を阻止する強權の排除及革命完行の爲使用する』との運動方針を樹立し、鈴木靖之は昭和五年十二月東京に於けるアナキスト大會に於て之を發表し、又宮崎晃は昭和六年二月黒色戦線社機關紙黒旗に「農民に訴ふ」と題する論文を掲げてその新運動方針を提唱せり。

斯くて昭和六年二月十二日鈴木靖之、宮崎晃、星野準二、八木秋子等が東京市外下落合の目白文化村宮崎晃のアチトに會合し、その闘争團體として「農村青年社」を創立せり。

(二) 農村青年社の本質

(1) 農村青年社同志の主張する理想社會

農村青年社同志の主張する所によれば(供述手記等

に據る)「現在の如き中央集權的社會組織と政府的強權政治の社會機構に據る支配と搾取の仕組み中に在る」限り、換言すれば「支配群と被支配群、搾取者と被搾取者と存続する限り人類は永久に革命を繰返すと共に、國際戦争も亦避けられざるものなり」とし、之が解決は「ブルジョア國家の如く政府を持つことなく、ソヴィエト聯邦の如く委員會を持たず、又同時にそれ等の政府委員會の如き一切の強制と命令を排し一切の政治行動を否定し、只能力に應じて働き、必要によつて採る所の無支配、無搾取の無政府共產社會の實現より他途なし」と斷じ、無政府共產社會を以てその理想社會となせり。

而して「無政府共產社會の建設は自治民權(地方分權の確立)自治民産(村有財産制の實現)自治民道(平民道德觀の徹底)の三原則を基礎とせざるべからず」と稱し、之が意義及活動態様を次の如く説明しつゝあり。

イ) 三原則の意義

- (一) 自治民權 自治民權は自主自治(自立自營の村落生活態)自由聯合(全村自治の平面聯合態)平等思想(萬人平等の超階級思想)等々の實際化即ち何人にも支配されず何人をも支配せざる社會組織をいふ。
- (二) 自治民産 自治民産は協働共產の經濟にして、自給自足(自治自營の消費生産制)補充聯合(全村補充の平等、聯合制)協働思想(村民協働の快樂労働制)等々の實行化即ち能力に應じて働き必要に従つて採る經濟組織をいふ。
- (三) 自治民道 自治民道は無義務無強制の道德にして、慣習基本(自律自營の慣習道德制)傳統總治(各村傳統の各村總治制)全村倫理(全村共同の相互倫理制)等々の實踐化即ち近隣相寄り相

和し相互に相扶けて共樂する社會道德をいふ。

ロ) 三原則の活動態様

- (一) 自治民權の活動 自立自營(自主行動の自警團組織)全村自治(自治行動の自警團制)萬人平等(無權限の世話人聯合制)等々の實際活動
- (二) 自治民産の活動 自治自營(原産化工の農工合體制)全村補充(農山農村の物資補充制)村民協働(萬人労働の交代勤務制)等々の實行活動
- (三) 自治民道の活動 自律自營(家傳家風の自制自重)各村傳統(各村地歴の風習尊重)全村共同(全村相互の共同處決)等々の實踐活動

(2) 理想社會實現の爲の手段方法

農村青年社同志の見解に依れば(供述手記に據る)『バクーニンはアナキ革命の方

針として、「破壊の爲の破壊論」(我國に於ては八田三三郎)を主張し、クロボトキンは「建設の爲の破壊論」(我國に於ては石川三三郎)を主張せるが、バクーニンは説は全く建設計畫なき爲失敗に歸し、一方クロボトキンの「建設の爲の破壊論」は、そのアナキの基礎をコミューンの實體に置かず、ピラミットのソビエト性を有するサンチカー(組合)に置きたる結果、ボルシェビキ革命の際レーニンの爲、サンチカーを奪取せられ失敗せるものなり」とし、又『我國農村の現實生活中には「自給自足」「自主自治」の實踐に依り村平和を保持しつつあるコミューンの現實性(地方村落に於ける吉凶祭事に於ける協同、農事の協同、自給自足、村行政に於ける義務的労働及夜警火番の自營的事實、村人の道德的自戒)を多分に抱帶せるものとなせり。而して無政府主義運動の要諦は「此の農村に於けるコミューンの現實性を素直に生長せしむることに努め、一方之が生長



を妨害する強権の排除をなすことにより目的は達せらるるものなり」となし、「建設に於ける破壊」論を樹立し(クロボトキン説の實現をサンヂカールに於て)その戦略戦術として、自主分散の聯合組織及之に關聯する諸種の具體的運動方針を決定し、以て農村青年社の運動方針たらしめたり。

斯くて右の運動方針を「農青イズム」と稱し、革命に於ける手段方法としては、最も進歩的且合理的なるものとして、次の如き主張(鈴木靖之の手記に據る)をなし居れり。

(一) 従來の運動方法に對する批判

(イ) バクーニンの「破壊の爲の破壊」論  
バクーニンは「破壊の後の建設」といふのである。彼はヘーゲルの「總ての現存するものは、合理的な存在である」とする論理及マルクスの「歴史的必然による現段階としての合理性」に反對し、「現在するものから將來するものへの飛躍のみが人類を進歩せしめ、幸福にする。即ち現在社會を否定することによつてのみ、アナキは實現すること斷定して、「破壊の爲の破壊」論を樹立した。そして現存する一切のもの、總破壊を唱へ、破壊した後に何か建設されるか、それは破壊して見ないことには分るものでなく、亦豫め考へた所でそれは單なる空想であると稱した。

(ロ) クロボトキンの「建設の爲の破壊」論

クロボトキンは「明確なる建設のプランなくして、大膽なる革命はあり得ない」とし、「三回に亙るフランス革命の失敗(無政府共產社會にならなかつたこと)は、民衆に明確な建設に對するプランがなかつた爲である」と稱し、バクーニン説に反對した。而してクロボトキンは、アナキズムの實踐をサンヂカリズム

に求め、サンヂカール(組合)の自由聯合にたよつてアナキを實現するといふ「建設のためのプラン」を持ち、サンヂカリズムのゼネラルストライキで期待して、「建設の爲の破壊」なる革命論を主張した。然るにこのサンヂカールは、ピラミットのソビエト性を抱帶してゐるので、一九一七年のボルシェビキ革命の際、レーニンの「至ての權力を自由ソビエトへ」の下に完全に奪ひとられて失敗に歸した。

(二) 地方村落に於けるコンミュンの現實性

吾々は人類の永い／＼歴史の間、中央政府施設たる行政官廳と、地方村落の自治生活體とが何の關係もなく彈壓と搾取の外に別々の道を歩み別々の経路で發達をして來てゐるのを見る。而して現在に於ても尙この地方村落には自主自治と自給自足のアナキ性を多分に發見するのである。吾々は今これについて兎角理論の上でよりも事實の上で見たいと思ふ。

(イ) 吉凶祭事に於ける協同、地方村落の多くは唯だ昔からの自然の不便が、その向ふ三軒兩隣りを傳統的に結びつけてゐるに過ぎないが、一朝或る家に何事か起つた時は、邑人は忽ちに寄

り集つて一つの合議的な組合を持ち、この組合がその家の祝災の問題を取り上げて殆んど家人に何等の手間をかけずに事を片づけて行く事は何等の説明を要しない現實の事實であらう。

(ロ) 農事に對する協同、又平時に於ける野良仕事に於ても、彼等は共に隣同志で共同にお互の田畑に働力を掛け合ひ、今日甲家の仕事、明日は乙家の仕事といふ風に協同するそしてその仕事に對する技術が問題とならず、その熱心さのみがお互に掛けられる力となつてゐることは實に協同の精神に叶つてゐることである。

(ハ) 自給自足、又邑に於ては自給自足と物々交換が多く行はれてゐる。即ち山間部の薪炭と平坦部の米麥と交換せられる事實、魚屋が魚と米麥蔬菜と代へる事實、又邑の青年が草履、籠、其の他の日用品を製造し、婦女子が機を織る事實これ皆物々交換と自給自足の現實の姿なのである。

(ニ) 村行政、一村行政について見るときは邑人の自治的活動が發見せられる。即ち里道の修繕改築は勿論のこと、學校、神社、佛閣の修繕等は、村人足と稱する義務的労働によつて行はれ、又冬期に於ける夜警、火の番は、各戸が隣同志で一組となり交代に行つてゐる。斯くの如く村行政は村人の手に依つて簡單に行はれてゐるが、之には何の規約も規定もない、只何等權威も強制権もない世話人が一邑一人あつて世話してゐるに過ぎないのである。

(ホ) 村人の道徳的自戒自肅、最後に邑に於ける不道徳的出來事に關してであるが、若し邑の何人かに不道徳的なことがあつた場合は「村八分」の制裁があるので、お互に自戒自肅して殆んど官

憲の手を煩はさない(多少はあつても郡會に比して極めて少ない)のみならず又邑人はその不倫を憎みても、之を官憲に渡すまいと努力するのが邑の現状である。

以上に依り吾々は現在に於ける人類の社會生活にコンミュン(村)の現實生活の中に明らかに無政府の事實が凡ゆる民族生活の自治傳統の事實として現存してゐることを認めるものである。

(三) 建設に於ける破壊論

従來のアナキストはその理想社會を遙か未來の遠くに置き、或はアナキを自由社會の型に於て理想とし、これと現實とはまるつきり異つた理想境を考へてパラダイス實現を理想してゐたかの如くであるが、吾々に於ては自由コンミュンは然かく遠くに在るのではなくして現に村(コムミュン)の現實生活中にあることは前述の如くである。従つて現在の村々の因襲と傳統(中心勢力的、宗教的、私有的)とを破壊し、新しき自由と平等とを實行することに依つて、吾々の理想とする自由コムミュンに到達し得ると考へるものである。この意味に於て吾々の自由コムミュンは極く近く

の吾々の足下に在ることを知ることが出来る。

而してこの吾々の足下に在る自由コムミュンの要求はこれを理想と現實とに各々に裁分したり、別々に切り離して考へたり、或は引上げるのではなくして、その理想に於て現實の生長を素直に培ふといふこと、即ち謂はば理想的現實主義によつてアナキを實現するのである、それ故に吾々の社會革命に對する態度は現實に理想を實現する「建設のための破壊」であり同時にそれは「建設に於ける破壊」の態度でなければならぬ。



然るにこの「建設に於ける破壊」を稱して人或は改良主義ではないかとする者があるかも知れぬが、吾々はアナキの生長のためには一切の邪魔物を破壊するのであるから（之を創造的破壊といふ）決して改良主義となるものではない。

尚この「建設に於ける破壊」の實踐を簡條書にすれば次の如くである。

- (イ) 建設の基礎
  - 一、全村自治の確立(自主獨立)
  - 二、自給自足の徹底(協働労働)
  - 三、村落道徳の宣揚(村民自衛)
- (ロ) 建設の聯合
  - 一、全村の自由聯合(平面の聯合)
  - 二、村有財産の共通(物資の補充)
  - 三、人民平等の享樂(文化の共樂)
- (ハ) 破壊の實際
  - 一、政治の権力の否定(一切政治の破壊)
  - 二、私有財産制の撤廢(資本經濟の廢止)
  - 三、文化獨占の棄却(露屬道徳の放棄)
- (ニ) 破壊の成行
  - 一、政府議會の破滅(民主制の廢止並に政府の撲滅)
  - 二、資本金融の廢棄(賃金労働の廢滅)
  - 三、中央都會の潰滅(集中文化の燒滅)

(ホ) 建設闘争と日常闘争

右の建設基礎は當然破壊の實際と衝突し、常に防害と自衛との對立抗争は避け難く、従つて日常闘争の問題が延べつくり返さる

であらう。これに對して日常闘争の處理は次の如くでなければならぬ。

- 一、官役の否定(徴兵議員の辭退)
  - 二、商賣の廢止(借金税金の擯引)
  - 三、主従の放棄(元老、坊主の無力)
- 吾々の建設的破壊の精神に於て労働者のストライキ農民の小作争議の類は云ふまでもなく、一切の生活の爲の闘争はこれを飽くまで闘はなければならず、又之を放棄することである。それ即ち吾々の創造的破壊の力を造り建設の可能を確立するからである。この意味に於て日常闘争は創造的破壊の第一の實力であると云ふことが出来るのである。

(ヘ) 建設闘争の目標

次に吾々は建設のための闘争について論じなければならぬが、その闘争目標は次の如くでなければならぬ。

- 一、自治意識の確立(啓蒙宣傳に據る)
  - 二、自治闘争の決意(自由合意に據る)
  - 三、建設革命の計畫(自由聯合に據る)
- ここに建設闘争の目標の下に、絶へざる吾々の努力と、凡ゆる計畫とが可能づけられるならば、一切の日常闘争は即ち自治意識を確立し、自治闘争を決意し、建設革命を計畫し、それ故に「創造的破壊」の發動力となり、從來の改良主義的、日常闘争は之を革命的、日常闘争にまで引上げることが出来る。

(四) 自主分散の聯合組織

「建設に於ける破壊」に就ては前述した。然らばこれを如何にして實現せしめるか、吾々は先づ無政府主義の組織機能について述

べなければならぬ。

元來アナキストは自由人であり、個性の自由を尊重し、社會の平等を要求するものであるから、その組織は飽くまで自主的であり自治的であることが條件であると共に、分散組織たることを必要とする、従つてその組織原理及その機能の原則は次の如くでなければならぬ。

組織の原理

- 一、自由發意(個人の治自主意思の發心)
- 二、自由合意(相互の自由發意の合意)
- 三、自由聯合(分散の自由合意の聯合)

機能の原則

- 一、自主行動(個人の積極的實踐躬行)
- 二、自治行動(相互の反政自治行動)
- 三、革命行動(建設の創造的破壊行動)

次に自主分散組織に就いて述べるの要があるが、この分散組織は恰も政治結成組織の全然逆組織である、即ち政治結成組織のピラミット形の立體組織と異なり、全然反對に、網状形の平面組織である。而して此の組織は人々が常に生活常態に於て自然に之を具有してゐるので、平時に於ては全然之が解體してゐるかの如く見ゆるけれども、一朝の必要に際しては、自ら網が水平面に浮び上つた如く忽ち網型の張り切つた力が、その結び目を引き締めるのである。従つて常に相互聯絡に於て緊張してゐることが必要であるけれども、何れの節より高きことを要しない。即ち各網の結び目たる組織體は常に個々の獨立の活動をなし、何等他の干渉

を受けず、亦何等支配も命令も受けない。又受けつけもしない、只他の成功を參考とするに過ぎないのである。

斯くして本組織は組織の原理及機能の原則に於て述べた如く、「個々の人間の自由意思による自由發意が相互自由合意となり、自由聯合となつて」相互共通し、各個の共通に無限に廣く強力である。又その自主機能は「個人の自主行動が相互の自治行動となり、その自治行動の總聯合が革命行動となる。」そしてそれが全く吾々の秘密行動として共通しその秘密行動によつて吾々の創造的破壊が準備され建設に於ける破壊が着々として進められるのである。

(五) アナキ革命と暴力

吾々の自由コムミュンの理想がコムミュンの現實性に根ざして建設に於ける破壊となり、アナキズムの運動に於ける自主分散の聯合となつて萬遍なく押し進められるならば、どうしてもその創造的破壊は強權的政治勢力と自由聯合的自治勢力との一大對峙を齎らし、幾度となく一揆的暴動が行はれ、遂には大暴動の勃發を餘儀なく最後の大暴動はアナキスト革命を敢行することなくしては、革命の火は止らないであらうことは茲に云ふまでもない。従つてアナキズム革命に於ては暴力が伴ふことは明かであるが、その使用の時機、範圍は議論のある所であるからこれを現實に求めて明かにする。

第一に創造的破壊に於ては日々刻々にアナキズムの暴力が行はれつゝあることは例へば抽象的であつても認めなければならぬが、それは「建設に於ける破壊」の範圍でなければならぬ。

第二にストライキ小作争議其の他の事件に際して、アナキス



トの義侠的行動としての暴力(例へば水キストライキの爲、家族の飢餓に瀕する場合之が争議の即決の爲資本家地主に暴力を以て迫るが如き)之を認めなければならぬ。

第三にアナキスト革命に於て民衆の創造的暴力(邪魔物を排する爲の暴力等)を以て之をアナキの爲に誘導することは、これ又當然でなければならぬ。

以上の如くアナキスト運動には多くの暴力が伴ふことは必然であるけれども、それは常に自衛に於ける「暴力の倫理」にあることを知らなければならぬ。

六 日常闘争

吾々の日常に於ける「パンの爲の闘争」は凡そ吾々の自治生活と直接に關聯する問題であり、この問題と、關聯することなしに、吾々の威力の發動は考へられない。それ故にアナキスト行動に於ける最も適切にして、最も宣傳の可能性あるものは、日常闘争であり、この闘争を通じてのみ吾々の自治生活をアナキに引入れることが出来る。又この日常闘争なくして建設闘争も創造的威力の發動もあり得ない。それだけにこの問題は、アナキスト行動に於ても眞剣に、而して慎重に取扱はれなければならない革命準備工作である。従つて日常闘争こそ他人事ではなく吾々の生命

(3) 農村青年社の組織構成

(イ) 組織方針

前述の如く農村青年社は共產主義團體の如き中央集權的組織を排し、網状型の平面的組織方針を採りたるが(自主分散聯合の項参照)此の點は本運動の最も特色とする所なり。

即ちアナキスト同志は、自然の地形たる村落を基礎體として分散し、自主的に活動するものにして、其の間には命令系

がけの仕事であることを知らねばならぬ(建設に於ける破壊論参照)

七 アナキストの個人的行動

吾々は茲に如何なる意味に於てもアナキストは職業的、革命家であつてはいけなないと信ずるものである、而してそのアナキストはその職場に於ては思想の先導として、自由の先驅者として、更に革命の先導として絶対に信用を獲ち得なくてはならぬ。又さうしなくては吾々は何事も始まらないことを知らねばならぬ。尙アナキストの行動の種々想について述べれば次の如くである。

アナキスト行動の三態

- 一、アナキ宣傳教化行動
  - 口から耳への宣傳教化
  - 文書や交通の文化的宣傳教化
  - 暴力行動(ストライキ等)宣傳
- 二、アナキ智的研究行動
  - アナキズムの思想の研究
  - アナキズムの運動の研究
  - アナキスト革命の研究
  - 個人的宣傳の暴力行動
- 三、アナキ武力革命行動
  - 社會的宣傳の暴力行動
  - アナキ革命の武力行動

統存せず、又行動は相互に何等制肘を受けず、個々の自由を侵さることなく、自分の村を他と聯合しつゝ解放の任務を遂行するものにして、(一人一人が組織者であり責任者なり)中央部、支部は勿論幹部役員等なきを原則とす。(農青社が綱領の創成戰略の指示、連絡通信出版活動上に於て指導的立場を採りたりとするもそれは過度的現象なりと稱す)

只一村部落單位の「コムミュン」が内的充實を圖り次の「コムミュン」を建設して之と聯合し、次から次へと綱の目狀に繋りつゝ擴充せしむる爲、實際運動に於ては緊密なる連絡を圖り活動するものとせり。

従つて此の組織方針より農村青年社を観察するときは、果して農村青年社夫自體を結社と観るべきか、或は自主分散聯合組織夫自體をも一箇の組織體として結社と観るべきかは相當論議の存する所なるべし。

(ロ) 實際組織

然るに農村青年社の實際組織構成は 一、事實上の指導的分子が存在し 二、各組織間には指揮命令はなきも、緊密なる連絡の下に活動し 三、構成員たるには入社の手續等なきも本社の一一定目的運動方針に協力して運動すべきことを盟約しつゝあり、之等の事實より本社を法律的に觀察するときは結社たるの實質を具備せること疑ひなきものとす。

(ハ) 構成分子 而してその構成員は (一)本社を組織せるもの (二)組織者其他の社員の個々面接に依り或は通信に依り協力を盟約したるもの (三)盟約の意思表示はなきも本社を組織せるもの (四)此の分は少數にして又此を立證すること困難なれども理論的には存在すべし)等に分類せらるべし。(別表(一)關係者調査参照)

(4) 農村青年社の目的

農村青年社同志の主張する理想社會及之が實現手段に關する理論的主張は前述の如くにして、農村青年社は之が方針の下に活動し來りたることは中心分子の供述する所なるが、更に本社發行配布の文書(證據物)に依る



も亦之を裏書するものなり。

即ち本社の創立當初(昭和六年二月創立)に於ける發行文書は(農村青年第一、二號)専ら啓蒙的見地より「農村窮乏の打開は、自給自足、自主自治の共同社會建設より外途なき」こと、及之が方法として「交換經濟の否定、納税、小作料の支拂拒否」等をアチプロし來りたるが、昭和六年七月發行配付せる機關紙特別號「如何になすべきか」に於て「民衆の結合を計り村民協議會を組織して反政治、反資本主義の闘争(否定的方面)及經濟的直接行動(建設方面)を敢行すべき」旨明確に指示し、以て本社の具體的革命方針を明かにし(註一)爾來その發行文書は(機關紙農村青年第三、四、五號)専ら「革命單位たる一地理區劃の確立」を主張し(註二)以て、武装蜂起の準備を煽動するに至れり。

斯くて昭和六年十一月に至り「吾國に於ける革命の完行に就いて」と題する方針書を發行配付して「革命を今日の問題として把握し革命完行の爲の武装蜂起をなすべき」旨指令し、その具體的方法手段として、裁判所、警察官廳、兵營の爆破及都市の焼却等所謂支配機構の破潰を爲すと共に、單に暴動に非ることを明かにする爲、明確に自由コムミュンの宣言をなすべき旨指示せり。(運動狀況の項参照)

要之、農村青年社は、農村に於ける窮乏打破の運動をアナキズムの「自給自足」「自治協同」を目標に、全村運動に誘導して、蜂起單位たる各地理的區劃を確立し、最後に暴動を通じて自由コムミュンを宣言し、一方都會に於ては農村の廣汎なる自給自足に基因する糧食飢饉に乗じ、アナキストの意識的テロを敢行し、都市焼却をなし、都市にも自由コムミュンを宣言し、現在の凡ゆる政治權力(従つて天皇制をも)及經濟機構を廢絶し、無政府共產社會を實現せんとするものにして、治安維持法第一條に規定する「國體を變革し私有財産制度を否認すること」を目的とする結社なること明かなりとす。

(註一)

△△村農民協議會

右の村民大會の決議の目的貫徹實行のために常設の全村的團體を設けよ！

該協議會の主張するところは、即ち政治に對しては反政治同盟、經濟的には反資本主義同盟たることは勿論だ。

○ 反政治運動について

議會行動の否定(村會、協議會、帝國議會)即ち選舉不参加——強權の否定(法律機關、警察、裁判、刑務所、各官廳の否定)——自主自治の實踐(吾が村のことは自身でやる)自由聯合の協同(村の共同、各村の協同)

○ 反資本主義運動について——否定方面

搾取否定(税金、小作料、利子の否定、借金拒否)  
 生産利益否定(米穀、繭絲、野菜、家畜、薪炭、木材等に農家生産物賣出し××)  
 交換の經濟否定(賣買、商業の否定)  
 貨幣の排斥(貨幣の否定)  
 私有排斥(土地、家屋、山森、河川、海水の私有否定)  
 ○ 經濟的直接行動について——建設方面  
 財物の社會化(財産の共有)  
 消費主義の確立(自給自足)  
 工業農村の確立(都會労働者の歸村による村落工業の勃興)

無政府主義運動の状況

○ 文化運動について

ブルジョア文化の否定  
 萬人の享樂生活確立！  
 宗教否定(神社、佛閣の排斥、公會所化)  
 新文化施設の確立(藝術、科學、一切の文化)

(註二)

農村青年二月第四號(昭和七年二月發行)

××的單位たる一地理區劃を確立せよ

前略

何れにせよ全村の動向に努力し協力的グループの一員として新らしき同志を獲得する此方面は不斷の吾等の闘争である。然しなから吾々には忘れてはならない根本的な問題がある一村に於ける全村的動向の醸成と新同志の獲得のこの狭きイデオロギーの限界に止まる限り吾々の招來せんとする××の蜂×と其可能はいまだ實行的保證を得てはゐない革命の××を招來し其可能を確立するにはより實×的なプランに依ること認識せねばならぬ。それは即ち吾々が急速に××單位たる一地理區劃を確立すると云ふ實際方針である。××單位たる一地理區劃を確立する事はより高度の意識であり具體的に××命の實×に接近する意識的な態度であつて狭きイデオロギーの自然發生的限界より合目的實行的運動に足を踏みこえ重大なる根本的エポックである

地理區劃とは何であるか、吾々はそれを如何に樹立しそれによつて如何に行動するか

地理區劃とは何であるかそれによつて次の言葉を引用した、「一縣







神奈川縣下の直接連絡 (自轉車によりて 隨時行ふ) 鈴木清士		高座郡	志田英太郎、籠サシ	目下取調中
		町田地方	和田傳、栗田某	
		都築郡	佐々木仁久、三部豊外二十名位	
		藤澤、茅崎	鈴木幽一郎外五、六名	
		横濱地方	若杉浪雄、笠原勉	
		鎌倉地方	土井郷成、外四、五名	
		厚木地方	佐々木仁久外七、八名	

(2) 農村青年塾の開催と地方同志の農青社訪問に依る直接連絡 農村青年社は地方同志をして「農青運動の眞隨に徹せしめ、中心同志たるる任務を與へ」、全国各地に能力分散をなす目的を以て、昭和六年一月より十月迄東京府目黒町下目黒九三〇農村青年社内に農村青年塾を開催して前述の農青イズム(本質の項参照)の講義をなしたり。

講師は主として鈴木靖之之に當り、講義日数は多く、四、五日程度に過ぎざるも、農青塾に寄遇せしめ、その講義は「單なるアナキズム」の啓蒙に止まらず組織運動の一方法として最も正しき農青運動の行動者としての教育をなしたるものにして、又受講者の多くは之を理解共鳴して農青運動に献身せんことを誓約したる模様なり、受講者の主なる氏名次の如し。

東京市	長谷川 武	舟木 幾政	吉田 伸	正木 保	生野 正俊	本田 京三	秋山龍四郎
	白根 三郎	伊藤悦太郎	唐澤 望一				
静岡縣	望月 秋幸						

廣島縣	村上 義雄						
新潟縣	八木 渡	私山 幹夫	淺沼 一夫	渡邊 丙午	樋山 慎治		
神奈川縣	鈴木 清士						
山梨縣	櫻井 一						
京都府	松村 元						
青森縣	安保 與一						

尙塾生とはならざるも地方同志にして上京せるを機とし農青社を訪問し、鈴木靖之、其他の中心分子より農青イズムの説明教導を受け、一層活動を誓約したる者ありたるが、その氏名次の如し、

長野縣	山田 彰	金子 廣只					
北海道	新津 稚久						
秋田縣	近藤 良悦						
栃木縣	田中 豊吉	樽見 五郎					

(3) 文書活動 (1) 農青社の文書活動 農村青年社は機關紙として「農村青年」(理論的實踐運動の指導を目的とするもの)及「農民の友」(黒色農民新聞)(以上は啓蒙を目的とするもの)を發行する外、時々運動上に關する方針書、パンフレットを發行配布せるが、その發行狀況次の如し。



題 號	號數及發行年月日	主 要 記 事 の 要 旨
農 村 青 年	第 昭 和 六 年 一 月 三 日 號	村の解放は村人の手と題し、自主自治、自給自足の共同社会の實現をアチプロせるもの
同	第 昭 和 六 年 二 月 四 日 號	各地の情勢報告と時事問題其他を提へて農青社の方針に基く日常闘争をアチプロせるもの
同	第 昭 和 六 年 三 月 三 日 號	革命單位たる地理區畫の確立を計るべき旨指示せるもの
同	第 昭 和 七 年 二 月 一 日 號	右 同
同	第 昭 和 七 年 三 月 一 日 號	「全國各地區の直接連絡を強行せよ」と題し他地區との強固なる相互連絡をなすべき旨指示せるもの
同	第 昭 和 七 年 四 月 二 日 號	各地區に於て機關紙其他印刷物を發行する外分散的自主行動となすべき旨指示せるもの
農 民 の 友	第 昭 和 六 年 六 月 一 日 號	農村青年社の方針に基き農村に於ける日常闘争を起すべき旨煽動せるもの
同	第 昭 和 六 年 九 月 一 日 號	右 同
黒色農民新聞 (農民の友改題)	第 昭 和 七 年 二 月 一 日 號	右 同

方 針 書

題名及發行年月日	發行に關する協議及執筆者	要 旨
農民に訴ふ黒旗 (昭和六、二、二)	添田晋コト 宮崎 崎 見	農村の窮乏は自給自足の共同社会の樹立以外に途なしと斷じ其の實現方針をアチプロせるもの(農青社組織の根本方針となりたるもの)
如何になすべきか (農村青年特別號) (昭和六、七、八)	鈴木、宮崎、星野等に 於て協議決定	全村運動上より△△農民協議會なる反政治反資本主義同盟の組織を指示せるもの(農村青年社の具體的活動方針)
吾國に於ける革命の 完行に就て	宮崎、星野等の協議 により決定	革命を今日の問題として把握すべきことを指示し具體的暴力革命の方針を指示せるもの

農村青年社解體聲明 何をなすべきか(昭和八、九、黒旗特別號)	鈴木、八木等協議の上決定 鈴木、舟木、幾政の協 議に依り決定	發展的解體を聲明せるもの 農村青年社解體後に於て農青イズムの繼續をアチプロせるもの
-----------------------------------	--------------------------------------	--

パンフレット

題名及發行年月日	發行に關する協議及執筆者	要 旨
最近運動の組織に關する一提案 (昭和六、八、一〇)	鈴木、宮崎、星野の協 議に依るもの	自主分散、聯合組織を強調して黒旗の解體を提唱せるもの
協同組織はよいか悪 いか 昭和六、八、初旬	鈴木、宮崎の協議に よるもの	愛郷熱、協同組合、帝國農會等に働き掛けを指示せるもの
日本村治派同盟を排 撃せよ(昭和六、一、二)	宮 崎 執 筆	日本村治派同盟の顔ぶれを見ても只農村を背景として各自の野心を充足せんとするものであり、同盟は社會ファシズムへ轉没するものであると稱し排撃を強調せるもの
全國情勢報告 (昭和六、三)	宮 定 調 査	全國よりの情勢報告に依り作成したるものにして農村イズムが全國的に浸透し革命的 に昂揚せられたりとアチプロせるもの
總選挙に際して青年 諸君に訴ふ (昭和七、二、一〇)	鈴木、八木の協議に 依るもの	選挙に際して強權政治を排撃し、農村イズムの浸透をアチプロすべきを指示せるもの

(ロ) 地方地區の文書活動 各地方地區に於て農青運動の啓蒙若くは支持の目的を以て發行せられたる文書次の如し、

地方名	文 書 名	發 行 期 間	一 回 發 行 部 數	責 任 者 若 く は 中 心 人 物
長 野	信州自由聯合	自昭和七年四月 至昭和七年六月	二、〇〇〇	星野準二、山田彰、増田貞二郎
大 阪	農 民 の 友	自昭和七年九月 至昭和七年六月	一、〇〇〇 乃至 二、〇〇〇	山岡喜一郎 大串孝之助



岡山	解放新聞	昭和七、七 〔一回発行せるのみ〕	五〇〇	小松勝法
	自由への道	昭和七年五月 〔一回発行せるのみ〕	二〇〇	野間田金蔵
自由への道	昭和七年十二月 〔一回発行せるのみ〕	三〇〇	山口勝清	

備考

岡山縣下の「自由への道」は昭和八年二月「岡山人報」に發行責任者、小松勝法と改題せられ引續き發行中にして改題當時は農青イズムの記事を掲げたるも最近はその傾向の記事なし。

(4) 日常闘争 (イ) 岡山縣下の草刈騒擾事件 岡山縣勝田郡豐並村大字馬桑居住の農青社員、延原大川事延川重太郎が中心となり、昭和七年七月居住部落民の生活窮迫を理由とし、自轉車附加税撤廃外五項目の要求を掲げて、之を農青運動の全村運動に發展せしむべく企圖せり。而して同年七月十八日部落民大會を開催し之が決議をなし、翌十九日同部落民二十四名と共に村役場に押しかけ、村長及村會議員に對し右決議文を提示しその容認方を強要せり。その結果馬桑部落所在の村有林間伐及下刈作業を爲さしむることを約して解散したるが翌二十日村長及村會議員が右山林の見分に赴くを知るや、前記延川は部落民十數名を引卒し、その途中を襲ひ百圓以上三百圓以内の拂下を迫り、之に應せざる時は危害を加ふべしと脅迫をなしたり(其の結果延川は懲役五ヶ月三ヶ年間の刑の執行猶豫となれり)

ロ) 岡山縣下に於ける選挙反對運動 岡山市に於ける農青社員小松勝法は同志、重實逸次郎、竹内春三、太田光衛等と協力し、昭和六年九月の縣會議員選挙に際し、「政治否定」及「無政府共産社會建設」の宣傳煽動のアチピラ約一千枚を配布し、又昭和七年五月の市會議員選挙に際しても、同様アチピラ約一千枚を配布し、又昭和七年五月の市會議員選挙に際して

も同様アチピラ數回に互り約八百枚配布せり。

(ハ) 静岡縣下に於ける選挙反對運動 静岡縣下に於ける農青社員に、昭和六年十月縣會議員選挙に際して之が反對闘争をなすべく協議し、「無政府主義的立場より選挙排撃すべき」趣旨を記載せるピラ約一千枚を配布せり。

(ニ) 長野縣下に於ける日常闘争 長野縣小縣郡大門村居住農青社員、鷲野原長義が中心となりて、村民窮乏を口實に村役場に對し、飯米の給與を迫り(米よこせ會の如き運動)又全農と協同し(フラクの關係に於て)諸種の小作争議を指導せり、又同縣小縣郡富縣村居住の農青社員伊澤八十吉は農青社の自給自足、物々交換の見地より同村の山間部に生産せらるる木炭と、平坦部に於て生産せらるる粳種子との物々交換を慫慂仲介し、又同村の農家小組合に對して同様意味に於ける自給自足を指導せり。

(ホ) 高知縣下に於ける小作争議指導 昭和六年十月高知縣高岡郡尾川村に小作争議が惹起したる際、小川村小作人組合(組員一三〇名位)なるもの結成せられ、相當活潑なる活動をなしたることあり當時表面的には其の指導が社民黨なりと認められ來りたり。

然るに今回農青關係者を取調の結果、此の實際は農青社員の西村五郎が農青社の日常闘争として指導したるものなること判明せり。

(ヘ) 其他の日常闘争 尙中心分子の供述するところによれば神奈川縣下に於けるゴルフ場の争議を初めその他にも農青社の日常闘争が行はれたる模様あるが之等の關係については目下取調中なり。

(五) 革命完行の爲の暴動計畫 (イ) 信州暴動計畫 前述の如く凡ゆる方面より大衆の革命的意識の昂揚に努め來りた



るが、昭和六年十月末頃、全国の運動情勢調査の結果、「農青社の運動が全国的に展開せられ、而も革命的に昂揚されつつあり」とし、爾來革命完行の爲、武装蜂起を煽動せり。(目的の項参照)

而して當時長野縣下の農村は、漸値の暴落、農村の不況等に依り、相當窮乏化し、農民の意識亦尖鋭化しつつあり、又同縣小縣郡大門村及上伊那郡富縣村の機關紙、富縣時報及大門時報等には、農青社の方針たる自給自足、其の他アナキズムの急進的論文が掲載せられたる等のことありたる爲、農青社に於ては、此の地方を中心として、暴力蜂起の導火線ならしむべく、昭和六年八月十五日頃東京市外野方町、宮崎晃のアチトに、宮崎晃、星野準二、田代牧童、平松秀雄、金子廣只の五名が會合し、(鈴木靖之は時期尙早しとして参加せず)次の如き信州暴動計畫をなせり。

- 一、上伊那郡富縣村、小縣郡大門村を中心に附近町村を結合蜂起せしめ、又之と呼應して、松本諏訪其他縣蜂起せしむること。
  - 二、事前に松本聯隊を襲撃し、武器、彈藥を撃破し軍隊の出動を不可能ならしむること。
  - 三、中央線、信越線等の各縣境の鐵道陸道、鐵橋其の他通信機關を破壊し、軍隊其の他の應援救援を阻止すること。
  - 四、長野、松本其他の重要市街地を焼却し離散せしむること。
  - 五、伊那電の始發地點を占據し、軍事行動を防衛すること。
  - 六、尚信州革命蜂起と相呼應して、在京農青社メンバーは東京市を焼却離散せしめ千代田城をも焼却し、自由コムニユンを宣言し、又他の都市農村も農青社員が中心となり、同一行動を採ること。
- 斯くして之が資金獲得の爲、長野縣下の信用組合及郵便局の赤行襲撃及強盜計畫等を協議したるも、協議一致せず、結

局銀行ギヤングに決定したるも、又之が武器購入資金入手(相澤尙夫が實父より引出す豫定なりしが)に挫折し、旁々長野縣下の鷹野原其他より「即時革命蜂起は困難の狀態」なる旨の報告ありたる爲、遂に之が計畫を中止せり。

(ロ) 静岡地方に於ける暴動計畫 昭和六年十月頃、農青社員澤田武雄、小松龜代吉、小林達夫、三上由三、近藤寅夫等協議の結果、長野、東京地方は情勢が急進し居る模様なるを以て、静岡縣に於て革命の導火線をつくるべしと稱し、

- 一、静岡地方のアナキストが集合し、武器、倉庫を襲撃して民衆と共に武装し、静岡縣廳、同市役所、軍隊を襲撃すること。
  - 二、安部川鐵橋を陥落せしめ、反革命官憲軍を阻止すること。
  - 三、各種倉庫を破壊して民衆に解放すると共に、一方放送局を奪取して全民衆に「無政府共產社會が實現し、税金が廢止せられ、借金が棒引せられ、一切權利支配が廢止せられたこと」等を放送して全民衆を蜂起せしむること。
- 等の暴動計畫をなせるが、實行するに至らずして終れり。

(6) 資金獲得の爲の窃盜團組織 前述の如く、信州暴動計畫をなし、資金獲得に失敗せる中央部一味は、運動資金は勿論、生活費にも窮するに至りたる爲、昭和六年十月下旬頃より、宮崎、望月、平松秀雄(第一グループ)星野、村上義雄(第二グループ)を以て窃盜團を組織し、其の盜品は、八木秋子が東京、大阪、横濱等に入質し、其の金額七〇〇圓(窃盜件數十五、六件、被害金額五千圓位)に達せるが、第一グループは昭和七年一月頃第二グループは同年三、四月頃窃盜犯の廉を以て檢擧せられたり。

(四) 農村青年社の解散と其の後の運動状況 農村青年社の状況以上の如くなりしが、昭和七年九月に至り「農村青年社は、無政府主義運動の状況



其の運動過程に於て連絡通信の範圍を逸脱し、指導的立場を採り、自主分散の組織に反する状態となり、一方地方の各地區は獨立して闘争し得る状態となりたるを以て、(各地區の文書活動及日常闘争等を指す)、農村青年社を發展的解消する」との聲明書を發して解散せり、然れども前述の如く中心分子檢舉せられ(竊盜の爲)機關紙の發行も不可能となり、又一面連絡上にも諸程の齟齬を來し、同志間に、感情的對立を生じたる等も亦その解散原因の主なるもの如し。

而してその後の運動に就て、鈴木靖之、宮崎晃は農青社は解體したるも、その精神、方針は全國に浸透しつつあるを以て、各地區に於て、依然自主的活動を繼續しつつあるのみならず、中央に於ても農村青年社解體後は、その事務的仕事を直ちに黒色戰線社に於て代位し、又昭和八年一月には、農村青年社と黒色戰線社との使命を併せて「黒旗社」とし、機關紙黒旗を出版し、依然として農青社の方針を以て活動を繼續し居る旨供述し居るが、此等の點に關しては目下取調中なり。

(五) 農村青年社の關係者及之が檢舉取調状況 長野縣に於て中心分子を檢舉取調たる結果に依れば本社の關係者と認めらるるものは別表(一)の如く、

- 一、創立者及農青運動の嚮導的任務を果したりと認めらるる者(甲)一三〇名、
  - 二、農青イズムを把握し之に依り解放を遂げんとする熱意と行動ありと認めらるる者(乙)九三名。
  - 三、農青運動に理解を有し(理論的把握に非ず)好意を持すると認めらるる者(丙)九六名。
- を算するの状況なるが、各府縣に於ける檢舉取調状況は五月末現在に於て檢舉者總數二二六名、内送局者三二名、起訴者一三名取調中の者七四名釋放者二二〇名なり。(別表(二)参照)
- 尙農村青年社提唱の自主分散の聯合組織は、その組織方針より觀るときは、果して農村青年社なる團體夫自體のみを結社と

觀るべきか、或は自主分散聯合組織農夫自體をも、一箇の組織體として(即ちこの運動方針に基き分散して自主的に無政府主義運動を爲しつつある分子を結社の組織員と看做して)結社と觀るべきかは、理論上論議の存する所ならんも、現在の法律適用の實際問題としては、農村青年社なる團體そのもののみを秘密結社とし、その關係者を結社加入又は目的遂行の法條に照して、處斷するを適當と認めらるるが、檢事局に於ても「農林青年社ハ暴力革命手段ニ依リ我國體ヲ變革シ、私有財産制度ヲ否認シ自由村落(自由コムミュン)ヲ樹立シ、其ノ自由聯合ニ依ル無政府共產主義社會ノ實現ヲ目的トスル結社」なりとして、(農村青年社のみを秘密結社と看做し)(註)その關係者を結社組織、加入及び目的遂行の法案に依つて夫々之を起訴せり。

(註)

(イ) 組織者ニ關スルモノ

(前略)「昭和六年二月十二日頃東京市外下落合(通稱目白文化村)八木のき方ニ於テ宮崎晃、八木あき、星野準一ト會合協議ヲ遂ゲタル上我國農村ノ現實生活中ニ政治權力ニ關ラズ「自主自治」「自給自足」ノ實踐ニ依リ村平和ヲ保持シツツアル所謂「無政府」ヲ多分ニ見、然モ之ガ自然的成長性ニ拘ラズ發展成長セザルハ政治、經濟、倫理等カ妨害ヲ爲シツツアルニ因ルト爲シ農村解放ハ之等妨害物ヲ除去シ「無政府」ヲ其ノ自然成長性ニ於テ發展促進シテ無政府主義革命ヲ完行スルニヨリテ之ヲ遂ゲ得ルト爲シ、茲ニ建設ニ於ケル破壊」ナル暴力論ヲ樹テ運動形態ヲ分散聯合組織ノ自主行動ニ置キ農村ヘノ無政府主義思想ノ浸潤ヲ通ジテアナーキ革命ニ動向ツケ自主自治、自給自足ノ實踐タル全村運動ニ誘導シ、蜂起單位タル各地區的團(一縣一郡)等ノ緊急ナル聯絡ニヨル同時蜂

無政府主義運動の状況

起ニ迄高揚シ都市無政府主義者ヲシテ都市燒却ノ役割ヲ演セシメツツ各地理的區劃ニ自由村落(自由コムミュン)ヲ建設シ各自由村落ノ自由聯合ニヨリ現政治權力等一切ノ強權、現經濟機構ノ廢滅シタル理想社會ヲ建設スベシト爲シ之ガ實踐團體タル農村青年社ヲ創立シテ以テ我國體ノ變革、私有財産制度ノ否認ヲ目的トスル結社ヲ組織シ(後略)

(ロ) 加入者ニ關スルモノ

(前略)「同社カ自主分散聯合組織ニヨリ我國農村ヲ中心トシテ無政府主義思想ノ浸透ヲ圖リ自主自治、自給自足ノ實行タル全村運動ヲ經テ各村ノ同時的蜂起及都市燒却ノ暴力革命手段ニヨリ我國體ヲ變革シ私有財産制度ヲ否認シ自由村落(自由コムミュン)ヲ樹立シ其ノ自由聯合ニ依ル無政府共產主義社會ノ實現ヲ目的トスル結社ナルコトヲ知悉ノ上同社ニ加入シ(後略)



別表(一)

農青関係者

府県	甲	乙	丙	計	備考
北海道	三	五	一	八	
東京	一三	一〇	二五	四八	
京都	一	一	一	三	
大阪	六	七	一	一三	
神奈川	六	四	三	一三	
兵庫	一	一	一	三	
長崎	二	一	一	三	
新潟	六	五	一	一二	
埼玉	二	一	一	四	
群馬	一	二	一	四	
千葉	六	五	一	一二	
茨城	五	二	一	八	
栃木	二	三	一	五	
山形	一	一	一	三	
青森	一	三	一	五	
岩手	三	一	一	五	
福島	六	一	一	八	
宮城	一	一	一	三	
長野	七	八	四	一九	
岐阜	二	二	一	五	
滋賀	一	二	一	四	
山梨	五	二	一	八	
静岡	六	二	八	一六	
愛知	三	二	二	七	
三重	一	二	一	四	
奈良	一	一	一	三	
和歌山	一	一	一	三	
徳島	一	一	一	三	
香川	二	一	一	四	
愛媛	三	二	一	六	
高知	二	一	一	四	
福岡	一	一	二	四	
大分	三	一	一	五	
佐賀	一	一	一	三	
熊本	一	一	一	三	
宮崎	一	二	一	四	
鹿児島	一	一	一	三	
沖縄	一	一	一	三	
合計	一三〇	九三	九六	三一九	

別表(二)

農村青年社関係者取調状況

(五月三十一日マデ報告アリタルモノ)

府県	検査者数	送局者数	起訴者数	取調中者数	釋放者数	備考
北海道	五	二	一	一	一	
東京	五	一	一	五	一	
神奈川	八	一	一	八	一	
大阪	九	四	一	一	五	
神奈川	八	一	一	八	一	
徳島	一	一	一	一	一	
和歌山	一	一	一	一	一	
山口	一	三	一	一	一	
広島	五	三	一	一	一	
岡山	一	一	一	一	一	
鳥根	一	一	一	一	一	
鳥取	一	一	一	一	一	
富山	一	一	一	一	一	
石川	一	一	一	一	一	
福井	一	一	一	一	一	
秋田	一	一	一	一	一	
香川	二	一	一	一	一	
愛媛	三	二	一	一	一	
高知	二	一	一	一	一	
福岡	一	一	一	一	一	
大分	三	一	一	一	一	
佐賀	一	一	一	一	一	
熊本	一	一	一	一	一	
宮崎	一	二	一	一	一	
鹿児島	一	一	一	一	一	
沖縄	一	一	一	一	一	
合計	一三〇	九三	九六	三一九		







運動日誌

國家(農本)主義運動

(月日) 五、上旬

大阪市所在、皇國農民同盟、委員長吉田賢一は、日本主義農民團體の統一運動を企圖し、千葉縣所在、皇國農民自治聯盟、石橋彌、富山縣所在日本農人社、大道重次其他を歴訪して機運醸成に努めつゝあり。

在京建國會に在りては、豫てより、日蘇修交斷絶、蘇國排撃の策動を爲し來りし所、五月六日、赤尾敏以下の代表者等は、首相官邸を訪問、請願書を提出したる外、蘇國出版物輸入商ナウカ社及同盟通信社内、露人通信社、タツス社との排斥、抗議等を繼續行ひつゝあり。

在阪八月會に於ては、同志社大學教授罷免問題に關し緊急幹部會を開催し、同大學排撃の建白書及決議文を作成し、首相、文相、内相等に提出すると共に關係方面に頒布せり。

五、四

天行會獨立青年社事件被告、浦上四郎、紅田友生の兩名は共に刑期満了して出所したり。

五、一

五、一五事件被告、頭山秀三は五月七日、本間憲一郎は本日、何れも刑の執行を受くる爲市ヶ谷刑務所に下獄せり。

五、一五

長野縣所在、信州改革同盟は、科學者聯盟と改稱す。

五、一五

愛國學生聯盟本部に於ては、其の事務所を、學生寮として、當時二〇名内外の會員を收容しつゝありたるが客年末、會長岩田愛之助の檢査收容後は、資金難等のため維持困難に陥り明大生松尾外三名を残し全部退寮せしむることとせり。

五、二九

大日本國粹會本部に在りては、岡山市公會堂に於て中國、四國役員大會並に講演會を開催す。(出席者一六〇名)

五、下旬

在京推神顯修會に於ては、五月二十四日より同三十日迄、九段靖國神社能樂堂に於て第三回曉天顯修會を開催、田島啓邦以下四十五名参加せり。

五、四二

立憲黨正會東京支部司會となり長野縣下妻野温泉に於て政治講習會を開催し田中總裁以下九十六名出席す。

五、五

立憲黨正會甲府支部部長飯塚塚三郎同支部理事長羽月廣行は去る衆議院議員選舉に於て他派候補者を應援せる爲會則違反を理由として除名さる。

五、四二

國社大阪府黨務局に於ては五月下旬名古屋市に於て開催の勞協全國代表者會議の期日切迫に伴ひ之が準備として

五、二 五、五

社大黨本部に於て農村關係議會對策協議會開催。 運動日誌

(社大)

衆議院内第一控室に於て、代議士會を開催、全國の勤勞大家に對し聲明書發表す。(本文参照)

五、二

社大黨縣聯在仙部長會議開催。

五、二

社大黨本部に於て農村關係議會對策協議會開催。

五、一〇

國社黨愛知縣黨務局は「國體明徴の精神を冒瀆する同志社大學に巢食ふ亡國學徒を糾弾せよ」と題する印刷物を作成各方面に發送す。

五、一二

新國同革正會顧問滿川龜太郎病死す。

五、一五

國社黨機關紙「勞働新聞」第八十四號約二千部は内容不穩の點あり發禁處分に附せられたり。

五、一七

國社黨愛知縣黨務局は名古屋市南區熱田新尾頭町金山説教所に於て支部全體會議を開催す。

五、二二

豫て結成準備運動中なりし大日本國民同志會(中堅人物住徳蔵)結成式を舉行す。

五、二二

新國同革正會縣下四日市、松阪、三重郡各支部(準)にありては代表者會議を開催し、二二六事件當時に於ける本部の曖昧なる態度に懐かずとし、席上脱黨届を作成即日本部宛發送したり。

五、二二

衆議院内第一控室に於て、代議士會を開催、全國の勤勞大家に對し聲明書發表す。(本文参照)

五、二二

社大黨縣聯在仙部長會議開催。

五、二二

社大黨本部に於て農村關係議會對策協議會開催。

五、二二

社大黨本部に於て農村關係議會對策協議會開催。

五、六

議會議制度及行政機構改革に關する決議案(一)研究資料(二)參照(三)國民生活安定に關する決議案(一)研究資料(參照)

五、一

「勞働組合法」(研究資料)(參照)院內事務局提出。

五、三

社大黨東京府聯の府會議員選舉對策委員會開催。

五、七

社大黨京都府聯常任執行委員會開催。

五、八

昭和六年法律第四十號中改正法律案(重要産業統制に關するもの)に對する修正案、院內事務局提出、提出者、片山哲(社大黨)笠井重治、三浦虎雄(以上第一控室)伊禮肇(國民同盟)

五、九

國民健康保險法制定に關する質問趣意書院內事務局提出、質問者三宅正一。

五、九

社大黨縣聯常任執行委員會開催。

五、二二

社大黨大阪府支部聯合會常任執行委員會開催。

五、二二

社大黨大阪府支部聯合會市民部委員會開催。



- 五、一三 案(研究資料)五)二十二日原案撤回要求の聲明書を發表せり。(本文参照)
  - 五、一三 本會議に於て衆議院議員選挙法中改正法律案提出者杉山元治郎説明す。
  - 五、二四 社大黨は、國民同盟並第二控室の強硬分子と提携、内閣不信任決議案を事務局に提出す。
  - 五、二四 退職積立金及退職手当法案本會議に上程さるゝを以て院内に代議士會開催聲明書決定發表。
  - 五、三〇 社大黨岡山縣支部聯合會結成準備委員會開催。
  - 五、三〇 社大黨常任中央執行委員會開催。
- 労働運動**
- 五、一 舊全勞神戸聯合會と舊總同盟兵庫縣聯合會との合同大會舉行す。
  - 五、一 各地に於てメーデーに代る座談會等の開催あり。(本文参照)
  - 五、四 勞農協議會結成を爲す。(本文参照)
  - 五、五 勞農無産協議會社大黨代議士に要請書手交す。(本文参照)
  - 五、六 港從擴大中央委員會開催。
  - 五、七 愛國勞働組合全國懇話會關東地方委員會開催退職積立金法案對策等を決議す。
  - 五、九 日本海員組合年度大會開催。(本文参照)
  - 五、一〇 組合會議政治委員會開催對策等を決議す。(本文参照)
  - 五、一〇 全評關西地評第一回評議員會開催對策其他を決議す。

- 五、一〇 勞農無産協議會委員會開催對特別議會方針書等決定す。(本文参照)
  - 五、一一 海員協會刑法改正請願書を貴衆兩議長に提出す。(本文参照)
  - 五、一九 舊海員組合大會決議事項を關係各官廳等に陳情書として提出す。
  - 五、一九 國際勞働局歐外國課長イーストマン夫妻來朝す。
  - 五、二〇 東支中央委員會開催役員改選を行ふ。(本文参照)
  - 五、二〇 組合會議退職積立金法案に關し態度聲明す。(本文参照)
  - 五、二五 新日本海員組合年度大會開催。(本文参照)
  - 五、二五 同上組合大會決議事項を運相及船員協會等に發送す。(本文参照)
  - 五、二六 組合會議退職手当積立金法案議會通過に際し態度聲明す。(本文参照)
  - 五、二八 產勞政治部委員會開催政治研究會綱領規約草案等決定す。
  - 五、三〇 組合會議政治委員會開催退職積立金法實施に關し政府に要請書を提出することに決定。
- 朝鮮人の運動**
- 五、一 時局柄メーデー禁止の關係上、大阪、長野、岐阜地方に於て策動の跡ありたる外、各地の在留朝鮮人は平穩に終始せり。(本文参照)
  - 五、一 在留朝鮮人團體大同協會中央本部に於ては、荒川區内所在各朝鮮人團體の懇談會開催を企圖中の處、本日「荒川區朝

- 五、三 鮮人社會事業同志俱樂部創立趣意書を作成し、關係團體に配布せり。
- 五、三 兵庫縣武庫郡御影町所在田中刺織工場の鮮人従業員より成る「朝鮮藝術研究會」は、本日神戸市灘區河原青年會館に於ける在留同胞春節慰安會に出演し、春に逢ひし若草「外三幕を上演せり。目下の處思想的傾向を認めざるも、在神文化團體と連絡する處あり、兵庫縣に於て其の動向注意中。
- 五、四 本日施行に依る兵庫縣尼崎市會議員選挙に立候補せる朴炳仁(前市議)は、一七三票、金龍鶴は、一四〇票の得票ありたるも落選せり。
- 五、八 大阪府内鮮融和事業調査會は、本日第四回總會を開催せり。(本文参照)
- 五、一四 私立「名古屋普通學校」は、經營者兼校長たる朴承宅(鮮乙)の檢學を機として廢校方針中の處、本日之が手續を完了せり。尙在學中の兒童一一〇名中七五名は、小學校に就學し、一〇名は、小學校特別學級に就學せり。
- 五、一五 警視廳に於ては、豫て麻薬密賣者檢學中の處、本日内地人三名朝鮮人八名を醫師法、藥品營業並藥品取扱規則、麻薬取締規則違反として送局せり。
- 五、一七 在東朝鮮藝術座に於ては、「朝鮮藝術座 ニュース」第一號を發行、關係方面に配布せり。
- 五、一八 山口縣宇部市所在鮮人團體「同和會」に於ては、本日より在住鮮女二六名に對し、内地料理講習會を開始せり。
- 五、二二 警視廳に於ては、麻薬中毒者救護會收容所主任趙聖木以

- 五、二八 下七名を取調中の處、逮捕、監禁、傷害、業務横領、暴力行爲等處罰に關する法律違反の事實により本日送局せり。(本文参照)
  - 五、三一 本日施行の愛媛縣今治市會議員選挙に立候補せる鄭米介は得票僅に二三票にして落選せり。
  - 五、三一 本日施行の福岡縣小倉市會議員選挙に立候補せる鮮乙俞慶淳は得票二五三票にて當選せり。
- 宗教運動**
- 五、一 東京市蒲田區所在日蓮會館内日蓮會青年部(昭和八年七月分月報参照)にありては同部發行のパンフレットを禁止處分に附したるは當局の不當彈壓なりと爲し、更に「殉教遺書」と題する抗議的文書を作成して各關係當局に郵送すると共に絶食療法と自稱して前記日蓮會館内に籠居を續け同會に對する社會の注意を喚起するに努めつゝあり。
  - 五、四 愛媛縣下所在の青島に於ては舊來島民悉く眞宗徒なりしが最近天理教の布教を爲すものありて島民間に信仰問題に關する紛争を醸すに至り、遂に寺總代奥村盛太郎外三名は「島會議」の決議を経て同縣知事其他に「天理教の布教は同島の經濟更生の爲有害なるを以て同教布教施設を不許可せられ度き旨の請願書を提出する所ありたり。
  - 五、四 日本メソヂスト教會は金澤市所在同教野町教會に於て第三十回北陸メソヂスト教會春季部會を開催し傳道方針等を可決す。



五、一六 目下水戸地方裁判所検事局に於て取調中の天津教々主竹内巨唐は豫て東京市内に保管委嘱中の所謂御神寶の提出を承諾したる爲本日其の全部を茨城縣特高課出張員に於て引取りたり。(四月分月報参照)

五、一三 光明思想普及會(生長の家)に於ては、北陸地方各縣下に本部講師を派遣して宣傳講演會を開催す。

五、一四 新潟縣中魚沼郡在住「人の道教團」信者等は同地醫師會との間に「教團誹謗」に關する紛争を惹起す。

五、一五 東京市芝區所在佛教聯合會に於ては「宗教法制定」「寺院佛堂固有境内地並墓地無償下戻法制定」に關する請願書を關係大臣に發送す。

五、一四 扶桑教人の道教團に於ては徳島縣を振出しに四國地方一帯に於て本部派遣講師の巡回講演會を開催す。

五、一五 奈良市所在天理親晴講梅原英三は「國教指定運動に就て」と題し天理教を國教に指定すべしと強調せるリーフレット一千部を作成したるが、其の内容不穩に互るものあり

五、中旬 鹿兒島縣警署第三種豫備役砲兵少佐堀之内巖は教育勅語を聖典とし皇祖天照大神を祭神とする「皇祖教」なる新宗教の開設を企圖し「皇祖教開教の御挨拶」と題する印刷物を各官公署及知友等に頒布せり。

五、一六 山形市佛教各派協和會に於ては人の道教團誹謗問題を惹起して同教團と紛争中の同市浄土宗寺院團體「淨友會」を支援し「ひとのみち教團批判佛敎講演會」を開催し、ひとのみち教團對排撃の態度を表明せり。

五、二六 全國神職會に於ては東京市日本青年會館に於て第二回神職會を開催し「神祇に關する特別官衙設置促進」に關する決議案を可決せり。

五、二七 神道天行居に於ては山口縣田布施町本部に於て楠公及楠公一族の慰靈祭を執行せり。

研究資料

國家(農本)主義運動

一、昭和維新と財政改革私見(本印刷物は五月十日富山市に於ける全國市長會議席上頒布されたもの)

昭和十一年四月

長岡市 木村清三郎

國家の現状は多事多難を極む。所謂躍進日本の設運に順應すべき積極的新政策を強行するには胡野一致、官民協力して事に當るべきは勿論、特に財政經濟に對する周到綿密なる省察考慮を拂ふべきは最も喫緊の要務なりと信ずる。就中第一の主眼とすべきは國防の充實を期する。一面農村の救済振興、中小商工業者の維持發達を圖ると共に他面負擔の公正を圖り以て國民生活の安定を確立するにある。蓋し政治の明朗化による國運の隆昌は初めてこゝに期待し得るのであるまいか、以下私見を披陳して識者の高教を仰がんとする所

國家(農本)主義運動

以も亦憂國の至情から出たもので、願はくはその不遜を咎むる所なく微衷を憐み斧正を惜み給はざらん事を。尙本稿は去二月中草了發表する豫定なりしも公私多忙遂に遷延今日に至つたものだが、其間恰も東京事件突發し廣田内閣の成立を見、昨今新聞紙上新内閣の政綱と共に各種新政策の發表喧傳せられたるもの少からず、特に全般的な増税斷行説の報ぜられたるが如きは重大關心事と云はなければならぬ、謂ふ所の全般的な増税案は財界並に産業界に大支障を來すものと思考さるゝを以て此見地から私見を世に問ふの必ずしも徒事ならざるを痛感し敢て卑見を草した次第である本文に入るに先立ちこゝに冒頭して識

者の諒解に備ふる所以。  
一般的大増税は不可  
今日、國家の歳計を見るに總額約二十三億の巨額に達してゐる。内約七億圓は赤字公債に求め、残十六億圓が國稅酒稅及煙草專賣益金その他に仰ぎ以て歳入出の均衡を保つのが實狀にある。然るに是を歳出に見るに十六億圓の内約半額は國債利拂ひ並に恩給を以て占められおるが此の情勢を以て將來を推さんか、赤字公債の爲め公債の累増底止する所なく恐らく百五十億乃至二百億に達する日も決して遠からざるべく、財政上の行詰りは遂に避け難きに至るは必然であらう不肖の深憂に堪えざるは此の點にある。かく財政は危殆に瀕し



つゝある一面、一日も等閑に附不能はざる國防の充實、國民生活の安定等々、急速に處理せなければならぬ重大且つ喫緊なる問題が眼前に迫りつゝある。勿論此等國家緊急の要務を處理するに其財源を公債に求むる事は敢て非とするに足らずと雖も、本邦即今の財界實情に鑑みいつ迄もその財源を赤字公債に求める事が果して可能であらうか頗る疑はしい、世上早くも大増税の必要を叫び政府當局に於いてもその意を暗示しつゝある所以も亦恐らく是が爲ではあるまいか。然りと雖も今日の情勢にありて大増税を斷行する如きは産業の發達を阻害し、人心を萎微せしむるの憂ひなきにあらず、私見としては一部の増税必ずしも不可とせざるも、此際新税として財産税を設くるの外相續税、所得税、營業收益税其他一部の改正に止め、前陳産業上の悪影響を顧慮して全般的な増税の舉に出づる事に反対せんと欲するものである。然らば非常時財政の危機を打開すべき方策手段は是を他に求めざるべからず、そもく何處に求むべきか。

電氣國營

まづ自分の思考に上るものは、電氣事業並に保險事業の國營である。非常時財政を建直し疲弊せる民力を復興する道として此二つを斷

行する事が最も適正にして又有効なりと信する。國營に移すには一時公債の發行數數十億に上るであらうが、年々増發する赤字公債と自ら事情を具にし電氣並に保險といふ大収益を生む事業の爲めに公債を發行するのであるから前途の見通しは暫く且明確につき得る。かくて國營によりて生ずる収益は是を國家の歲計に充當せしめんか、税法の改正による大増税に比し數段の利得を得るのみならず、産業に及ぼす副作用の悪影響をも来さず、寧ろ産業の振興に裨益する所甚大なるべきは多言を要せぬ。電氣國營は發電所並に送電線の國家經營を意味し、これが經營に就ては電力電燈の配給を市町村に管理せしめ、個人經營は、絕對に許可しないこととする。而して是が電力料は民間が會社の現行最低額に基準を置き、且メーター制を實施し低廉なる電力電燈を國民に利用せしめ因つて以て生活を緩和し産業を助成せしむると共に數億圓に達すべき國營による収益は擧げて國家緊急の事業特に國防費の財源に充當せしめんとするにあるのみならず一面此電氣國營は從來職者の痛嘆せる各種事業の都市集中を矯め、廣く各地に分散せしめ地方産業界を殷盛に導く機縁たらしむる事ができよう。勿論市町村に管理を委

保險國營

託するのであるから其管理より生ずる收入を以て窮乏に嘯く地方財政の補助に供せらるゝであらう。蓋しかの大増税案と對比し利害得失如何は多く議論を要せぬ事と信する。

第二には生命保險並に火災保險の國營である。この問題は既に多年各方面に論議されつゝあつたことで敢て繰り返したいとはいふが、自分の主張する點は保險事業を國營に移し且つ保險金の地方還元を重點を置き是を實行せしめんと欲するにある、即ち國營保險收入金の百分の八十を低利(年三歩)を以て各市町村に對し長期貸附の道を圖き地方の金融に資すべく、かつその取扱ひには比較的財政に恵まれ得る六大都市を除き相當手數料を附して市町村に委託し窮乏せる財政の匡救に裨益せしむべきである。又生命保險にして中途解約せんとする者に對しては其拂込金の全部を返還するも利子を附せざる規定としたい。火災保險にして前同様の場合には拂込金の半額を利子を附せず還附せしむるがよい。思ふに保險料として從來地方民が支拂ふ金額決して少しとせず從て資金の中央に集注偏在が免れずその結果地方の金融梗塞を來し疲弊を一層甚だしからしめざる事實は争ひ得ない、即ち保險金

を地方に還元利用せしむる事は最も公正であり、而も此事たるや國營にして初めて可能と言はざるを得ない。かく電氣並に保險國營を市町村管理に依る収益を以て地方の財政を幾分なりとも緩和せしめたい。

公債利子引下

昨年七月自分は時局に感奮し低金利政策の實行を提唱是を世の識者に問ふたが、それに對する所信は今に於ても何等變更する要を見ない、否、益々その切要なる所以を痛感しつゝある。即ち國債利子は擧げて二分に低下せしめ政府は議會の協賛を経て國家權力を以て高利公債の強制借替へを斷行する一面、法律を以て銀行、信託會社、信用組合に對し拂込資金の半額を所有せしむる事によつて富彙をして克く國家報効の義務を果さしむると同時に、國家は國債に對して何時たりとも日本銀行をして額面(發行價格)を以て買取取の制度とする。(公債發行後五ヶ年経過を云々)又國債發行手數料は百圓に付き五十錢と定める。既に公債にして利子引下げを斷行せば一般の利率も必然低下すべく、産業の勃興期して待つべきである。而も此事はやがて公債を所有せる富彙に對する一種の増税ともなる道理なれば、社會政策的意義も含有されて居るものと

國家(農本)主義運動

郵便貯金利下

見る事ができよう。

郵便貯金は庶民生活に至大の關係あるを以て公債利子二分に引下實行後と雖も同利率は二分四厘位に維持することはやむを得ないものと思ふ、同時に現行法貳千圓を千圓に改むべきである。

各種税法改正

現行税法中において根本的改正を要するもの少しとせぬが最も緊切なるは所得税、相続税、収益税の三種であつて、他に財産税の新設が問題である。所得税は從來綜合課税であるが是は須く單一課税ならしむべきだ。まづ所得税については是を見るに現行法は各種の所得を綜合して總額について課税しつゝあるが、是を單一税に改め勤勞所得、社債の所得營業収益等々それみ、別個に獨立せしめたものに課税するを最も公正と考へる。但し公債は二分利に低下するを以て是を無税とす。是と同様に官吏、軍人、銀行、會社員その他何人たるを問はず如何なる名稱の下にあつても贈與又は交付を受けたる所得に對しては所得税を賦課すべきである現行法にありては四百圓以上と規定されるも、中小商工業者の疲弊せる現状に鑑み是が免税點を所得税と同様千二

百圓に引上げ以て保護の政策に出づべきだと信する。更に商工業者のため團體貸附法の規定を設け救済の道を講ずることも肝要である、保護を要するもの獨り中小商工業者のみに止らぬ、北海道、東北六縣並に新潟縣の如きは地勢的に又天候的に惠澤甚だ非薄であつて特に長期積雪の爲め各種業態の受くる經濟的打擊頗る深刻なるものあり、上記の地方道縣に對しては、國家は本税及び附加税ともその十分の三を控除減免するを至當とする。特にここに附記し度きは各會社の収益に對しては是を源泉課税に改め果進法を適用し度い一事である。

相続税にありては現行法の累進率を最高倍額にすると同時に動産、不動産は勿論他の所有物件をも總括申告することとし、中間率は適當に改めると共に、從來無利子を以て延納を許可し來れる高額の納税義務者に對しては、年三分の利子を附し五ヶ年間の分納を許可する事に改めるがよろしい。府縣は相続税に對しては附加税として其百分の二十五即ち二割五分を徵收し所得税に對しては市町村に百分の二十五即ち二割五分の附加税を賦課し度い、かくて相続税の附加税にて縣の財政が緩和され所得税の附加税によりて市町村財政が救



はれるであらう。又、地租は農村の更生維持助成の爲め耕地に對する分は是を免除する。かつ自作者の田畑所有者の所得を免除し自作者以外の地主は田畑より取得する所得は合算し所得税を課するものとする。累年の凶作と積雪に悩む北海道、東北六縣並に新潟縣にありては田畑に對して十ヶ年間相當額の補助助成をなし以て民力の休養を圖り農村保護の實を示すべきである。

以上はさしあたり改正を希望する税法私見であるが世には現行税法の不備に乗じて合法若しくは不合法の手段に出て巧みに脱税補税を取てする者稀れとしない。此等に對しては、一面税法の缺陷を補修し他面監督調査を嚴重にし不正行爲に出づるの餘地無からしむる事によりて脱税の公正を期すべきである。蓋現在脱税或は補税による國家の未徴收額は一億圓以上にも上るであらうが今日の如き國家非常時に際しては嚴にかゝる不法非違を痛め、國民の良心を振起し進んで義務の履行に當り財政の窮乏に供へしめねばならぬ。

恩給法の改正

恩給制度は先般その一部の改正を見たるも未だ徹底せりと云ふを得ず、國家非常時に當面せる即今、一層此感なきを得ない。私見を以てすれば現行給附者の既得権を尊重し是を認め、今日以後任官する者には恩給法に代ふるに退職積立金制度を創設し堅實にして且つ最も合理的に運営すべき事を提唱し度いのである。

小作法の制定

農村の振興、農民の救済策として最も急を要するもの小作立法に如くはない。農民の負擔の軽減に就いては前掲税法に關する私見中田畑の免税を説いたが今日の農村を更生に導くにはそれだけではなほ足れりとせぬ。公正適切なる小作法を制定しその基礎を鞏固にし農民生活の恒久的安定を圖るの要がある。卑見としては田畑の收獲に就いてはその分配を地主三割五分、小作六割五分と規定しその檢見と決定とは市町村に地主側小作側各數名の委員を擧げ收獲高の公正なる協定を行はしめんとするにあり、かくしてこそ農村生活を脅しつゝある忌はしき小作争議もその後を絶

つに至るであらう。

教育費補助

最後に教育費國庫負擔法の改正であるが、是は全國市町村の教員給全額補助を建前とする、但し財政に恵まれつゝある六大都市のみは除外し度い。全額交付と雖も現行負擔法に多少増額せば足るものと信するが、もし不可能とせば人口の多寡を基準とし市町村の間に差等を附し一定の歩合を以て酌量するにせざる實行上支障を來さないであらう。たとへば人口三萬以下の町村には全額、十萬以下の市には百分の七十、三十萬以下には百分の五十、五十萬以下には百分の二十五を以てするが如き蓋し妥當ではないか。又小學校の建築に對する國庫補助の如きも前同様に相當の比率を定め支給するを適當としたい。而して此等財源は前條公債利子引下げによる剩餘金を以て是に充つべきである。但し鐵筋コンクリートの建築に對しては當該市町村の財政的餘裕ある事を示すものと見、交附する要なしと主張し度いのである。

政黨運動

一、労働組合法(社會大衆黨案 昭和十一年五月第六九回特別議會提案)

第一條 労働組合トハ労働條件ノ維持改善其他被備者ノ共同利益ヲ増進スルヲ目的トスル被備者十名以上ノ團體又ハ其ノ聯合ヲ謂フ労働組合ハ法人トス  
第二條 本法ノ適用ヲ受ケントスル労働組合ノ設立者ハ組合規約並役員ノ氏名及住所ヲ主タル事務所所在地ノ地方長官ニ届出スルコトヲ要ス  
第三條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ  
一、名稱  
二、目的  
三、主タル事務所  
四、組合員ノ資格ニ關スル規定  
五、組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定  
六、組合ノ大會其他ノ會議ニ關スル規定  
七、組合ノ執行機關其他役員ノ權限資格及任免ニ關スル規定  
八、加入金及組合費徵收方法並ニ會計ニ關スル規定  
九、組合ノ組合員名簿ニ關スル規定

政黨運動

十、組合規約ノ變更ニ關スル規定  
十一、組合ノ聯合及合併ニ關スル規定  
第四條 労働組合ノ大會ハ執行機關之ヲ召集ス組合員三分ノ一以上ノ者ヨリ其ノ目的ヲ定メテ召集ノ要求アリタルトキハ執行機關之ヲ召集ス  
第五條 労働組合カ組合員扶助ノ目的ヲ以テ販賣組合、購買組合又ハ生産組合ノ事業ヲ營ム場合ニハ産業組合法ヲ適用セス  
第六條 労働組合ニ對シテハ所得税、營業税及登録税ヲ免除シ又組合ト組合員トノ法律行爲ニ關シテハ印紙税ヲ免除ス  
第七條 労働組合ハ労働紛議ニ付役員其他ノ組合員カ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス  
第八條 労働紛議ニ際シテハ治安警察法、行政執行法、違警罪即決令大正十五年法律第六十號警察犯處罰令ヲ適用セス  
第九條 雇主又ハ其ノ事務員ハ労働組合タル故ヲ以テ被備者ヲ解雇シ、若ハ雇傭ノ申込

ヲ拒絕シ、又ハ脱退ヲ強要スルコトヲ得ス  
第十條 組合員ハ組合規約違反ニヨリテ組合又ハ組合員ニ及ボシタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス  
第十一條 労働組合カ雇主又ハ其ノ團體ト労働協約ヲ締結シタル場合ニ於テハ之ニ違反スル組合員ト雇主トノ單獨契約條項ハ無効トス  
第十二條 労働組合ハ聯合又ハ合併スルコトヲ得  
第十三條 労働組合ニハ本法ノ規定ヲ準用ス  
第十四條 労働組合ハ司法裁判所ノ判決ヲ經ルニ非サレハ解散セラルコトナシ  
第十五條 地方長官ハ労働組合ノ規約又ハ決議カ法令ニ違反スルモノアリト認メタルト



キハ警告ヲ發シ應セサル場合ニハ其ノ取消變更ヲ地方裁判所ニ出訴スルコトヲ要ス  
第十六條 第九條ノ規定ニ違反シタル雇主又ハ其ノ事務員ハ六ヶ月以上三年以下ノ懲役

ニ處ス  
附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス、本法施行ノ際現ニ存スル被債者團體ニシテ本法ノ適用ヲ

受ケントスルモノハ本法施行ノ日ヨリ六ヶ月内ニ第二條ノ手續ニ準シ届出ヲ爲スコトヲ要ス

二、母子扶助法案(片山哲提出及説明)

第一條 本法ニ於テ子トハ嫡出子、庶子、私生子及養子ヲ謂フ

ロ、刑務所ニ拘禁中ノ者  
ハ、三箇月以上所在不明ノ者  
ニ、失業セル者

第五條 扶助ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス  
第六條 扶助ハ扶助ヲ受クヘキ者ノ居住地ノ市町村長、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラサルトキハ其ノ現在地ノ市町村長之ヲ行フ

第二條 左ニ掲タル者貧困ノ爲生活スルコト能ハサルトキハ本法ニ依リ之ヲ扶助ス  
一 十五才未満ノ子ヲ養育スル寡婦ニシテ其ノ財産又ハ収入カ家族ノ生活ヲ保障シ得サルモノ

四 妊婦ニシテ分娩ノ爲扶助ヲ要スルモノ  
五 母ノ地位ニ代リテ子ノ養育ヲ爲スヘキ祖母、伯叔母、姉

第七條 市町村長ハ扶助事務ノ爲母子扶助委員會ヲ設置ス  
母子扶助委員會ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

二 離婚、別居又ハ遺棄セラレタル妻ニシテ十五才未満ノ子ヲ養育シ夫ヨリ扶助ヲ受ケサルモノ

第三條 第二條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クヘキ子カ十五才ニ達シタル場合ニ於テモ病弱、不具又ハ心身耗弱ノ爲勞働不能ナルトキハ十六才ニ至ル迄扶助ヲ受タルコトヲ得

第八條 本法中町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セサル地域ニ於テハ町村長ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

三 十五才未満ノ子ヲ養育スル母ニシテ子ノ父カ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ  
イ、疾病、不具、廢疾、老衰又ハ心身耗弱ノ爲其ノ家族ヲ扶養シ能ハサル者

第四條 扶助金額ハ一日母一人ニ付三十錢子一人ニ付二十錢トス但シ疾病ノ場合ハ臨時増額スルコトヲ得

附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

附則  
本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

理由  
爲し右に關する法律案を次期議會に提出すべし

理由  
一、現在の貴族院は華族制度を以て其の基礎とせるも今日に於ては華族は既に特殊の社會的勢力に非ず従つて之を特殊の政治機構

三、『議會制度及行政機構改革に關する決議案』

決議  
政府は此の際國政一新の爲速に議會制度選舉法行政機構及地方制度の改革に關し立案を

爲し右に關する法律案を次期議會に提出すべし

理由  
一、現在の貴族院は華族制度を以て其の基礎とせるも今日に於ては華族は既に特殊の社會的勢力に非ず従つて之を特殊の政治機構

に於て代表せしむる意義を失へるが故に華族制度の廢止を前提として貴族院を職能代表制に則つて改革すべし  
一、現代の衆議院は國民代表として其の基礎狹隘なるが故に大選舉區(一府縣一選舉區)比例代表制の採用有権者年齢を滿二十歳迄低下及選舉の完全なる公營を中心原則として選舉法を改正すべし

一、樞密院は御諮詢事項が餘り廣汎に互る爲め屢々施政に關與するの顯著なるものあり甚だ遺憾なるを以て御諮詢事項を整理縮少すべし  
一、現行の各省制度は不統一なるにつき廢合新設を行ふべし  
一、今日の地方制度は經濟の實情に即せざるもの甚だ多きが故に地方計畫及産業土地政

策を基礎として行政區劃を改訂し自治權の伸暢を目的として地方制度を改革し、特に町村自治體を經濟生活の線に沿ふて改組すべし  
是本案を提出する理由なり  
五月五日

四、國民生活安定に關する決議案

政府は組閣當時の聲明を實行し、國民生活の安定を實現するため左の如く社會立法を立案しこれを次期議會に提出すべし  
(一) 勞働者の勞働條件の維持改善を企圖する

勞働協約法を制定すること  
(二) 耕作農民の爲めに耕地權を確立する小作法を制定すること  
(三) 海軍法規審査委員會の決議による船員法

改正案を提出すること  
(四) 借地借家法を改正して居住權を確立し且その施行地域を全國各都市に及ぼすこと

五、農村窮乏打破に關する決議案(五月七日事務局提出)

提出者 杉山元治郎 片山 西 川 侯 晴 香 賛成者 第一控室全員 國同(由谷 義治 風見 章) 政府は速かに現下の政治的重要問題たる農村窮乏打破の爲に左の諸政策を立案し、次期議會に提出すべし  
一、耕作權の確立を内容とする小作法の制定

二、國營農業損害保險の制定  
三、小學校の經營費並同教員俸給の全額及就學兒童學用品等を含む義務教育費全額國庫負擔  
四、勤勞階級の自主的相互組織を基礎とする國民健康保險の制定  
五、農家負擔の徹底的整理の爲め農村負擔支拂豫令の制定  
六、農業生産資金の無担保融資  
右決議す

理由  
國民生活の安定農村救済は現内閣の建前なるにも拘らず、今期特別議會の會期の短期に藉口して之が具體的方策を明示せざるは吾等の甚だ遺憾とする所である。されば政府は國民大衆に對し組閣當時の公約に即し、農村窮乏打破の具體的政策を速かに具體化すべきは當然の義務なりと信じ、茲に決議案を提出するものなり。



一、...  
 二、...  
 三、...  
 四、...  
 五、...

### 外事關係

#### 概説

五月中に於ける國際情勢一般を概観するに、歐洲に於ては、五日伊軍の首都占領に依り伊エ紛争は一應終熄し、十一日エチオピア併合宣言を發し、エチオピア帝國の領土人民を伊太利王國の主權の下に收め、伊太利國王及び其の繼承者はエチオピア皇帝の稱號を取得せる旨の發表をなせり。之に關し、聯盟は、數次の理事會に依り夫が對策を論議せるも、何等の結論にも達せず。

三日の佛國總選舉に於ては、民衆戰線(急進社會黨、社會黨、共產黨等の統一戰線)の勝利に歸し、民衆戰線内閣の成立豫想せらるゝは、昨夏のコミンテルン第七回大會の決議に於ける第二インターナショナルとの提携の新方針と照合し注目し値すべし。

中華民國に於ては五日、憲法草案宣布せられ、更に、十四日憲法草案を議決する國民大會の組織法並に選舉法公布せられたり。十日、西南派の巨頭胡漢民の急逝あり南京政府に對する同派の今後の動向に相當の變化を生ずるに至るべし。



入國、居住、送還關係

一、護照所持者露國人の觀察取締

確實なる筋よりの通報に依れば、上海在住のソ聯邦人は、滿洲國入國に際しソ聯國籍を名乗る事を不利なりとし、在上海「ソロ」(露人團體にしてソ聯の手先なる由)を訪問、同所に勤務する辣腕家アファナシエフの助力を得て同人と共に上海市公安局に出頭、白系露人なりと稱して關東州通過査證を得、容易に大連經由入滿し居れりと謂ふ。殊に公安局は收入第一主義にて身許の調査等を爲さず、又此間の實情を知ると雖も賄賂により自由で發給し居る状態にて、現在公安局發給の護照を所持する者の裡にはソ聯邦人歎なからざる趣なり。

尙最近ソ聯當局は、浦鹽―上海間定期航路(貨物船)を利用し、浦鹽方面よりソ聯積極分子を渡航せしめ、此處にて前記の方法により白系露人に扮せしめ入滿せしめたるやの形跡もありたりと謂ふ。右情報は、單にソ聯邦人の秘密入滿方法を示し居るが如きも何時此種手段により渡日を企つる者なきやを保し難きに付將來上海市公安局發給に係る護照所持者に對しては相當注意の要ありと認めらる。

二、中國人(滿洲國人)入國禁止調 (昭和十一年五月中)

取扱官廳	本籍職業、氏名、年齢	禁 止 事 由	處 置
神奈川	廣東省高明縣 料理職 謝 彬 四六	大正八年四月横濱渡來、大正十三年五月以來中區本町に於て料理業を開業中昭和八年内妻千葉縣人あるに拘らず其の姪と私通する等不良行為あり昭和九年歸國、五月十三日香港より横濱入港の淺間丸にて渡來せるも所持金僅少のもの	五月十五日横濱出帆の秩父丸にて香港に送還
兵庫	浙江省奉化縣 洋服裁縫職 鄭 林 三二	四月二十九日上海より神戸入港の長崎丸にて渡來數年前より神戸市下山手通同昌洋服店々員として就働中なりしが昭和九年一月一時歸國中の處再渡來せりと稱せるも、取調の結果大正十一年横濱にて就働同十二年より昭和六年十一月頃迄神戸にて就働せることあり、今回本邦に就職の爲め雇傭關係を虚構して渡來せること判明	五月二日神戸出帆の長崎丸にて上海に送還
	福建省福州府 楊 齊 二〇	四月二十七日上海より神戸入港の龍田丸にて旭川市在住の實父楊和進と同棲する爲め渡來せりと稱せるも、北海道廳に照會の結果、楊和進は生活に窮し居るに付本名との同棲は要救護の處あり入國禁止方回答ありたり	同 右
	福建省福州府 陳 焯 宋(女) 三四	四月二十九日上海より神戸入港の長崎丸にて旭川市在住の夫任必泉の許に赴くと稱し渡來せるも、北海道廳に照會の結果任必泉は生活に窮し居るに付本名等の同棲は要救護の處あり入國禁止方回答ありたり	同 右
	山東省黃縣 料理職 呂 允 四二	五月七日大連より神戸入港のウラル丸にて兩館市所在日魯漁業會社露領漁場に料理職として出稼の爲め渡來せりと稱せるも、所持金僅少にして要救護の處あり	五月七日神戸出帆のウラル丸にて大連に送還
	福建省福州府 吳眼行商 林 運 三〇	五月十日上海より神戸入港の佛船セノソ一號石炭倉庫内に潜伏して密航渡來せるものにして人力車夫吳及鄭を除きては何れも本邦に在住せし事あり、林、陳、陽、吳、金、成、及、翁、は、犯、罪、無、許、可、勞、働、等、の、處、に、由、り、て、夫、京、都、警、視、廳、福、岡、富、山、及、大、阪、よ、り、送、還、を、受、け、し、も、の、な、る、處、本、邦、入、國、困、難、な、る、爲、め、密、航、を、企、て、嘗、て、長、崎、よ、り、送、還、に、係、る、陳、天、院、の、紹、介、に、て、密、航、	五月十三日神戸出帆のセノソ一號にて上海に送還
	支那蕎麥製造 楊 德 五		

入國、居住、送還關係



入國、居住、送還關係

吳金成 小間物行商 翁斗木 人力車夫 吳金三 吳金三 吳金三	周旋常習者上海十六號舖合興里十二號雜貨商毛全佛を知り各自四十圓宛を支拂ひて夫々偽名し渡來せること判明せり	五月十三日神戸出帆の熱河丸にて大連に送還
山東省榮城縣 船員 馬國二	五月十二日基隆より神戸入港の瑞穂丸にて本名所屬の中國船聖和號が川崎港に入港中に付乗船の爲め渡來せるが本名は基隆に於て阿片賣買常習の前科あり	五月十四日神戸出帆の上海丸にて上海に送還
福建省福州府 店員 郭順二	五月十一日神戸入港の淺間丸にて名古屋市居住曹瑞仁方店員就職の爲め渡來せりと稱せるを以て愛知縣に照會の結果身許不確實に付入國禁止方回答ありたり	五月十七日神戸出帆の秩父丸にて上海に送還
福建省福州府 郭菊三	五月十六日神戸入港の鹿島丸にて高松市居住の夫郭家森の許に赴くべく渡來せりと稱せるを以て香川縣に照會の結果郭は身許不確實にして既に徳島縣に轉出の旨回答あり	同右
福建省福州府 劉運三	五月十六日神戸入港の鹿島丸にて徳島市西新町居住の夫劉爲桂と同居の爲め渡來せりと稱せるを以て徳島縣に照會の結果劉は貧困にして妻と同居の資力なきに付入國禁止方回答あり	同右
廣東省南海縣 關佩二	五月十九日上海より神戸入港の上海丸にて神戸居住の同國人を頼り一ヶ月の豫定にて觀光の爲め渡來せりと稱せるも取調の結果神戸居住の中國人を相手に職業を目的として渡來せることを判明	五月二十一日神戸出帆の生駒丸にて上海に送還
福建省福州府 吳服行商 陳憲三	四月二十八日上海より長崎入港の長崎丸にて廣島縣居住中の翁廣昌の結果要救護の處あり入國禁止方回答ありたり	五月七日長崎出帆の上海丸にて上海に送還
福建省福州府 吳服行商 劉志二	四月二十四日上海より長崎入港の上海丸にて長崎市居住林梅昌の呼寄に依り行商從事の目的にて渡來せりと稱せるを以て林に關し取調べたる處引受能力なきに付き本名の入國は要救護の處あり	五月十一日長崎出帆の長崎丸にて上海に送還
福建省福州府 吳服行商 薛由一	五月十日上海より長崎入港の上海丸にて廣島縣下居住薛由方に赴き行商に從事の爲め渡來せりと稱せるを以て廣島縣に照會の結果本名の入國は要救護に至る處ありとの回答あり	五月十五日長崎出帆の上海丸にて上海に送還

浙江省 料理職 徐豐年	四月二十七日上海より門司入港の筑波丸にて東京市世田谷博雅にて料理職に從事する爲め渡來せりと稱せるを以て警視廳に照會の結果本名入國は要救護に至る處ありとの回答あり	四月三十日門司出帆の筑波丸にて送還
吳服行商 楊忠三	五月一日上海より門司入港の生駒丸にて廣島縣に赴き吳服行商に從事の爲め渡來せりと稱せるも人相骨格等より労働者と認められ廣島縣に照會の結果入國禁止方回答あり	五月四日門司出帆の三笠丸にて上海に送還
吳服行商 楊忠三	五月十一日上海より門司入港の三笠丸にて門司市居住歐存増方に赴く爲め渡來せりと稱したるが出迎へたる歐は船内の混雑に乗じ楊に對し金十圓を貸與所持金僅少(當時八十圓所持)に由る入國禁止を免れんとせざるを發見	五月十一日門司出帆の三笠丸にて上海に送還
唐禮一	五月二十二日上海より門司入港の摩耶丸にて廣島に赴く爲め渡來せりと稱せるを以て廣島縣に照會の結果勞働轉讓の處あり入國禁止方回答あり	五月二十五日門司出帆の三笠丸にて上海に送還

三、中國人(滿洲國人)送還調 (昭和十一年五月中)

取扱官廳	本籍、住所、職業、氏名、年齢	渡來後の經歷	送還事由	送還月日、出帆地、船名、行先地
北海道	福建省福州府 札幌市北十二條西二丁目 吳服行商 薛永五 薛永三 薛永八 郭秀二 郭永六 郭永三	昭和十一年三月萬引に依る窃盜容疑者ととして深川警察署に於て檢學四月十日旭川區裁判所檢事局に送致即日赴訴論豫となりたるもの、依て之等家族十名と共に送還	犯罪並要救護の處	五月一日、室蘭、春日山丸、上海
福建省福州府 釧路市黒金町十二丁目 料理職 陳親三	三銀	昭和七年十二月横濱より北海道に到り許可を得て飲食店營業を爲したるも不況の爲め負債多く要救護に至る處あり	要救護の處	五月十日、留萌、利順號、青島

入國、居住、送還關係



警視廳	浙江省永嘉縣 荒川區南千住町二ノ六一 黃國松方人夫 潘新榜 三一	昭和三年九月傘行商と稱し神戸に渡來 直に上京して運搬人夫となり轉々せる 處本國近親者より歸國取計方願出あり たるもの	無許可勞働	五月十二日、横濱、六甲丸上
	本籍同右 住所同右 人夫 吳順林 三一	大正十三年六月傘行商と稱し門司に渡 來、直に上京、更に昭和三年五月頃九州 地方を轉々、同五年七月再上京、人夫と なりしが、昭和十年三月荒川區南千住 町二ノ八四岡田作藏方に於て邦人二名 と花札を用ひ賭博せること判明、檢擧 送局起訴猶豫となれるもの	犯罪	同右
	浙江省鎮海縣 荒川區三河島町五ノ四〇五 清水武方 料理職 顏松 三五	大正十五年五月横濱に渡來、澁谷町所 在並木亭にて料理職に従事、轉々中結 核性脊髄炎に罹り就職不能となれるもの	要救護の虞	同右
	福建省福清縣 下谷區日暮里町一ノ一七九 六 理髮營業 陳依 三五	大正十二年九月長崎に渡來、京都にて 理髮職として轉々、同十四年十一月上 京せる處、昭和十一年一月長女信子(當 十年「死」に對し、主治醫下谷區龍泉寺 町白坂に過失ありたるものとの理由 にて白坂を恐喝金二百圓を取、檢擧 送局五月九日懲役六月三年間執行猶豫 となれるもの	犯罪	同右
	浙江省永嘉縣 城東區大島町一ノ一八五 甌瑞屋方 人夫 任仕 三巧	大正十二年一月傘行商と稱し門司に渡 來、神戸を経て同十四年六月上京運搬 勞働に轉豫市内を轉々せるもの	無許可並要救護の 虞	五月十八日、横濱、筑波丸上
	浙江省瑞安縣 城東區大島町一ノ一八五 人夫 王岩 二七	昭和二年八月暮口行商と稱し門司に渡 來、同九月上京して人夫となり市内を轉 々せるもの	同右	同右

大阪	廣東省南海縣 蒲田區蒲田町一三〇四 盧治廣方 料理職 李富 一八生	昭和六年八月横濱に渡來、料理職とし て同市内を轉々、同十一年二月上京肩 書に於て無許可にて就働中のもの	無許可勞働	同右
	浙江省青田縣 深川區石島町一九〇 和達利屋方 人夫 陳明 四五芳	昭和十年三月渡來せる處、登校途中に 於て出會せる女學生に對し、其の 近親者を訪問して種々贈物を爲し、其の を求めて結婚を申込たるも拒絶せらる ゝ、其の居宅附近を徘徊し、又同居主の 義妹に對して關係を迫る等の不良行爲 あり	素行不良	五月二十一日、横濱、天山丸 上海
	浙江省青田縣 深川區石島一六一 和合利屋方 人夫 金京和 三三	大正十二年七月傘行商と稱し門司に渡 來、愛知、靜岡、福島、青森等を轉々、昭和 九年十月上京、運搬勞働に従來せるもの	同右	同右
	浙江省鎮海縣 豐島區池袋一ノ六一八 陳志洪方 料理職 陳嘉 二二旬	昭和十年三月陳に同伴門司に渡來、直 に上京して無許可にて料理職に従事せ るもの	同右	同右
大阪	河北省寧邑縣 大坂市西區本田三番町一 店員 李享 二〇	昭和九年三月渡來、肩書六十三番館乾 生棧店員として豫働中、昭和十一年四 月十九日カルモチン九十錠を嚥下自殺 を企てたるもの	要救護の虞	五月三日、大阪、驛發列車にて 西下歸國せしむ



大阪	神奈川	兵庫	栃木	愛知
浙江省鎮海縣 上海(當時大坂市滯在) 貿易商店員 方志 二八強	廣東省中山縣 廣州市中區山下町一八 川島アバト 鮑 區 五五氏	浙江省鎮江 神戶市三宮町一二二徐寶生 理髮職 朱 信 二七宏	安徽省懷寧縣 明石郡垂水町鹽屋蘭人ブラ トシ方 給仕 舒 明 一七喜	浙江省青田縣 名古屋市中區福江町五ノ三 仲仕(山本三郎事) 孫 言 四二先
大坂市北區善源寺町五ノ四三細川武八 方雜貨仲介業藤木震太郎と共謀し方の 資金にて昭和十一年三月及四月の二番 に互り大坂にて購入の人間系百二十番 手一千六百封度を疊表及馬欄欄中に混 入發送の上上海に密輸出せるを五月二 日檢擧、大坂役關にて關稅法違反とし て各罰金百圓に處せられたり	昭和二年四月 渡來、檢査官警員たる實 子鮑常と同棲中、班紋類に罹りたるこ と判明傳染の虞あり論旨歸國せしむ	大正九年渡來、廣濱に於て理髮職に従事 せるが、昭和六年末歸國、昭和十年十月 神戶渡來就働中の處、性急、酒色に耽 り、五月二十二日海岸通一ノ一四理髮業 萬國館方に忍込み背廣服一着を窃取せ るを檢擧送局、起訴檢擧となれるもの	昭和十年二月縣下居住英人方給仕とし て渡來せるが、十一月神戶元町ホテル に於て無許可就働、更に本年一月肩書 の再轉する等轉々、要救護の虞あるも	大正九年十一月關釜連絡船にて下關渡 來、各地轉々後昭和六年七月より宇都 宮市押切町入四七津浦方の助方に於て 一般に許可せられざる互製造労働に従 事せるに付歸國方諭旨せるもの
犯罪	傳染性疾患	犯罪	要救護の虞	同 右
五月六日、神戸、上海丸、上海	五月十六日、横濱、エムプレス オブカナメ號、香港	五月二日、神戸、長崎丸、上海	五月六日、神戸、上海丸、上海	五月十三日、名古屋、六甲丸、上 海

廣島	山口	福岡	鹿兒島
福建省福清縣 住所不定 吳服行商 林 三 三五利	福建省福清縣 當時熊本市出水町國府陳福 玉方 吳服行商 陳 光 三〇煌	廣東省開平縣 小倉市西魚町 料理職 周 迺 三〇金	福建省福清縣 出水郡高尾野町 魏 起 四三壽
吳服類竊盜の廉により四月十五日吳區 裁判所檢事局に送致、起訴檢擧となれ るもの	大正十二年三月渡來、昭和八年十二月 大分縣北海部郡四浦村看護婦指原ウメ (二十年)と内縁を結びたるがウメは昭 和十年九月所在不明となれるを以て其 の探査の爲め山口市に到りたる處、同 市油屋町中村岩吉方店頭より九十圓餘 の商品を引せられ山口刑務所に服役五月 十五日滿期出所せるもの	大正十二年一月渡來、門司、長崎等を轉 々、性粗暴にして急病、大分縣大野郡重 岡村河野民子(二八年)を内妻とせるが 最近民子を虐待し失職中のもの	大正二年一月渡來、長崎、福岡を経て大 正七年鹿兒島轉入吳服行商に従事した りしが、昭和十年五月頃より無許可就 働中のもの賭博前科二犯
同 右	同 右	素行不良、粗暴要 救護の虞	無許可労働並犯罪
四月十九日吳驛發列車にて長 崎經由送還	四月二十五日福山驛發列車に て長崎經由送還	五月十五日、門司、摩耶丸、上海	五月七日、長崎、上海丸、上海



### 外謀取締關係

#### 一、ソ聯邦大使館一等書記官の要塞地帯法違反事件

東京市麻布區狸穴町一番地  
ソ聯邦大使館一等書記官兼總領事  
イサーク・ナウモウイチ、デイチマン  
(當四十歳)

右者四月五日同大使館參事官ライウクドと共に家族同伴大使館用自動車(自ら運轉す)にて神奈川縣逗子町に旅行「なぎさ」ホテルに投宿し、附近の要塞地帯を所持せる十六ミリ映畫機にて撮影せるを同地出張中の警視廳員により發見せられたり。本名は歸京後京橋區銀座西六丁目コダツク、ジヤパン、リミツテッド(經營主米人R・B・デマリー)に該フィルムを現象を依頼せる事判明せるを以て經營者デマリーに交渉し、フィルムを秘に檢閲するに、神奈川縣逗子町「なぎさ」ホテル裏一帯並逗子灣口より背後の高地一帯の要塞地帯を五十呎撮影せるものにて、將に要塞地帯法第七條違反明確となりたるも、本名の身分(治外法權)を考慮し、一應該フィルムを押收の上、外務省を通じ本名をして謝罪せしめフィルムを任意提出せしむるに止めたるが本名はこの外にも大使館自動車を運轉し、屢々信號を無視する等取締規則に違反するの行爲ありたるを以て併せて大使館に注意喚起し置きたり。

#### 二、外謀客變舊露國人の行動

東京市京橋區木挽町一ノ一三草莊アパート止宿哈爾濱エコノミスト社員舊露國人「レオニード・クジミツク・グロースマ

シ」當三十九年は昭和十年七月同社員リスアニア國籍「ナタン・ミハイロウイチ・フィチエル」と同伴渡來日滿商工年鑑の資料蒐集並廣告募集の爲と稱し、滿洲國大使館員の紹介にて外務省、内務省社會局、商工省、東京商工會議所等より紹介狀を入手せるを奇貨とし誇大に宣傳して本邦各地の官公署、商工會議所、重要會社、工場等を訪問しつゝあるを以て注意中の處、同僚「フィチエル」は其の後歸哈本年二月哈爾濱日本憲兵隊に於て檢舉取調の結果、同名は在哈蘇聯總領事館の諜者として産業經濟事情に關する諜報活動に従事し居りたること判明、本年五月二日追放處分に附せられたる事實あり、「グロースマン」に關しては目下の處具體的事實發見に至らざるも同種人物なるやも難計に付本名の立廻並其の行動に就ては嚴重注意の要あるものと認めらる。

#### 三、外國人の重要箇所視察事例 (昭和十一年五月中)

視察人物	日時及場所	視察内容	備考
駐日米國大使館付武官 航空兵少佐 ゼー・エフ・フィリップス	四日 群馬縣太田町所在中島飛行機製作所	組立工場等秘密箇所を除き十二工場	質問に對しては適宜回答
砲兵大尉 アール・ビー・ペーパ	七日 明野陸軍飛行學校	全般	同右
	八日 各務ヶ原飛行第一聯隊第二聯隊	全般	同右
	十四日 太刀洗飛行第四聯隊	全般	同右
	十五日 私立名古屋飛行學校 三菱重工名古屋航空機製作所	飛行機及校内事務所及格納庫を外部より	質問なし
	十六日 八日市飛行第三聯隊	全般	質問に對しては適宜回答



照會月日	照會者	被照會者	照會内容	申報府縣名	摘要
五月、一六	在東京ボーランド公使館書記官 テイ・トラウインスキー	小樽商工会議所	北海道に於て米並に馬鈴薯より製造する澱粉の一九三三年より一九三五年に至る毎年生産高、製造工場数、同工場所在地、生産能力、輸出数量、價格輸出先等	北海道	不回答
五月、一一	長崎駐在英國領事 エッチ・エッチ・トーマス	長崎税関	長崎税関管轄諸港に於ける昭和七年より昭和十年に至る間、臭素、臭素加里及臭素ナトリウムの國別輸出統計	長崎	不回答
五月、一〇	駐日獨逸大使館付武官 海軍大佐 ビー・ダブルユー・ヴェネツケル	二十六日 播磨造船所 二十八日 吳海軍工廠 二十九日 廣航空廠 廣海軍工廠	鍊鐵外四工場 全般見學 隊内及廠内見學	同右	相當質問あり適宜回答 特異の質問なし
五月、九	駐日波蘭公使館付武官 陸軍少佐 エー・ブシユビルスキー	九日 太刀洗飛行第四聯隊 十日 久留米戰車第一聯隊	營舎及格納庫 戰車操縦及實包射撃の状況	同右	

四、國情調査客員照會調 (昭和十一年五月中)

社會運動の國際的連絡關係

北米方面より邦文左翼出版物の送付に依る社會運動の國際的連絡は、最近稍減少の状態にありしが、本月に入りて其の活動は相當活潑となれり。本月中に於ける重要な事例を擧示すれば次の如し。

發見月日	發送者	送付先	事	例
四、三〇	ロスアンゼルス	大分縣中津市東本町一丁目九州地方評議會内 穂坂六郎	映畫物がたり「吾れ天下を取らば」(國際通信パンフレット第七輯・昭和十年五月號) 内容 共產主義を謳歌するもの	
五、八	ロスアンゼルス	全農福井縣松野宛	一、「まつしぐら」と題する四六判十五頁の小冊子一部 内容 二、二六と其後に來るもの 三、二六事件を他國民はどう思つたか? 四、日本主義者共の勢力糾合運動	
五、一三	ロスアンゼルス	下關市丸山町 全評下關自由労働組合 田本重夫	一、「統一メーデーの爲に」と題する檄文一部 内容 二、「まつしぐら」に昭和十一年四月附小冊子一部 三、「統一メーデーの爲に」と題する檄文一部 四、「日本は何なる?」(昭和十一年四月附小冊子一部)	
五月中旬	シヤトル	千葉市内 社會大眾黨員	一、「今日の問題」(昭和十年十二月三十日附時局パンフ第二輯) 二、「新しい形態の組織」(昭和十年十二月二十日附) 三、「海上通信」(昭和十年十二月二十日附) 四、「日本はどうなる?」(昭和十一年四月附小冊子一部)	
五月中旬	ロスアンゼルス	千葉縣下 關係方面	一、「今日の問題」(昭和十年十二月三十日附時局パンフ第二輯) 二、「新しい形態の組織」(昭和十年十二月二十日附) 三、「海上通信」(昭和十年十二月二十日附) 四、「日本はどうなる?」(昭和十一年四月附小冊子一部)	
五月中旬	北米方面	警視廳管下 某所	一、「今日の問題」(昭和十年十二月三十日附時局パンフ第二輯) 二、「新しい形態の組織」(昭和十年十二月二十日附) 三、「海上通信」(昭和十年十二月二十日附) 四、「日本はどうなる?」(昭和十一年四月附小冊子一部)	
五月中旬	北米方面	警視廳管下 某所	一、「今日の問題」(昭和十年十二月三十日附時局パンフ第二輯) 二、「新しい形態の組織」(昭和十年十二月二十日附) 三、「海上通信」(昭和十年十二月二十日附) 四、「日本はどうなる?」(昭和十一年四月附小冊子一部)	



情報其の他

一、ソ聯政府の白系露人開放大赦令並之に関する歸國勸誘方訓令

情報によれば四月二十三日蘇聯當局は白系露人對策として在外自國大使館及領事館宛標記の如き示達訓令を爲したる趣なるが、之が内容摘記すれば次の如し。

(一) 大赦令 ソ聯政府は近き將來に於て、私有財産を返還し、商業の自由、労働の自由を認め、更に、國內戦に参加せる者も赦免し名實共に諸君の祖國たらしむべし。

(二) 白系露人歸國勸誘方訓令 近時日本、獨逸の侵略的傾向濃厚にして、祖國が危機に直面しつつあり、同民族の過去に於ける葛藤は第三者に利用せらるゝの虞あるを以て須らく吾人相互間に於て注意せらるべきものなり。

祖國を思ふ舊露國將校兵士諸君はこの機を逸せず歸國すべきなり、吾人は諸君の人權を保護し、就職の斡旋を爲すべし。諸君は安じて歸國せらるべし、祖國に於ては親友の如く諸君の歸國を歓迎す。

四、	五、	六、	七、	八、
九、	十、	十一、	十二、	十三、
十四、	十五、	十六、	十七、	十八、
十九、	二十、	二十一、	二十二、	二十三、
二十四、	二十五、	二十六、	二十七、	二十八、
二十九、	三十、	三十一、	三十二、	三十三、
三十四、	三十五、	三十六、	三十七、	三十八、
三十九、	四十、	四十一、	四十二、	四十三、
四十四、	四十五、	四十六、	四十七、	四十八、
四十九、	五十、	五十一、	五十二、	五十三、
五十四、	五十五、	五十六、	五十七、	五十八、
五十九、	六十、	六十一、	六十二、	六十三、
六十四、	六十五、	六十六、	六十七、	六十八、
六十九、	七十、	七十一、	七十二、	七十三、
七十四、	七十五、	七十六、	七十七、	七十八、
七十九、	八十、	八十一、	八十二、	八十三、
八十四、	八十五、	八十六、	八十七、	八十八、
八十九、	九十、	九十一、	九十二、	九十三、
九十四、	九十五、	九十六、	九十七、	九十八、
九十九、	一百、	一百〇一、	一百〇二、	一百〇三、



佐々木 爲

嚴  
秘

# 特高外事月報

昭和十一年六月分

内務省警保局保安課



凡 例

- 一、本資料は各月中に於ける社會運動其の他に關し特高外事警察事務上参考となるべき情勢の概要及重要なる關係出版物を輯録するものとす。
- 一、下記種別中其の月に於て特記すべき重要事項なかりしものは之れが記述を省略す。
- 一、本資料は當該月末日迄に到達せる廳府縣の情報に據りて記述す。
- 一、記事締切後到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

特 高 關 係

- 一、共產主義運動
- 一、國家(農本)主義運動
- 一、政黨運動
- 一、労働運動
- 一、農民運動
- 一、商工運動
- 一、水平運動
- 一、朝鮮人運動
- 一、宗教運動
- 一、無政府主義運動
- 一、其の他の運動
- 一、消費組合運動
- 一、借家人運動
- 一、其の他

外 事 關 係

- 一、入國、居住、送還
- 一、外謀取締關係
- 一、社會運動の國際的連絡關係
- 一、情報其の他



特高關係

(運動狀況)

- 一、概説……………一
- 一、共産主義運動の狀況……………四
- 一、日本労働救済會準備會の運動狀況……………四
- 二、日本無産者醫藥同盟の運動狀況……………五
- 三、學生運動の狀況……………六
- 四、プロレタリア文化運動の狀況……………七
- 五、帝大セツツルメントに於ける人民戦線に關する講義……………八
- 六、新興佛教青年同盟の人民戦線運動……………九
- 七、治安維持法違反起訴者……………一〇
- 一、國家(農本)主義運動の狀況……………一〇
- 一、叛亂事件審理狀況(其の三)……………一八
- 二、相澤中佐に對する上告審判決……………二〇
- 三、五・二五事件受刑者(元陸軍士官候補生)の出所……………二一
- 四、鈴木侍從長に對する脅迫文郵送事件……………二三
- 五、國本社の解散……………二三
- 六、國家(農本)主義團體の嚴禁統一運動……………二五
- 一、政黨運動の狀況……………三一
- 一、新日本國民同盟の情勢……………三一
- 二、大日本生産黨の情勢……………三三
- 三、愛國政治同盟の情勢……………三六
- 四、立憲養生會の動靜……………三八
- 五、社會大衆黨の動靜……………三九
- 六、東京兩府縣會議員選舉に於ける各政黨團體の運動狀況……………四一
- 一、労働運動の狀況……………四七
- 一、労働團體等の東京、神奈川府縣選舉闘争……………四七
- 二、組合會議擴大執行委員會等の狀況……………五〇
- 三、労働無産協議會の動靜……………五二
- 四、愛國労働組合全國懇話會の情勢……………五三
- 五、日本産業労働俱樂部の政治闘争進出狀況……………五四
- 六、國際労働局歐外國課長來朝狀況……………五七
- 七、吳羽紡績株式會社吳羽工場の争議……………五七
- 一、農民運動の狀況……………六一
- 一、農村關係諸團體の運動狀況……………六一
- 二、全農近畿地方協議會開催狀況……………六四
- 三、新潟縣北蒲原郡堀越村に於ける小作争議……………六五
- 四、鳥取縣東伯郡に於ける土地會社對小作人組合間に於ける小作争議……………七〇

- 五、小作争議防止委員會等の活動概況……………七四
- 一、商工運動の狀況……………七五
- 一、全國米穀商組合聯合會の運動……………七五
- 二、藥劑師會等の運動……………七六
- 三、醫師會の運動……………七七
- 四、全日本商店會聯盟の運動……………七八
- 一、水平運動の狀況……………七九
- 一、全水中央執行委員長松本治一郎の無産政黨統一運動……………七九
- 一、朝鮮人の運動狀況……………八一
- 一、在京朝鮮人留學生團體の統一運動……………八一
- 二、朝鮮藝術座の動靜……………八三
- 三、東洋セメント小倉工場に於ける労働争議……………八四
- 四、密航朝鮮人輸送船並密航ブローカーの檢舉……………八五
- 一、所謂人民戦線運動の狀況……………一一三
- 五、在支不逞鮮人の近況(其の三)……………八七
- 六、朝鮮人の内地出入狀況……………九二
- 一、宗教運動の狀況……………九三
- 一、大本事件の狀況(其の五)……………九三
- 二、類似宗教「總本教」に對する取締狀況……………九七
- 三、宗教(信仰)を利用する不正行爲の取締……………九九
- 一、其の他の運動狀況……………一〇二
- 一、元女優高島愛の不敬事件……………一〇二
- (雜 錄)
- 一、特高關係主要機關紙發行狀況……………一〇四
- 一、運動日誌……………一〇五
- 一、主なる社會運動團體一覽表……………一一一

外事關係

- 一、概説……………一二三
- 一、入國、居住、送還關係……………一二三
- 一、中國人(滿洲國人)入國禁止調……………一二四
- 二、中國人(滿洲國人)送還調……………一二五
- 一、外謀取締關係……………一三一
- 一、蘇聯邦系外謀容疑邦人の送致狀況……………一三一
- 二、外國人重要箇所視察事例……………一三三
- 三、國情調査容疑照會調……………一三四
- 一、社會運動の國際的連絡關係……………一三五
- 一、情報其の他……………一三六
- 一、「ゲ・ベウ」密偵黃日順の逮捕……………一三六
- 二、ソ聯邦通商代表部員所持の邦字赤化宣傳パンフレット……………一三八



- 一、 共産主義運動の分界に於てはプロレタリア文化團體の簇出、學生運動の擡頭等漸次再興の氣運を示しつつあるが最近更に反ファツシヨ人民戦線運動の抬頭を機とし種々なる策動を見るに至れり。即ち極左分子はコミンテル第七回大會の決議に基き本運動の展開を企圖し之を利用せんと蠢動しつつあるの模様あり、又合法場面に於ても過般の東京府、神奈川縣下に於ける府會議員選舉運動に於て加藤勘十一派が人民戦線に關する演説をなせし以來本問題を中心とする論議策應が漸次繁からんとするの狀勢なり。而して勞農無産協議會は本運動の推進力たらんことを期し積極的活動を開始したるが、非合法分子はその裏面に於て之が指導權を把握すべく頻に策應しつつある狀況なり。
- 二、 國家主義派にありては専ら戦線の統一竝に其の強化擴大によつて將來の運動を進展せしめんとし、既に政黨の戦線統一體として大阪に維新政黨結成準備會結成され、愛國農民團體の統一準備組織として皇國農民團體結成關東地方準備會の結

特高關係

- 一、 津浦入道運動の傾向の概観
  - 一、 津浦入道運動の概観
  - 二、 津浦入道運動の分界
  - 三、 津浦入道運動の展開
  - 四、 津浦入道運動の展望
- 一、 津浦入道運動の概観
  - 一、 津浦入道運動の概観
  - 二、 津浦入道運動の分界
  - 三、 津浦入道運動の展開
  - 四、 津浦入道運動の展望
- 一、 津浦入道運動の概観
  - 一、 津浦入道運動の概観
  - 二、 津浦入道運動の分界
  - 三、 津浦入道運動の展開
  - 四、 津浦入道運動の展望

特高關係

運動狀況

概説

六月中に於ける各種社會運動の傾向を概観するに、叛亂事件發生後既に四ヶ月を經過し戒嚴令下の特別議會も終了したるを以て、全陣營に互り戒嚴解除も近きにありとの期待の下に解除後の對策に専念し居れる模様なるが其の主要なる情勢を掲ぐれば概ね次の如し。

(一) 共産主義運動の分野に於てはプロレタリア文化團體の簇出、學生運動の擡頭等漸次再興の氣運を示しつつあるが最近更に反ファツシヨ人民戦線運動の抬頭を機とし種々なる策動を見るに至れり。即ち極左分子はコミンテル第七回大會の決議に基き本運動の展開を企圖し之を利用せんと蠢動しつつあるの模様あり、又合法場面に於ても過般の東京府、神奈川縣下に於ける府會議員選舉運動に於て加藤勘十一派が人民戦線に關する演説をなせし以來本問題を中心とする論議策應が漸次繁からんとするの狀勢なり。而して勞農無産協議會は本運動の推進力たらんことを期し積極的活動を開始したるが、非合法分子はその裏面に於て之が指導權を把握すべく頻に策應しつつある狀況なり。

(二) 國家主義派にありては専ら戦線の統一竝に其の強化擴大によつて將來の運動を進展せしめんとし、既に政黨の戦線統一體として大阪に維新政黨結成準備會結成され、愛國農民團體の統一準備組織として皇國農民團體結成關東地方準備會の結



成意見、又東京の各大學專門學校の右翼學生を統一せんとする關東學生協議會結成準備運動行はれ、更に京都所在純正日本主義團體共同協議會を中心とする所謂「全國純正日本主義青年思想團體の統一促進運動」等何れも陣營の統一による強力なる活動の準備中にある。尙新日本國民同盟は從來の非選舉黨としての態度及排他的獨善主義を拋棄して政治運動を是認し愛國團體統一運動を支持する方針の下に更生策の樹立に奔走しつゝあり、大日本生産黨亦戰線統一運動の對策として先づ新職制と新役員を決定して陣容の整備と黨勢の挽回に努めつゝあり。

(三) 社會大衆黨は曩に全國的遊説の計畫を準備し來る七月上旬關西地方を手始めに全國的に日程及本部派遣代議士を決定する所あり。

(四) 労働組合にありては日本労働組合會議は亞細亞労働組合會議、年度大會等の開催準備に奔走し始め、愛國労働組合全國懇話會はメーデー廢止の運動を開始し、日本産業労働俱樂部は從來の政治闘争否認の態度を變更し、將來政治結社を組織して愛國政黨に合同する意圖の下に其の基礎組織として政治研究會を結成する所あり。

(五) 在京一部民族主義系朝鮮人學生は既に計畫中にありたる在京朝鮮留學生團體の統一運動を進展せしめ六月二十五日「朝鮮人留學生研學會」として創立總會を開催し、將來一般鮮人を糾合して民族意識を高揚する組織的機關の確立を企圖する所あり。

之等各派の運動は戒嚴解除後愈々熾烈化せんとするやに認められ其の動向注目し價する所なり。

以上の外本月中に於ける特高警察上特記すべき事象を擧ぐれば、昨年末以來東京市所在大學專門學校一部學生の提唱せる全國大學高專雄辯同盟に對抗する關東學生雄辯聯盟の組織は、六月二十日二十三日の兩日組織準備會を開催し近く結成大會を開催する運となれり。

叛亂事件參加將校に對する求刑は六月六日香田清貞以下十八名及常人村中孝次、磯部淺一、澁川善助に對し死刑、山本又に對しては禁錮十五年、今泉義道に對しては禁錮七年の求刑あり。相澤中佐の上告審は判主長牧野正迪少將判主木村、馬場兩大佐、小川、藤井兩法務官、大塚檢察官、角岡、菅原兩辯護人にて六月二十三日第一回公判開廷せられ被告人缺席の下に劈頭より公開禁止裡に辯護人の上告理由開陳に引續き檢察官の論告あり、第二回公判は同月三十日之亦被告人缺席の儘開廷判主長より上告棄却の判決あり死刑確定するに到れり。又五・一五事件受刑者元陸軍士官候補生後藤映範以下十一名は五月三十一日刑期滿了六月一日出所し之等は大部分滿洲國軍官に就任するやの趣なり。

六月十日東京府、神奈川縣下に施行せられたる府縣會議員選舉に際し特高關係政黨及團體よりは社大黨三十名愛國政治同盟、立憲養生會より各二名其の他國家主義政黨團體より四名、各無産團體より八名を夫々擁立して選舉運動を行ひたる結果、社大黨は二十三名、無産團體より四名の當選を見たるに反し國家主義政黨は候補者九名中當選者僅かに一名を出したるに過ぎず、更に社大黨は京都市會議員補缺選舉に際し各區より一名宛四名を立候補せしめ内三名當選し、新潟縣長岡市會議員選舉には二名立候補し二名共當選したり。

産業組合中央會にありては近く米穀自治管理法施行令公布さるゝに備ふべき方策として産業組合をして米穀統制組合の事業代行を爲し得る準備工作(主として定)を爲すべく六月十六日全國支部長宛指令を發したり。帝國農會は六月十九日農政委員會を開き政府の明年度豫算編成に際し要望すべき事項を協議決定し、更に從來の運動は議會開會中のみ行ひ來りたるを今後は常時之を行ひ得るやう機構を整備し臨機に機關の活動を促進せしめ地方輿論の喚起統制に努むることに決せり。

全國水平社執行委員長松本治一郎は特別議會前より無産議員職線統一の爲め奔走し來りたるが、最近無産代議士の招待會



を開催し或は今次の東京府會議員選挙に當選したる無産政黨所屬議員を料亭に招待する等頻に社會大衆黨及勞農無産協議會の感情融和及提携工作に努むるところありたり。

六月末に於ける大本事件取調状況は、檢舉者總數六五九名に達し、内起訴者四五名(六月中)起訴留保者三名、起訴猶豫者三十名に及び其他各地方より起訴意見を附し京都府當局に送致せるもの二十名、起訴猶豫意見を以て當該地方検事局に起録のみ送致したるもの六十餘名に達せり。

終りに海外不逞鮮人一味の動靜を見るに、彼等は最近日蘇開戦近きにありと見越して或は所屬尖鋭闘士を各方面に派遣し若は各種記念日運動に没頭しつゝありて、其の活動愈々活潑を加へつゝあるを以て其の動靜に就ては嚴密警戒を要する所なり。

### 共産主義運動の状況

#### 一、日本勞農教授會準備會の運動状況

##### (一) 大阪支部の活動状況

勞救大阪支部に於ては、豫而六月七日の國際連帯デーに對する活動準備中なりしが、大阪府に於ては勞救名義に依る一切の大衆運動を阻止する方針の下に之を論旨中止せしめたるに、更に六月十四日「國際連帯デー」勞救の記念日、大衆的に茶話會へ参加しやう」と題する宣傳印刷物を撒布せるに依り、書記速見泰明を召致し論旨中止せしめたり。

然るに同指導部にありては、來る七月中旬を期し、之に代替する意義を含め東成診療所開設三週年記念カンパを遂行すべく劃策中。

##### (二) 東成診療所書記決定

勞救大阪支部所屬東成診療所にありては、曩に書記小倉温自檢舉せられ其後殘留幹部に於て陣容の整備に努め居たるが、六月二十四日井藤譽志雄(元勞農辯護士團員にして刑の執行猶豫者)之が後任書記として就任し、家庭保險會等と連繫し活動中にあり。

#### 二、日本無産者醫療同盟の運動状況

##### (一) 新潟縣下醫療組合組織準備會の活動状況

中蒲原郡龜田町を中心とする醫療組合組織準備會の状況に關しては曩報の處(特高月報 五月分)本月二十六日午後二時より龜田町大字城所青年俱樂部に於て、五泉醫同酒井醫師、書記長齋藤國定、葛塚醫同阪卷、水野兩醫師等の列席を需め、準備委員八名、其他一般北日本農民組合員二十名出席の上第二回組織準備會を開催し、各準備委員の報告を基礎とし組織發展の見透の下に醫療組合を組織する事に決定し、佐野春治を常任委員長に、其他八名の常任委員を任命し、且つ書記局を組織することとし井越甲、小泉常作其他二名(一名缺員)を書記に推薦任命し、最後に水野醫師より一般開業醫藥の高價にして醫療同盟組織の必要なる所以を力説強調する處ありて午後五時散會せり。

##### (二) 醫療同盟全縣統一問題

本件に關して曩報(特高月報 二月分)の通り財源捻出の方途なく一時保留となり、其後運動の進展を見ざりしが、葛塚醫同書記中林象平は、本月十七日長場出張診療所に書記會議を召集し本問題を中心議題として協議する豫定なりし處、出席者二名に過ぎず流會の止むなきに至りたり。

而して本問題は、中林象平、水野進等一、二幹部に於て實現促進を唱導し居りて、他の幹部に在りては目下葛塚醫同夫自體の維持にさへ困難を感じつゝある折柄全縣統一の如き實現性乏しく、之が運動に全力を傾注するに於ては葛塚醫同の進展を阻害すべしとなし反對的態度を持し、一方五泉醫同に於ても最近時期尙早なりとの見解を有するもの多く全く行惱みの狀



況にあり。 (三) 看護婦同盟の状況 書記長齋藤國定は、警察同盟経営に係る診療施設の擴充を期し、將來自己の生活を維持せんと  
の野望の下に同盟の勢力扶植に狂奔しつゝあるが、最近南部診療所と全農縣南部地區經營に係る南部相扶組合(醫藥組合)  
との合同を策し、同地區書記長森利貞、内山光司、南部診療所和泉精市、全農縣執行委員石田宥全等と數回折衝の結果兩  
者の主張接近し合同實現するにあらずやと認められたる處突如全農南部地區委員長佐藤時郎並北日本農民組合本部幹部間に  
ありて、極力合同に反對を唱へたる爲合同一頓座の状況にあり。

三、學生運動の状況

最近學生運動が漸次活潑に向ひつゝあることは、前月分月報に記載せる所なるが、其の後どの傾向は益々顯著なるものあ  
り、本月分の状況次の如し  
(一) 關東學生雄辯聯盟の結成運動 學生の辯論大會の状況 昨年末以來、都下大學專門學校一部學生間に「全國大學高專雄  
辯同盟」に對抗して「關東學生雄辯聯盟」の組織が提唱せられつゝありたるが六月二十日及二十三日の兩日その組織準備會を  
開催し、近くその結成大會を開催する豫定なり。

而してその参加豫定校は、明治大學、法政大學、早稻田高等學院、青山學院、駒澤大學、明治學院、慶應大學、立教大學、  
大倉高商等にして、その創立趣意書に依れば「從來の既成雄辯同盟は餘りにも一方的イデオロギーと學生の本分を越えたる  
政治的色彩濃厚にして我等純眞なる學徒としては賛成し得ざるもの」と稱し「關東學生雄辯聯盟」は「飽く迄純眞なる學  
徒の本分に基き充分なる言論機能の發揚を目指す」ものなりと稱しつゝあるが、その實際は全國大學高專雄辯同盟の愛國的

イデオロギーに對抗せんとするものゝ如くにして、その眞意は反ファツシヨ運動の如く認めらるゝ。 五月十九日築地小劇場に  
於て新協劇團公演の「天祐丸」なる左翼劇を觀覽したるは、五月分月報に記載せる所なるが、その後之等學生が更にその演  
劇合評會に名を藉り左翼意識の宣傳煽動乃至は極左組織の連絡に努むるが如き疑ひありたるを以て、警視廳に於て極力注意  
中の所、六月二日午後七時頃京橋區木挽町三丁目二番地貸席朝日俱樂部に於て新協劇團文藝部員松本克平、ト赤澤義巳を招  
きその合評會を開催せんとしたるを以て、直ちに集會の解散を命じ赤澤義巳外一名を所轄警察署に一時檢擧せり。

(二) 學生新劇クラブの演劇合評會の開催及之が取極状況

學生新劇俱樂部の策動に基き都下學生が五月十九日築地小劇場に  
於て新協劇團公演の「天祐丸」なる左翼劇を觀覽したるは、五月分月報に記載せる所なるが、その後之等學生が更にその演  
劇合評會に名を藉り左翼意識の宣傳煽動乃至は極左組織の連絡に努むるが如き疑ひありたるを以て、警視廳に於て極力注意  
中の所、六月二日午後七時頃京橋區木挽町三丁目二番地貸席朝日俱樂部に於て新協劇團文藝部員松本克平、ト赤澤義巳を招  
きその合評會を開催せんとしたるを以て、直ちに集會の解散を命じ赤澤義巳外一名を所轄警察署に一時檢擧せり。

四、プロレタリア文化運動の状況

最近左翼運動擡頭の氣運に乗じ各種文化團體が結成せられ來りたることは、前月分月報に記載せる所なるが六月中に結成  
せられたる文化團體の状況次の如し。

府縣團體名	創立年月日	綱領主旨	中心人物	所屬員數	組織經過及注意を要する事項
東京 エルテル俱樂部	六月二十日	ペンに依り生活する者の溜りとして、休息談話原稿通信の便等に利用することを目的とする	幹事 湯澤光行 片岡純治 關英太郎	二八	上記綱領主旨に基き結成せるものなるが、その會員は孰れも進歩的左翼評論家、文士、新聞記者等に於て、左翼陣營擡頭の氣運あるに鑑み注意を要するものとする